

熊本市新型コロナウイルス感染症
対応報告書

令和6年(2024年)3月
熊本市

目次

1 策定趣旨	1
2 本市における感染状況	1
3 取組・対応の概要	7
(1) 相談・検査・医療提供体制.....	7
① 帰国者・接触者相談センター.....	7
② 帰国者・接触者外来.....	8
③ PCR 検査.....	8
④ 変異株検査	11
⑤ 積極的疫学調査.....	12
⑥ クラスター対策.....	14
⑦ 熊本市民病院（感染症指定医療機関）の対応.....	16
⑧ 入院受入医療機関.....	17
⑨ 宿泊療養施設の確保.....	20
⑩ 医療提供体制の見直し.....	21
⑪ 自宅療養者等への対応.....	23
⑫ 発熱患者への対応.....	26
⑬ 救急対応	27
⑭ 保健所の組織体制.....	28
(2) 予防・まん延防止	30
① 医師等から構成される専門家会議の設置とリスクレベルの策定.....	30
② 情報発信（市民向け広報・啓発等）	35
③ 感染者及び関係者、ワクチン未接種者等への人権侵害や風評被害.....	38
④ 外出自粛要請.....	39
⑤ 学校	40
⑥ 保育所・児童育成クラブ・子育て支援等.....	43
⑦ その他の福祉施設.....	45
⑧ 市有施設の利用休止.....	46
⑨ 市主催事業等の中止・延期.....	48
⑩ 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策.....	50
⑪ 避難所対策	54
⑫ 公共交通における予防・まん延防止対策.....	55
⑬ 熊本市中心市街地における感染防止対策.....	56

⑭	高齢者施設等従事者への集中的検査の実施.....	57
⑮	戦略的モニタリング検査の実施.....	58
⑯	抗原簡易キットの配布.....	59
⑰	新型コロナワクチン接種体制等の整備について.....	59
⑱	季節性インフルエンザ予防接種の対応.....	61
(3)	市民生活及び地域経済安定の確保.....	62
①	物資及び資器材の備蓄等.....	62
②	市民生活、生活支援（特別定額給付金、生活困窮者支援等）.....	62
③	経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）.....	64
④	児童生徒の学習機会の確保.....	65
(4)	実施体制.....	67
①	危機管理体制・対策会議等の運営.....	67
②	組織体制・応援体制.....	68
③	県と市の連携・役割分担.....	69
4	分野別対応状況（時系列）.....	71
(1)	実施体制.....	71
①	危機管理体制・対策会議等の運営.....	71
②	組織体制・応援体制.....	83
③	県と市の連携・役割分担.....	88
④	専門家会議.....	88
(2)	サーベイランス・情報収集.....	90
①	PCR検査体制の確保.....	90
②	積極的疫学調査.....	91
③	保健所の組織体制.....	92
(3)	情報提供・共有.....	93
①	情報発信（市民向け広報・啓発等）.....	93
②	人権侵害や風評被害に対する広報.....	96
③	相談体制.....	97
(4)	予防・まん延防止.....	98
①	外出自粛要請.....	98
②	学校.....	99
③	保育所・児童育成クラブ、子育て支援等.....	104
④	その他の福祉施設.....	109
⑤	市有施設の利用休止.....	112
⑥	市主催事業等の中止・延期.....	113
⑦	庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策.....	116

⑧ 避難所対策	121
⑨ 熊本市中心市街地における感染防止対策.....	121
⑩ 高齢者施設等従事者への集中的検査の実施.....	122
⑪ 戦略的モニタリング検査の実施.....	123
⑫ 抗原簡易キットの配布.....	123
⑬ 新型コロナワクチン接種体制等の整備について.....	124
⑭ 季節性インフルエンザ予防接種の対応.....	127
(5) 医療	127
① 帰国者・接触者外来の体制確保.....	127
② 市立病院の対応.....	127
② 入院受入医療機関の病床確保.....	131
④ 宿泊療養施設の確保.....	134
⑤ 医療提供体制の見直し.....	135
⑥ 発熱患者への対応.....	135
⑦ 救急対応	136
(6) 市民生活及び地域経済安定の確保.....	137
① 物資及び資器材の備蓄等.....	137
② 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）	138
③ 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）	145
④ 児童生徒の学習機会の確保.....	152
⑤ 熊本市経済再建・市民生活安心プラン.....	153
(7) その他（財政運営等について）	154
① 財源確保	154

資料編

【本報告書の対象について】

本報告書は、令和2年（2020年）1月から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行した令和5年（2023年）5月8日までの本市の感染状況やその状況に応じて実施した対策等を対象とする。（ただし、保健衛生体制や医療提供体制については、移行期間（令和6年（2024年）3月31日）までの内容を対象とする。）

1 策定趣旨

本報告書は、これまでの新型コロナウイルス感染症への対策と対応を評価・検証し、新興感染症等に備えるとともに、本市の感染状況やその状況に応じて実施した対策を記録として残し、後世に伝えていくことを目的として作成する。

2 本市における感染状況

<第1波（令和2年（2020年）1月1日～6月30日）>

令和2年（2020年）2月21日に市内で初めて感染者が発生し、ご家族や関係者から感染が確認されたが、その後しばらくは新たな感染者は確認されなかった。

しかし、3月25日に東区の温浴施設を長期間利用している方の感染が確認された。同温浴施設は、不特定多数の方が利用する施設であったことから、感染拡大防止を図るため、施設に同意を得た上で施設名の公表を行い、利用者に対して帰国者・接触者相談センターへの相談を呼びかけた。

また、厚生労働省のクラスター対策班にも支援を依頼し、濃厚接触者をはじめ、従業員や利用者などの徹底的な検査を行い、更なる感染拡大防止に取り組んだ。

3月29日には、市内の飲食店内において複数名の感染が確認されたことから、感染拡大防止を図るため、同意を得た上で店名の公表を行い、利用者へ帰国者・接触者相談センターへの相談を呼びかけ、徹底的な検査を実施した。

4月に入ってから飲食店や医療機関において感染者が発生するなど、市内において感染が急速に拡大し、4月26日までの間に連日のように感染者が確認されたが、その後は5月8日の1例を除き、7月19日まで感染者は確認されなかった。

<第2波（令和2年（2020年）7月1日～9月30日）>

令和2年（2020年）7月20日に、およそ2か月半ぶりに感染者が確認されると、その後再び感染者数は拡大した。同年9月中旬には一旦縮小傾向となるも、9月末から接待を伴う飲食店でのクラスターが多数発生するなど、中心市街地の繁華街を中心に再拡大した。

<第3波（令和2年（2020年）10月1日～令和3年（2021年）3月31日）>

令和2年（2020年）12月下旬に、介護老人保健施設で大規模クラスターが発生するなど、感染が急速に拡大し、令和3年（2021年）1月8日時点で周産期医療等の特別な配慮が必要な方への確保病床を除いた一般の病床使用率は、95.7%とほぼ満床の状態となり、極めて危機的な状況になった。

そこで、1月10日には本市独自の「熊本市医療非常事態宣言」を発令し、また、1月14日には県より県独自の「緊急事態宣言」が発出され、少人数での会食や高齢者等

重症化リスクのある方々の不要不急の外出自粛など、改めて市民に対し感染防止対策の徹底をお願いした。

その結果、新規感染者は減少し、病床使用率も改善したことから、専門家の意見も踏まえ、2月17日に「熊本市医療非常事態宣言」及び県独自の「緊急事態宣言」が解除された。

＜第4波（令和3年（2021年）4月1日～6月30日）＞

令和3年（2021年）3月31日、本市で初めて、従来の新型コロナウイルスの変異株であるアルファ株の感染者が2名確認された。

4月中旬から感染が拡大をはじめ、従来株より感染力が高いと言われるアルファ株の影響もあり、4月25日には、病床使用率が「熊本市医療非常事態宣言」発令の目安となる50%を超えたことから、1月10日以来2回目となる発令を行った。

しかし、大型連休に伴う越県移動の増加等により、連休明けに感染が爆発的に拡大し、県内の感染状況も国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」のステージ3の基準を超えたことから、5月7日に県独自の「熊本蔓延防止宣言」が発令され、不要不急の外出自粛や飲食店に対する営業時間短縮要請などが行われた。

その後、5月16日から6月13日の期間、県に対して「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、「まん延防止等重点措置」が適用される事となり、本市が重点措置適用区域と定められた。なお、県においては6月14日から6月27日の期間、県独自の「医療を守る行動強化期間」を定め、警戒を続けていた。

感染者の急増に伴い、病床使用率も増加を続け、5月22日及び同月24日には、一般病床使用率が100.7%となり100%を超え、6月2日には、重症病床使用率が72%まで上昇した。

「まん延防止等重点措置」の適用により、新規感染者数が大きく抑えられた結果、6月10日には病床使用率が46.2%となり、4月24日以来初めて50%を下回った。

その後、6月13日に「まん延防止等重点措置」が解除され、6月24日に本市の重症病床使用率も24%まで減少し、同月27日をもって「熊本市医療非常事態宣言」及び県の「医療を守る行動強化期間」が解除された。

「熊本市医療非常事態宣言」を発令していた期間、期間中の療養者が約600名にのぼり、その内約430名が自宅療養や宿泊療養などの医療機関以外での療養となった。

＜第5波（令和3年（2021年）7月1日～10月14日）＞

令和3年（2021年）7月15日、アルファ株より感染力が1.5倍高い可能性があると言われていたデルタ株による感染者が本市で初めて確認された。同月の連休後から新規感染者が増加し始め、同月30日に再び県独自の「熊本蔓延防止宣言」が発令された。

アルファ株からより感染力の強いデルタ株への置き換わりが進んだことから、新規

感染者が急増した。

8月5日には、三度目となる「熊本市医療非常事態宣言」を発令するとともに、8月8日から31日までの期間に、県に対して二度目の「まん延防止等重点措置」が適用され、本市が重点措置適用区域と定められた。

夏季休暇等に伴い来県者が増加したことなどにより、8月17日には1日として最多となる185名の新規感染者を確認するなど、感染のピークが訪れ、ピーク時の感染者数は4月から6月までの期間の約2倍となった。

また、8月17日には、当初8月31日までとされていた「まん延防止等重点措置」の期間が、9月12日まで延長されることが決定された。

感染拡大を抑えるため、8月24日には、本市教育委員会より、新学期の教育・保育施設において、分散登校、リモート授業、登園自粛要請などの強い対策を実施することを発表した。同時期には新規感染者は減少に転じていたものの、9月に入っても国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」のステージ4の基準を上回っていたことから、9月9日、再び9月30日まで「まん延防止等重点措置」が延長されることが決定された。

9月中旬以降は急激に新規感染者が減少し、9月17日に、国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」もステージ3、県のリスクレベルも「レベル5 厳戒警報」に引き下げられ、同月30日をもって、「まん延防止等重点措置」及び「熊本市医療非常事態宣言」は解除された。

7月から9月において、ワクチン接種等の影響により高齢者よりも若年層の感染者数が多く確認され、特に高校生以下の感染者数は、4月から6月の期間の約8倍に増加した。

また、期間中の療養者数が約1,200名にのぼり、自宅療養者は700名を超えることとなり、自宅療養者に対する医療提供体制の構築が課題となった。

<第6波（令和4年（2022年）1月1日～6月30日）>

令和3年（2021年）10月から12月において、新規感染者は非常に少ない状況が継続していたが、南アフリカ等で確認された新たな変異株であるオミクロン株が、令和4年（2022年）1月に市内で確認された。

オミクロン株は、デルタ株と比較しても感染力が高く、年末年始の県外からの帰省や会食などによって感染し、家庭や職場、部活動などにおいて感染の拡大が見られた。

また、医療機関・高齢者施設においてクラスターが多発し、入院患者や施設利用者、従業者への感染が拡大し、本市の確保病床使用率が一時87%を超過した。

第6波における週の新規感染者数は最大で3,930人となり、第5波のピーク時の約4倍となった。第5波と比較して、入院率は低くなったものの、新規感染者数が多いこ

とから、入院者数も増加し、医療提供体制への負荷が非常に大きくなった。

これらの感染状況を受けて、令和4年（2022年）1月21日から、県に対して三度目の「まん延防止等重点措置」が適用され、本市が重点措置適用区域と定められた。本市においても、1月24日、四度目となる「熊本市医療非常事態宣言」を発令した。

3月中旬には新規感染者数の減少傾向が継続し、3月21日に「まん延防止等重点措置」が解除された。

本市では新規感染者数の増加の兆しが見られていたが、病床使用率は減少し、3月24日以降は「熊本市医療非常事態宣言」の解除の目安となる基準を継続して下回ったことから、同月28日をもって同宣言を解除した。

＜第7波（令和4年（2022年）7月1日～9月25日）＞

令和4年（2022年）7月以降は、オミクロン株の中でも感染力が高いとされるBA.5系統が主流となり、急激に感染が拡大した。第7波における週の新規感染者数は最大で12,855人となり、第6波のピーク時の約3.3倍となった。

医療機関や高齢者施設等でのクラスターの多発によって病床使用率が急激に上昇し、また、発熱患者や検査を希望する方の急増により、発熱外来がひっ迫し、一部の医療機関においては診療を断らざるを得ない状況となった。

このことを受け、7月25日、熊本市医師会長と市長による合同記者会見を開催し、「医療機関の適正な受診」などを市民に向けてお願いするとともに、新型コロナウイルス感染症の対応以外にも、救急医療や一般医療等も非常に大きな影響を受けていたことから、7月29日には、五度目となる「熊本市医療非常事態宣言」を発令した。

8月下旬には新規感染者数及び病床使用率が減少し始め、医療提供体制のひっ迫状況に改善が見られたことから、9月16日をもって「熊本市医療非常事態宣言」を解除した。

＜第8波（令和4年（2022年）11月1日～令和5年（2023年）2月1日）＞

令和4年（2022年）11月上旬には新規感染者数の微増傾向が続いていたが、12月中旬に急激に増加し始めた。第8波における週の新規感染者数は最大で13,391人となり第7波のピーク時の約1.04倍となった。

医療機関や高齢者施設等でクラスターが頻発したことなどによる病床使用率の急激な上昇に加え、季節性インフルエンザの流行期入りや冬場における新型コロナウイルス感染症以外の救急搬送の増加に伴い、医療提供体制への負荷が非常に高まった。

令和5年（2023年）1月中旬には新規感染者数及び病床使用率は減少に転じた。

その後も大きな感染拡大は見られず、新規感染者数及び病床使用率が低い水準で推移している中、3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となった。

また、5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に変更された。

< 5類感染症への移行後（令和5年（2023年）5月8日～） >

令和5年（2023年）5月以降、新規感染者数が徐々に増加し、7月下旬においては、一定点あたりの感染者数が19.76人と第8波のピーク時の半数にまでいたった。

しかし、入院の受入れに関しては、確保病床以外での受入れも行われたことから、医療提供体制がひっ迫している状況とまではいってなかった。

なお、5類感染症への移行後、患者数については、これまでの全数把握を終了し、定点把握へ移行して発生動向を把握している。



▲ 熊本市1例目発生の際の記者会見

新規感染者数の推移（熊本市分）（単位：人）

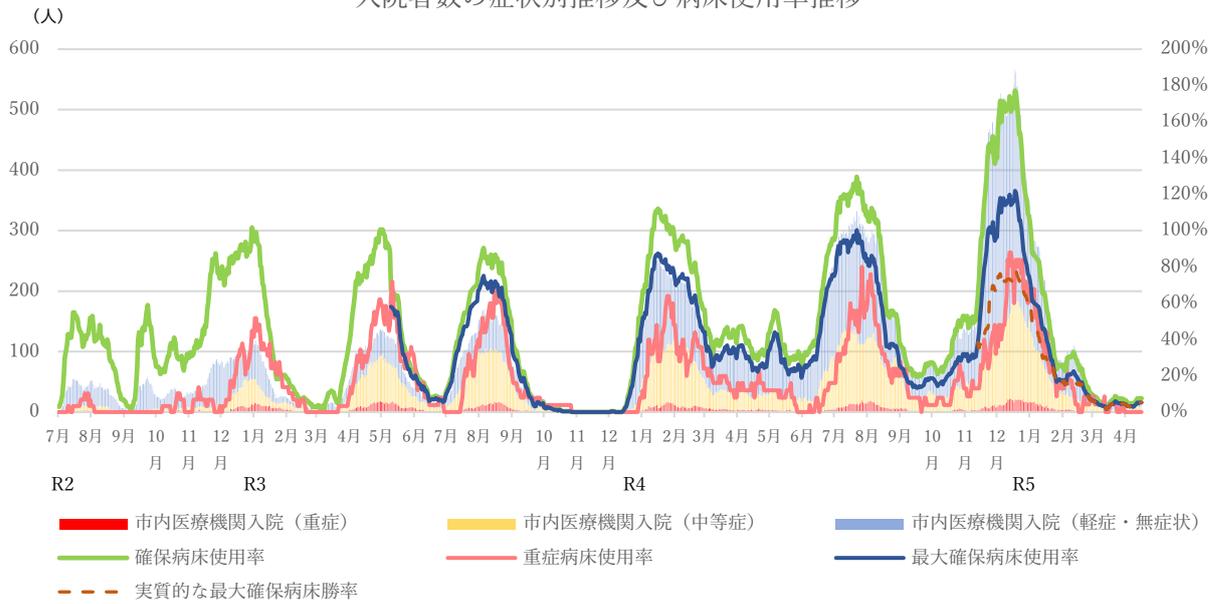
	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	波間期	第6波	第7波	波間期	第8波	波間期
期間※	2020.01.01～ 2020.06.30	2020.07.01～ 2020.09.30	2020.10.01～ 2021.03.31	2021.04.01～ 2021.06.30	2021.07.01～ 2021.10.14	2021.10.15～ 2021.12.31	2022.01.01～ 2022.06.30	2022.07.01～ 2022.09.25	2022.09.26～ 2022.10.31	2022.11.01～ 2023.02.01	2023.02.02～ 2023.05.07
感染者数	40	219	1,607	1,819	4,542	22	47,729	97,851	7,799	83,589	6,181

※本市のデータから便宜的に決定

本市の感染者数（公表日基準）



入院者数の症状別推移及び病床使用率推移



3 取組・対応の概要

(1) 相談・検査・医療提供体制

① 帰国者・接触者相談センター

厚生労働省の令和2年(2020年)2月1日付事務連絡¹により、保健所内に帰国者・接触者相談センターを設置し、本人や医療機関からの相談の内容を聞き、検査が必要な患者を帰国者・接触者外来につなぐ役割を担った。相談対応業務には高度な医学的知識・スキルが要求されることから、保健師等の専門職により対応した。

また、聴覚障害者等からの相談に対応できるようFAXやメールによる相談体制を整備するとともに、外国人に対しては、熊本市外国人総合相談プラザにおける相談対応や、帰国者・接触者相談センターへの通訳支援を行った。

相談窓口については、令和2年(2020年)1月30日に保健所内に一般相談窓口を開設し、その後、同年2月3日には帰国者・接触者相談センターに、同年4月13日以降は、市民に分かりやすいよう新型コロナ相談センターに名称を変更した。当センターでは、帰国者・接触者外来への受診調整をはじめ、様々な相談に対して丁寧に対応を行った。

相談時間については、令和2年(2020年)2月22日より24時間体制に拡充し、平日夜間や土日もシフトを組み、職員が対応を行ったが、保健所の職員だけでは対応することができず、各区役所の保健師による応援体制を組んだ。

当センターでは、感染拡大に伴い健康に不安を抱える方や疑い症状のある方からの相談が増加し、特に同年3月末に温浴施設の利用者から複数の感染者が発生した後は、1日で最大451件の相談が寄せられるなど相談件数が急増した。

相談に対しては、国の新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義や相談・受診の目安を踏まえて応じたが、国の受診・検査の目安と受診や検査を希望する相談者のニーズに乖離があり、対応に苦慮することも多かった。

また、本来の健康相談以外にも苦情や市の取組に対する意見などの電話も多く、多い時は1時間おきに同じ方からの電話に対応するなど、業務は多忙を極め、職員の疲弊の一因となった。

県では、帰国者・接触者相談センターについて、民間のコールセンターを活用していたが、本市で対応している保健師等の専門職と県のオペレーターでの対応能力の違いや、県市の保健所での対応方法の違いにより、県市での連携が困難な事例もあった。

令和2年(2020年)11月1日以降は、相談業務を行う保健師を疫学調査等に集中させるなど、リソースの最適化を図る観点から、一般相談や苦情等については、県市で

¹ 令和2年2月1日付「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」厚生労働省

コールセンターに委託することとし、「熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」を開設した。

令和5年（2023年）5月8日より、5類感染症への移行に伴い、同年5月7日をもって「熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」は終了した。

② 帰国者・接触者外来

本市では、厚生労働省の令和2年（2020年）2月1日付事務連絡²により、同年2月8日に帰国者・接触者外来を設置し、感染の疑いがある患者を診察し、PCR検査の検体採取を行った。

その後、令和2年（2020年）2月25日には新たに5医療機関に協力いただき、感染の疑いがある患者への外来診療に必要な体制を確保した。また、同年7月1日には熊本本市医師会と連携し、PCRの行政検査を集中的に実施する機関として地域外来・検査センターを設置した。

本市では、令和2年（2020年）3月末に感染が急速に拡大し、受診者も大幅に増加したが、市内7ヶ所の帰国者・接触者外来や、帰国者・接触者外来以外の約50の医療機関においても、適切な感染対策を講じたうえで可能な範囲での検体採取を依頼するなど、様々な機関の協力により対応することができた。

一方で、運営については、各医療機関が協力可能な日時で体制を確保したことから、診療日や診療時間が医療機関により異なり、特に土日・祝日については一部の医療機関にのみ負担を強いることになった。そのような中、各医療機関においては、新型コロナウイルス感染症に対応するための人員や、感染対策防護具などの確保に苦心された。くわえて、各医療機関においては、外来診療に対して支払われる診療報酬では人件費等の経費を賄うことができず、収支不足に対する支援を求める声があった。

令和2年（2020年）4月の感染拡大を踏まえ、外来診療体制の更なる強化と帰国者・接触者外来の負担軽減を図るため、同年8月から11医療機関に協力をいただき、外来診療・検体採取を行う「検査協力医療機関」を設置した。

③ PCR検査

本市のPCR検査については、保健所での症状や行動歴等の聞き取りにより必要と判断された方、医療機関において医師が必要と判断した、感染の疑いがある患者について、検査を実施してきた。

国の方針においては、検査対象として、当初は発熱や呼吸器症状に加え、濃厚接触者であること又は流行地域への渡航歴のある方などに限られていたが、要件が徐々に緩和され、令和2年（2020年）2月27日からは、医師が感染を疑う者についても対象

² 令和2年2月1日付「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」厚生労働省

となることとなり、本市でもこの方針に沿った対応を行った。

しかしながら、同年3月末の温浴施設での感染拡大を踏まえ、それ以降は、個々の感染状況に応じた柔軟な対応をとることとした。特にクラスターの発生が見込まれる場合や、医療機関や高齢者施設など重症化のリスクが高い方が多い施設において感染が確認された際には、検査対象を可能な限り広範囲に設定し、濃厚接触者はもとより、無症状の接触者も含め、迅速かつ徹底的な検査を実施することで感染拡大の封じ込めに取り組んできた。

検査体制については、厚生労働省の令和2年（2020年）1月23日付事務連絡³による検査協力依頼に基づき、同年1月31日から環境総合センターにおいて40検体/日の検査能力でPCR検査を開始した。令和2年（2020年）3月9日には、当初から増設を予定していたリアルタイムPCR装置を1台購入し2台体制となったことから、検査能力は60検体/日まで拡充した。

令和2年（2020年）3月に入り、中旬までは検査実施数が1日平均16件程度であったが、下旬には2つの施設などで複数の患者が発生し、検査実施数も1日平均42件と急増してきた。

このような中、令和2年（2020年）4月4日に実施した検査において、検査機器の入力間違いによって、陰性であった検体を陽性と判断する検査ミスが発生し、当該患者及び当該患者が入院していた病院などに多大なご迷惑をかけることとなった。検査ミスの再発防止として検査結果確認方法の改善、検査員や事務員の増員を行い、令和2年（2020年）4月8日には最大1日当たり90検体に対応できる検査体制とした。

その後、運用の改善や新たな装置の導入などにより、令和3年（2021年）2月末時点の環境総合センターの検査能力は300検体/日となった。

あわせて、環境総合センター職員の負担軽減、クラスター発生等に伴い短期間で大量の検査が必要となった場合への対応、感染再拡大への備えなどの観点から、専門的なスキルを持った人材の育成、熊本県保健環境科学研究所との相互検査協力、行政検査の一部の民間委託等に取り組んできた。

このうち民間委託については、令和2年（2020年）4月27日付で㈱CIS熊本中央研究所と、同年5月1日付で国立大学法人熊本大学（熊本大学病院）と行政検査の業務委託契約を締結し、検査体制の強化を図った。

さらに、令和2年（2020年）12月1日付で、国立大学法人熊本大学（大学院生命科学研究部）及び㈱エスアールエルと、令和3年（2021年）12月1日付けで学校法人銀杏学園熊本保健科学大学とも行政検査の業務委託契約を締結し、感染拡大に備え検査体制を強化した。迅速に検査結果が出せる㈱CIS熊本中央研究所、比較的安価に検査を実施できる熊本大学と熊本保健科学大学、大量の検査受託が可能なエスアールエル

³ 令和2年（2020年）1月23日付「新型コロナウイルスに関する検査対応について（協力依頼）」厚生労働省

と、検査機関ごとの特長を踏まえ、必要な検査を適時に行うことで、陽性者や濃厚接触者への迅速な対応を行った。

くわえて、熊本市医師会と連携した地域外来・検査センター（熊本市医師会PCRセンター）を設置し、自院で検体採取ができない医療機関の患者の検体採取を受け付ける体制を整備したほか、各医療機関において保険適用で行われる抗原検査⁴キットでの検査についても熊本県医師会等の関係機関との連携を深めるなど、PCR等検査体制の強化に取り組んだ。

これらの取組により検査体制が整ってきたこともあり、令和2年（2020年）8月前後の感染拡大局面（第2波）あたりから、検査実施数が増加した。令和2年（2020年）12月から令和3年（2021年）1月にかけての感染拡大局面（第3波）では検査実施数が更に急増し、令和3年（2021年）1月26日には、1日の検査実施数としては最多の1,276件の検査を行った（高齢者施設等従事者向けPCR検査分を含む）。

感染拡大のピーク時には濃厚接触者が多数発生し、検査調整に時間を要する状況であったことから、令和3年（2021年）8月下旬に、検体採取場所を1カ所から臨時的に2カ所に増やし対応した。同年9月には、自ら検査を実施できるようにするために、薬局において医療用抗原検査キットの販売が認められた。

また、令和4年（2022年）8月には、抗原検査キットのOTC（一般用医薬品）化により、インターネット販売が認められたことで、抗原定性検査キットを用いた検査が普及し、PCR検査数は減少傾向となった。

検査実施数の推移（熊本市実施分）

（単位：件）

R2年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
0	83	541	1,487	460	212	848	3,478
9月	10月	11月	12月	R3年1月	2月	3月	4月
2,029	2,697	2,499	6,671	10,313	1,689	1,098	3,061
5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
7,844	2,442	1,837	11,076	5,670	1,783	260	146
R4年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
15,734	17,061	16,427	13,373	12,106	9,859	46,117	55,131
9月	10月	11月	12月	R5年1月	2月	3月	4月
15,719	2,652	3,183	7,817	6,046	2,063	1,017	168
5月	R2年1月-R5年5月計						
57	292,754						

⁴ ウィルスに感染した細胞から出る抗原を検知して診断に導く検査。

④ 変異株検査

令和3年(2021年)2月5日付けの「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について(要請)」において、変異株発生の早期探知を強化するため、全国の地方衛生研究所において変異株の疑いを確認するためのPCR検査を行い、その結果、変異株が疑われる検体を国立感染症研究所へ提出する旨の要請が行われた。

この要請を踏まえ、本市では同年2月10日より、クラスター事例をはじめ、疫学調査上必要と判断した検体を対象に、環境総合センターにてN501Y変異株PCR検査を開始した。

令和3年(2021年)3月31日、環境総合センターで実施したN501Y変異株PCR検査において、初めて陽性が確認されたことから、変異株発生の早期探知を強化するため、民間検査機関で陽性になった検体も含め、全陽性者に対し環境総合センターでN501Y変異株PCR検査を実施することとし、同年4月15日からは民間検査機関である(株)CIS熊本中央研究所でも、N501Y変異株PCR検査を実施することとした。

令和3年(2021年)5月21日、国立感染症研究所よりL452R変異株PCR検査の方法が示された事から、環境総合センターにおいては同年5月25日から、(株)CIS熊本中央研究所においては同年5月31日から、N501Y変異株と同時にL452R変異株のPCR検査が開始された。

その後、アルファ株からデルタ株への置き換わりが進んだことから、6月7日付の国通知によりN501Y変異株PCR検査は行わず、L452R変異株PCR検査のみを実施することとなり、令和3年(2021年)7月15日に本市で初めてL452R変異株PCR検査で陽性が確認され、その後同年7月21日、環境総合センターでゲノム解析を実施した結果、デルタ株であることが確認された。

令和3年(2021年)8月1日には、熊本大学とゲノム解析に関する覚書を交わしたことから、環境総合センターのほか熊本大学においても、ゲノム解析が実施されることとなった。

令和3年(2021年)10月25日、全国的にデルタ株へ置き換わったことから、L452R変異株PCR検査を終了したが、今後の変異株に対応出来るように、体制の維持・整備を行っていた。

令和3年(2021年)12月2日、南アフリカ等で確認されたオミクロン株について、L452R変異株PCR検査で陰性を確認することで、オミクロン株の可能性のある検体を検出する旨の国通知が発出された。これを受けて、環境総合センターにおいてL452R変異株PCR検査及びゲノム解析が開始され、また、熊本保健科学大学においても、L452R変異株PCR検査が実施されることとなった。

令和4年(2022年)1月4日付で陽性となった検体について環境総合センターでゲノム解析を実施した結果、同年1月7日、熊本市で初めてオミクロン株であることが

確認された。

令和4年（2022年）2月10日には、全国的にオミクロン株へ置き換わったが、ゲノム解析については一定数を行う旨の国通知が発出され、現在も環境総合センターにおいて継続して実施している。なお、令和4年（2022年）4月13日にはBA.2系統、同年6月15日にはBA.5系統、同年11月30日にはXBB系統、同年12月7日にはBQ.1系統が確認された。

令和5年（2023年）4月27日付け改正の国通知「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株PCR検査について（要請）」に基づき、感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行した後も、新たな変異株の出現に注意することが必要であることから、引き続き、ゲノムサーベイランスを実施することとされており、今後も継続してゲノム解析を実施していく。

⑤ 積極的疫学調査

積極的疫学調査は、感染が判明した患者について、患者の基本情報や臨床経過、発症前後の行動歴、接触者等について調査し、感染源の推定や濃厚接触者の把握などを行うものである。クラスターの発生が推定された際には、PCR検査の対象者の範囲を拡大して実施するなど、積極的疫学調査により感染拡大防止に効果を発揮した。

その一方で、疫学調査上把握した濃厚接触者等の受診・検査の調整が過重な負担となり、時間外労働が100時間を超える職員も複数生じた。このように患者数の増加に伴い業務はひっ迫し、職員の疲労が蓄積した。

第3波では、1日の最大感染者数が60人を超え、応援職員として他課の保健師や事務職が動員された。また、感染者の背景は様々であることから、調査に協力をいただけない場合や公表の了解を得られないなど対応が困難なケースや、感染の確認が遅れた事例については患者調査や濃厚接触者への連絡などが深夜に及ぶことも度々あり、対応職員の負担の蓄積につながった。

第4波・第5波において、それぞれ経験を踏まえた改善を行ってきたが、感染力の強い変異株（アルファ株、デルタ株）の影響もあり、新規感染者数の急増に伴い、保健所の調査数や連絡件数も急増したため、第5波においては、疫学調査のオンラインフォームの活用や、聞き取り調査票の電子化など、業務の効率化を進めた。

第6波において、オミクロン株の流行により、患者の更なる増加が見込まれることから、令和4年（2022年）1月23日、「積極的疫学調査の重点化」を行った。具体的な内容としては、（1）陽性者への行動歴調査の遡り期間を「発症前14日間」から「発症前2日間（感染可能期間）」に変更、（2）調査対象を①陽性者本人②同居家族・同居人③重症化やクラスターなどリスクが高い施設（医療機関、高齢者施設、障がい者施設等）に重点化、（3）同居家族、重症化やクラスター発生などリスクが高い施設関係者に検査を案内。その他の方には原則検査案内は行わず、待機期間中の体

調不良や検査希望者は医療機関を案内した。

オミクロン株は感染・伝播性が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなどの特徴が明らかになってきたことから、令和4年（2022年）3月16日の国通知において、従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合は、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施することとされた。

国通知を踏まえ、本市においては、令和4年（2022年）4月に、同一世帯を一律に濃厚接触者となる取扱いへと変更した。また、オミクロン株の特徴を踏まえ、「保健所のひっ迫を防ぎつつ、高齢者等のハイリスク者の命を守ることを最優先とした体制にシフト」することとし、濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査については入院医療機関、高齢者・障がい児者入所施設等に集中的に実施した。

第7波においては、オミクロン株BA.5系統の流行に伴い、日々の新規感染者数が爆発的に増加した。そのため、令和4年（2022年）7月から保健所から陽性者への連絡手段として、「SMS（ショートメッセージサービス）」を新たに導入し、対応を迅速に行うとともに、疫学調査の効率化を図るために「熊本県・市町村共同システム 電子申請サービス」を活用し、陽性者本人が直接入力できる「オンラインフォーム」の整備に取り組んだ。

また、ハイリスク者の電話聞き取り対象者を「診察医の意見で入院の者」、「75歳以上の者」、「妊婦」、「車中泊や一般ホテルに滞在しておりすぐに宿泊施設への入所が必要な者」へ重点化し、令和4年（2022年）7月22日には国通知により、濃厚接触者の待機期間が7日から5日へ短縮となった。

令和4年（2022年）8月1日から、疫学調査の業務委託を開始し、看護師等の専門職14名、事務職10名の委託体制で開始した。

令和4年（2022年）9月26日からウイズコロナ（新型コロナウイルスとの併存）の新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しによって、発生届の届出対象者が「65歳以上の者」、「入院を要する者」、「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者」、「妊婦」の4類型に限定されたことから、保健所で把握できる陽性者が従前に比べ減少した。

第8波においては、届出対象者は高齢者や重症化リスクの高い者となることから、陽性者への連絡・調査については、「SMS（ショートメッセージサービス）」や「オンラインフォーム」によるものから、電話連絡による対応へ変更を行った。

令和4年（2022年）11月1日から令和5年（2023年）2月1日までの感染拡大期には、届出対象者の中でも優先順位をつけて、ハイリスク者を優先して電話による聞き取

りを実施した。

令和5年（2023年）5月8日から5類感染症への移行後は、積極的疫学調査を終了し、陽性者の外出制限や濃厚接触者の特定、自宅待機を求めなくなった。

⑥ クラスタ対策

同一の場において、不特定多数の感染者の接触歴等が明らかとなっており、感染拡大の可能性が考えられる集団をいわゆるクラスター（集団）として捉え、感染拡大防止に努めた。

令和2年（2020年）3月25日、市内の温浴施設で陽性者が多数発生し、厚労省及び県とも連携し、保健所を中心に積極的に介入を行った。

令和2年（2020年）3月29日、感染症対策課内に新たなクラスター対策の専門部署を設置し、職員6名を配置した。その後、同年4月から、新型コロナウイルス感染症対策課内にクラスター班を設置した。

保健所では、患者への聞き取りの結果、クラスター対策として必要と判断した場合には、職場や施設等に出向き、環境面等も含めた調査と助言指導を行ってきた。また、濃厚接触者の定義に該当しない接触者についてもPCR検査の対象とするなど、状況に応じて柔軟に検査を実施して感染拡大防止に取り組み、迅速に検査を実施してきた。

ゲノム（全遺伝情報）解析については、1つの事例で複数人の発生が見られるなど、クラスター化が予想される事例を優先して解析を依頼した。

また、クラスターの発生が見込まれる場合には、施設の同意の下、積極的に施設名の公表を行い、利用者などの不特定多数者に保健所への相談を促すなどの対応を取ることで、更なる感染拡大の防止に取り組んだ。

令和2年（2020年）8月、県と連携し、接待を伴う飲食店の戸別訪問を行い、業種別ガイドラインの実地検査を実施し、「熊本市中心市街地飲食店従業員PCR検査」も開始した。

令和2年（2020年）12月には、熊本市中心市街地でのクラスターの発生防止を図るため、熊本市版「安心な街づくりタスクフォース」を設置。接待を伴う飲食店への継続的な訪問、各種団体との意見交換会や飲食店従業員との勉強会を実施した。

クラスターとなるリスクが高い高齢者施設における利用者の検体採取では、要介護度の高い対象者の協力を得ることが困難な場合が多く、多くの時間とマンパワーを要した。また、身体的機能の低下による唾液量の減少から鼻咽頭ぬぐいを採用することが多いが、認知機能の低下などにより拒否されることも多く、そのために接触時間が長くなり職員の感染暴露リスクも懸念された。

第3波では介護老人保健施設や医療機関でクラスターが発生し、厚生労働省クラスター班や災害派遣医療チーム（DMAT）からの支援を受けながら、具体的な対策につい

て指導を受けた。

この経験を踏まえ、感染拡大を防止するため、クラスターが発生した施設には速やかに施設調査を行い、ゾーニング等の感染対策の指導を実施するとともに、関係各所と連携を取り、物資等の支援を協力して行うこととした。

また、県の感染管理ネットワークを活用し、より専門的な感染拡大防止策を実施するほか、クラスターの感染者が市外に及ぶ場合は、県市での情報共有を迅速に行ってきた。

令和4年（2022年）1月、施設種別毎（福祉施設、医療機関、保育幼稚園、学校）にチームを編成し、疫学調査の迅速化を図った。あわせて、上記チームを統括する「クラスター対策チーム」を設置し、クラスター事例の情報集約や速やかな課内カンファレンスの実施、庁内での情報共有、報道発表等につなぐ体制を整備した。

また、各施設の業務所管課や熊本県感染管理ネットワークと連携し、施設訪問等による感染管理対策指導を実施した。

令和4年（2022年）4月から、積極的疫学調査の重点化に伴い、保健所より感染対策指導等を行うクラスター事例を福祉施設と医療機関に限定した。

令和4年（2022年）6月からは、陽性者が発生した高齢者等の入所施設に対して登録医療機関の医師や看護師等で編成した「医療支援チーム」を派遣する事業を開始し、感染管理対策指導、業務継続支援及び必要時に診療を行う体制を整備した。（令和5年（2023年）7月時点で登録医療機関は18機関）

令和4年（2022年）7月、感染拡大に伴い、福祉施設、医療機関においても、クラスター事例として保健所が疫学調査を行う事例を重点化した（ICN在籍・受入医療機関であれば医療機関主導で対応、通所系福祉施設等は基本的に調査対象外）。医療機関におけるクラスター事例の判断については、医療機関からの申告制へ変更した。

第7波以降、オミクロン株BA.5系統の流行によって、新規陽性者数の増加や医療機関や高齢者施設等におけるクラスターが多く発生した。それに伴い、入院受入医療機関もひっ迫したため、高齢者施設等の入所者の医療機関への入院調整が困難な状況に陥った。また、医療機関や施設の職員が陽性や濃厚接触者になることに伴い、施設職員の人員不足により、運営に支障をきたすケースも見られた。

令和4年（2022年）9月から、高齢者施設を対象として、感染対策の現地指導や、施設職員が陽性又は濃厚接触者となって人員不足となった際に業務継続支援を行う「業務支援チーム」による派遣制度を導入した（感染対策・人的支援で延べ234回訪問：令和5年（2023年）5月7日時点）。

令和4年（2022年）10月から、高齢者施設など自らが感染制御を行うことが出来る体制づくりを支援するため、これまでにクラスターが発生した施設を中心に、延べ258施設（令和5年（2023年）5月7日時点）に研修訪問を実施し、施設の感染対策に対する意識の向上を促した。

令和5年（2022年）1月から、高齢者施設等において陽性者が発生した直後から実地にて、職員及び入所者等に対する感染対策指導や濃厚接触者の特定、施設調査等を行えるよう体制を強化したことで、より正確に施設の状況を把握しクラスターの早期収束へつなげる取組を行った。

令和5年（2023年）5月から、高齢者施設等が主体的に研修を実施できるよう、基本的な感染対策（標準予防策）のポイントについて手指消毒やPPE（個人防護具）着脱等に関する研修用動画を作成し、YouTube（熊本市の公式チャンネル）及びホームページに掲載し、チラシを配布するなどの周知を行った。また、感染対策の事例集も作成し、市ホームページに掲載及び施設へ配布した（令和5年（2023年）7月31日時点で143施設へ訪問して配布）。

令和5年（2023年）5月8日の5類感染症へ移行された後は、積極的疫学調査の終了に伴い高齢者施設等からの聞き取り等を縮小した。入所の高齢者施設等で集団感染等が発生した場合や施設が検査を希望する場合においては、施設から保健所への報告を依頼し、必要時はスクリーニング検査や感染対策の助言を継続している。

また、引き続き「業務支援チーム」や「医療支援チーム」を必要時高齢者施設等へ派遣するなど、感染拡大防止に努めている。

さらに、熊本市医師会・鹿本医師会を通じて、協力医・連携医を持たない施設への往診や電話相談等協力の可否についても調査を実施した。それに伴い、施設で陽性者が発生した際、協力医・連携医を持たない施設に対し、協力可能な医療機関の情報提供を行っている。

⑦ 熊本市民病院（感染症指定医療機関）の対応

熊本市民病院は、熊本・上益城医療圏における唯一の第二種感染症指定医療機関⁵として、第二種感染症相当とされた新型コロナウイルス感染症患者の受入を行ってきた。

令和2年（2020年）1月27日には、中国における患者急増や日本での初期発生例を踏まえ、患者受入訓練を行い、感染症外来における診察・検体採取、感染症外来から病棟への移動、入院など新病院における受入シミュレーションを実施するとともに、院内対応時の感染防護具の着脱訓練等受入体制の準備も進めていた。

市民病院は、感染症病床を8床有していたが、入院患者の増加に対応できるよう一般病床28床を感染症病床とし、合計36床で入院対応を行ってきた。さらに、緊急時病床時には16床、超緊急時病床時には6床の合計58床で入院対応を行ってきた。

しかしながら、患者の増加に伴い、感染症病床で患者対応する看護師等の医療スタッフが不足し、その確保のために、開院以降、順次進めてきた新たな病棟のオープン

⁵ 平成11年（1999年）4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法、第6条）において、二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

を延期した。

また、患者急増時には、熊本大学病院から、医師及び看護師の派遣協力を得る又は当院内の他の部署から応援体制を組むなどの体制確保を図ってきた。

さらに、医療提供体制の拡充に伴い、協力医療機関への転院や宿泊施設への移送調整を進め、適切な医療が提供できるよう、県や協力医療機関、市保健所との連携を図ってきた。

令和5年（2023年）5月8日からの5類感染症への移行後は、感染症病床8床を即応病床とし、入院対応を行っている。

また、感染防止対策としては、当院の感染症外来や感染症病棟は、一般外来や一般病棟とは完全に分離され動線も分かれた構造になっているが、院内においては、面会制限や面会者の体温測定、更には段階に応じて面会禁止や外来患者の体温測定など、来院者による感染の防止の徹底を図ってきた。

職員に対しては、新しい生活様式の徹底はもちろんのこと、県外出張の原則中止・延期や院内会議のWEB会議推奨・開催時の人数制限、外部会議への参加制限、私的な県外への移動・旅行の自粛要請など、感染防止対策の徹底を行ってきた。

また、感染防護具の急激な需要の高まりにより、一時的にサージカルマスク⁶・N95マスク⁷、ガウン等の入荷が滞るなど、感染防護具の安定的な確保が課題となったことから、調達業者に対し物資の安定的確保を働きかけるとともに、国・県・市からの緊急時の支援物資の確保と、院内における余裕を持った備蓄を行ってきた。

財源については、新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業費補助金等の国補助を活用し、財源確保を行ってきたところである。

⑧ 入院受入医療機関

県においては、令和2年（2020年）2月以降、感染症指定医療機関を中心に病床の確保が進められ、同年4月16日時点で312床、同年7月26日時点で400床が確保された。

一方で、令和2年（2020年）4月の熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「縣市合同専門家会議」という。）において県を中心とした感染患者の入院受入にかかる調整本部が設置され、感染症指定医療機関の病床等がひっ迫してきた状況を受けて、他の受入協力医療機関への調整が開始された。

その後は、調整本部を中心として、感染症指定医療機関と受入協力医療機関の連携強化による入院受入調整が進められ、本市としても、令和2年（2020年）8月から調整本部に職員を派遣するなど県との協力体制を強化した。

⁶ 主に医療現場若しくは医療用に使用されるマスク。

⁷ アメリカ合衆国労働安全衛生研究所（NIOSH）のN95規格をクリアし、認可された微粒子用マスク。

ADL（日常生活動作）低下の高齢者や認知症等の感染者が発生した際には、二次保健医療圏内の医療機関で受入れができず、調整本部において、圏域外の医療機関への広域調整がなされたが、当該疾病の患者を多く抱える医療機関内での感染まん延と重症化のリスクに対する懸念が特に高く、認知症や精神疾患、透析患者や小児、周産期の感染者の病床確保は困難を極めた。

また、入院中に廃用症候群⁸となった高齢者や他疾患の治療が必要な患者は、入院受入医療機関を退院後、別の医療機関への転院が必要となるが、受入れによる感染リスクの懸念から退院患者を受け入れる医療機関は少なく、転院調整に時間を要するなどの課題が出てきた。

その後、令和2年（2020年）12月から市内の感染者が急増し、年末には介護老人保健施設で大規模なクラスターも発生したことから、市内の病床は満床状態となった。また、当該老人保健施設の建物内にある診療所では多くの透析患者の診療を行っていたため、透析患者の感染者が多数発生し、調整本部による広域調整が行われ、県内のコロナ陽性患者の透析病床がひっ迫した。

本市においては、令和2年（2020年）12月以降、病院訪問や意向調査を行い、令和3年（2021年）1月、令和3年（2021年）2月には県市合同で病院のトップに直接協力を依頼するなどし、令和2年（2020年）12月1日時点で96床だった市内の病床は、令和3年（2021年）3月5日時点で136床へと増床した（県は505床へ増床）。

あわせて、退院基準を満たした後もリハビリ等で入院が必要な患者の受入れを行う後方支援医療機関を確保する必要があるとあり、医療機関に協力を依頼し、令和3年（2021年）3月時点で13医療機関を確保することができた。

令和3年（2021年）3月24日付、厚生労働省事務連絡「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」に基づく、県の病床確保計画の見直しに伴い、緊急時病床の区分が新たに設けられ、県市連携による受入医療機関等への病床確保へ向けた積極的な働きかけを行った結果、令和3年（2021年）6月1日時点の平時の確保病床は182床とこれまでの136床から大幅な増床（県は598床へ増床）となり、緊急時病床では212床を確保した（県は715床を確保）。

その後も継続して医療機関への積極的な働きかけを行った結果、令和3年（2021年）6月25日に6床、9月21日に16床、10月1日に2床の計24床が増床され、同年10月1日時点の平時の確保病床は206床、緊急時病床は244床（県は確保病床642床、緊急時病床764床）まで増床し、後方支援医療機関についても同年10月1日時点で46施設を確保した。

第5波の感染者数が想定を遥かに超えたことを受け、第6波に向けた医療提供体制整備については、令和3年（2021年）10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感

⁸ 安静状態が長期に渡って続く事によって起こる、さまざまな心身の機能低下等。

染症対策推進本部事務連絡「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」に基づく、保健・医療提供体制確保計画の策定に伴い、超緊急時病床が新たに設けられ、縣市連携による更なる病床確保に向けた働きかけを行った結果、同年12月1日時点で、平時の確保病床で220床（うち重症25床、県は669床（うち重症53床））、超緊急時病床で281床（うち重症25床、県は806床（うち重症68床））の確保が図られた。

その後も縣市連携による病床確保を継続的に進め、第7波前の令和4年（2022年）6月20日時点で、平時の確保病床で242床（うち重症25床、県は705床（うち重症53床））、超緊急時病床で308床（うち重症25床、県は847床（うち重症68床））、第8波前の令和4年（2022年）10月7日時点で、平時の確保病床で315床（うち重症25床、県は832床（うち重症53床））、超緊急時病床で459床（うち重症25床、県は1,060床（うち重症68床））を確保した。

また、令和4年（2022年）11月21日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「オミクロン株による流行対応を踏まえた「保健・医療提供体制確保計画」の入院体制を中心とした点検・強化について」に基づき、適切な医療を提供するための保健・医療体制の強化・重点化を進めていくこととなり、縣市連携による更なる病床確保に向けた働きかけを行った結果、同年12月9日時点で、平時の確保病床で323床（うち重症25床、県は808床（うち重症54床））、超緊急時病床で469床（うち重症25床、県は1,072床（うち重症66床））を確保した。

その後も受入病床は増床し、令和5年（2023年）1月16日時点で、平時の確保病床で334床（うち重症25床、県は826床（うち重症54床））、超緊急時病床で480床（うち重症25床、県は1,106床（うち重症66床））に増床し、第8波後の同年2月21日時点で、平時の確保病床で338床（うち重症23床、県は833床（うち重症54床））、超緊急時病床で496床（うち重症25床、県は1,131床（うち重症66床））まで増床し後方支援医療機関についても、同年1月30日時点で、市内50医療機関まで拡大した後、同年5月8日の5類感染症移行を迎えることとなった。

令和5年（2023年）5月8日の5類感染症へ位置付け変更による新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、これまでの入院措置等の行政の強い関与を前提として、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することとなったが、同年9月末までは一定の行政関与を残した移行期間が国において設定され、国の方針に沿った県の移行計画に基づき、緊急時・超緊急時病床の11医療機関158床の確保は終了した。

また、医療機関間の入院調整が困難となる事例に対応するため、受入医療機関の促進・拡大の進捗を見極めつつ、一定の期間、重症・中等症Ⅱなど必要な確保病床の重点化を図ることとし、平時の確保病床である42医療機関338床から、令和5年（2023年）5月8日の5類感染症移行時点で40医療機関286床に重点化された。その後も一般

の医療機関での受入促進等に伴い、更に一部の医療機関で確保病床の重点化が進み令和5年（2023年）9月1日時点で39医療機関272床となった。

5類感染症移行後においては、令和5年（2023年）9月末までの移行期間が設けられたが、冬の感染拡大に備えて移行期間が延長され、令和5年（2023年）10月1日以降も確保病床が一部継続となり、確保病床は、感染状況に応じた「段階」を設定するとともに原則重要・中等症Ⅱの患者に重点化された。

令和5年10（2023年）月以降の確保病床は、段階1で12医療機関36床（県は28医療機関67床）、段階2から3で12医療機関68床（県は35医療機関245床）となり、更なる重点化を進めながら、季節性インフルエンザ等と同等の5類感染症への位置付けとなったことを踏まえ、他の疾病同様、原則として、保健所等の行政の関与によらない幅広い医療機関での入院受入と医療機関間での病病連携・病診連携による入院調整等を行う体制に移行した。

⑨ 宿泊療養施設の確保

重症者及び中等症者の入院病床を確保するため、県が中心となって、軽症者及び無症状者の宿泊療養施設を確保した。宿泊療養の体制整備及び実施主体は県が担い、1ヶ所目の施設が市内に計画されたことから、県と市が連携して運営にあたることとなった。

令和2年（2020年）4月、県が宿泊療養施設の公募を行い、運用にあたっては建物を丸ごと借り上げる条件で、県内の16施設と協定を結び1,430室を確保した（施設名や所在地は非公表）。第1施設の宿泊療養施設の開設にあたり、令和2年（2020年）6月24日に県市合同で宿泊療養施設での模擬訓練を実施した。

令和4年（2022年）9月26日の全数届出見直しに伴い、発生届の対象外となる陽性者については、宿泊療養基準の判断に必要となる情報を収集するため、陽性者本人がスマートフォン等にて直接入力するオンラインフォームが導入された。

感染者数を踏まえた客室数の確保を実施し、5類感染症への移行に伴い、令和5年（2023年）5月7日をもって宿泊療養施設の運営は終了した。

<熊本市が運営する宿泊療養施設の変遷>

令和3年（2021年）2月1日～	第1施設（70室）を本市にて単独運営開始
令和3年（2021年）7月2日	第1施設から第6施設（339室）へ借換え
令和3年（2021年）9月1日	第3施設（109室）を本市にて単独運営開始
令和4年（2022年）2月10日	第10施設（200室）を本市にて単独運営開始
令和4年（2022年）3月31日	第3施設の運営終了
令和5年（2023年）2月22日	第6施設の運営終了
令和5年（2023年）2月27日	第10施設の運営終了

令和5年（2023年）2月28日以降 県が運用を行う宿泊療養施設にて受入れを継続
令和5年（2023年）5月7日 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、宿泊療養施設の運営終了

⑩ 医療提供体制の見直し

第3波による陽性者の急増により、入院等ができない自宅待機者が最大で160名を超える事態となった。そのため、令和3年（2021年）1月24日に県市合同専門家会議を開催し、医療提供体制の再構築を図ることとなった。

まず、患者の症状等に応じて適切に入院・療養先を調整するため、入院・宿泊療養・自宅療養の基準の見直しを行った。特に、それまで明確な基準のなかった自宅療養の基準を制度化した。

令和3年（2021年）11月16日からは、保健所医師が療養先のトリアージ判定に使用するための「入院要否チェックシート」の運用を開始した。既往歴等を把握し、聞き取り情報と併せて療養先判定が可能となった。改訂を重ね、保健所医師が中和抗体療法の適用や療養先判定に活用した。

また、重症・中等症の患者やハイリスク患者が確実に入院できる入院患者受入病床の更なる確保、退院基準を満たした患者の受入れを行う後方支援医療機関の確保、入院待ち患者をはじめ宿泊療養者・自宅療養者の症状悪化に速やかに対応できる外来診療機関の確保にも併せて取り組むこととなった。

さらに、休日・夜間の急患に備えるため、令和3年（2021年）3月11日から、3医療機関による「休日・夜間輪番体制」を開始した。各医療機関にてバックベッド（在宅等での療養中に症状が悪化した際、入院措置等の対応を早急に行うための病床）を2床確保し対応した。令和4年（2022年）1月30日からは、熊本県保健・医療体制確保計画における、熊本市の「緊急フェーズ」時は7医療機関により対応した。

第5波で、自宅療養者が最大で704名発生したことから、医師会の協力のもとアンケート調査を実施し、外来・往診・電話でのオンライン診療、それぞれの対応可能な医療機関を調査した。

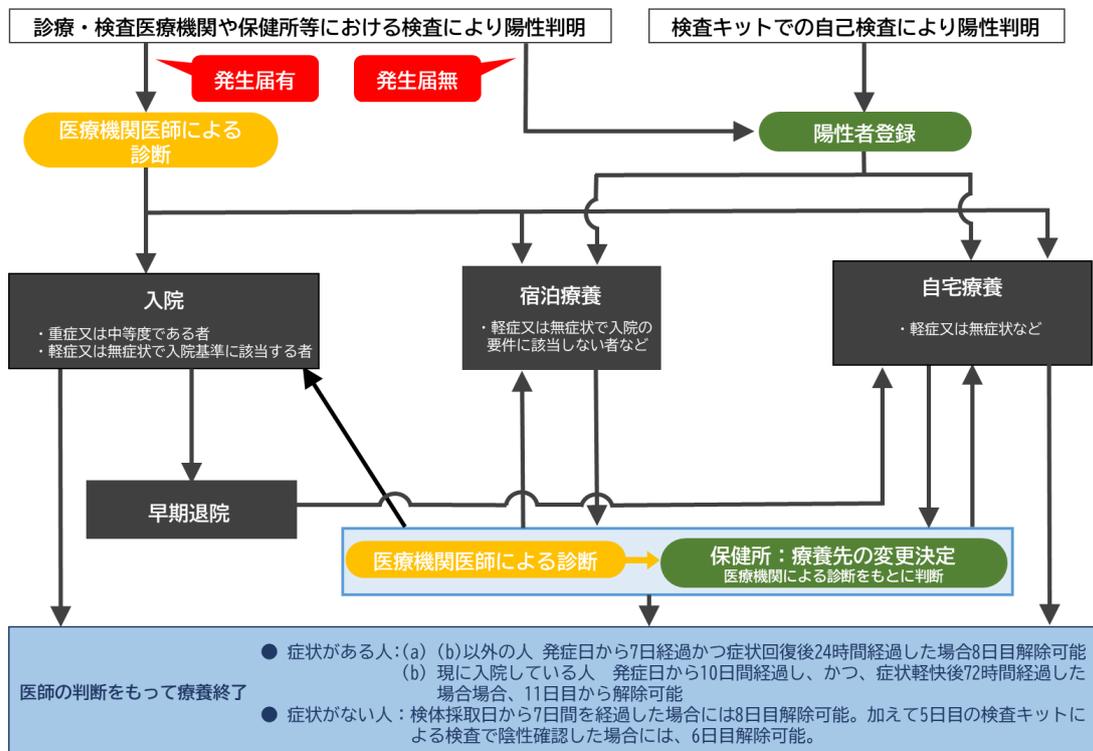
第6波では、オミクロン株の流行により、非常に多くの感染者が生じ、病床使用率もこれまでになく上昇した。継続して医療が必要な方に適切に医療資源を提供するため、令和4年（2022年）1月29日から、年齢要件を撤廃するなど、症状に応じた入院基準となるよう臨時的な運用が開始された。

入院基準の見直し後も致死率は低い水準が維持されており、適切に療養先を決定できていると考えられることから、令和4年（2022年）12月25日の県市合同専門家会議の中で、この臨時的な取扱いをオミクロン株対応の取扱いとして位置付け、この基準によって療養先を決定した。

**<病床ひっ迫時における随時的取扱の属性判明から療養先決定までの対応について
(入院・宿泊療養・自宅療養の基準)**

区分	本県における基準
入院	<ul style="list-style-type: none"> ・重症又は中等症である者 ・軽症又は無症状で、以下の①～④に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ①重篤な呼吸器疾患を有する者 ②腎臓疾患、糖尿病等により臓器等の機能が低下している おそれがある者 ③臓器移植等により免疫機能が低下しているおそれがある者 ④妊婦 ※退院基準を満たす以前でも、症状の改善が確認されれば、宿泊療養又は自宅療養を可とする。 ※上記①～④のうち、入院が必要な状態ではないと医師が判断した者は、宿泊療養又は自宅療養を可とする。
宿泊療養	<ul style="list-style-type: none"> ・軽症又は無症状で、入院の①～④に該当しない者 ・軽症又は無症状で、入院の①～④に該当する者のうち、医師が宿泊療養可能と判断した者 ※入所後3日間経過し、症状の改善が確認された場合は、自宅療養を可とする。
自宅療養	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養の対象となる患者のうち、医師が自宅療養可能と判断した者 ※原則として、同居家族に①～④に該当する者がいる場合を除く。その他、本人の年齢（40歳未満など）、家族構成、家庭の事情、本人の希望等を勘案したうえで判断

▲ 入院・宿泊療養・自宅療養基準の見直し



▲ 自宅療養を含めた医療提供体制のフローチャート

(令和5年(2023年)1月31日時点)

5類感染症へ移行した令和5年(2023年)5月8日以降は、入院可否を医療機関が判断し、原則医療機関の病病連携・病診連携による入院調整体制に移行している。なお、移行期間においては、医療機関間の入院調整困難事例に対し医療機関からの相談に応じ、保健所による入院調整支援を行っている。

⑪ 自宅療養者等への対応

【自宅療養者への健康観察等】

当初、新規感染者は原則として入院対応だったが、第3波では、入院できず、自宅等で療養せざるを得ない陽性者が増加した。この状況を受けて、第5回県市合同専門家会議において、今まで明確な基準がなかった自宅療養の基準について制度化し、健康観察や生活支援の実施体制を構築した。

また、自宅療養の開始に伴い、患者自身や同居家族が安心して療養できるように、自宅療養のしおり及びパルスオキシメーターの配布や、熊本県療養支援センターへの健康観察の委託、生活支援物資(食品や日用品)の提供体制の整備を行った。

自宅療養者には、保健所又は熊本県療養支援センターから1日2回(午前と午後)架電し、体温・酸素飽和度・症状等を聞き取る健康観察を行い、症状が悪化した際は外来受診や入院調整など必要な対応を実施した。

第6波では、感染拡大における保健所業務の重点化に伴い、令和4年(2022年)1月23日から、50歳以上に対しては1日2回の架電、50歳未満に対しては1日1回の架電かSMS(ショートメッセージサービス)での健康観察を実施した。

第7波では、自宅療養者が1日最大4,000人を超え、健康観察業務がひっ迫したことから、令和4年(2022年)7月13日からは、65歳以上に対しては1日1回の架電、65歳未満に対しては1日1回のSMSで健康観察を実施した。

さらに、令和4年(2022年)7月22日からは、健康観察の対象者をリスクが高い者(以下i~iv)に重点化し、重症化リスクが低い自宅療養者の健康観察はセルフチェックとした。

- i 65歳以上の者
- ii 40歳以上64歳未満の者のうち、重症化リスク因子を複数持つ者
- iii 妊娠している方
- iv 16歳未満で治療中や観察中の疾患がある小児

令和4年(2022年)9月26日には全数届出の見直しが行われ、発生届の対象者が限定されたことから、保健所での健康観察は以下4類型(以下i~iv)の発生届対象者のみとなった。

- i 65歳以上の者
- ii 入院を要する者

- iii 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- iv 妊婦

発生届対象外となる若年層など重症化リスクが低い方に対しては、健康フォローアップセンター（熊本県療養支援センター）を開設し、陽性者登録や症状悪化時の相談及び外来受診対応等相談体制を整備した。

第8波では、自宅療養者の急増に備えて、あらかじめフェーズ毎に重点化の方針を定め対応した。

令和4年（2022年）12月19日からは発生届対象者増加に伴い、65歳以上69歳以下で症状が軽い者に対しては、初回の聞き取り調査を簡略化し、陽性判明日の翌日までに保健所又は療養支援センターより1日1回の架電、又はSMSでの健康観察を開始した。

さらに、令和5年（2023年）1月6日からはその対象を79歳以下へ拡大した。

令和5年（2023年）1月20日からは、発生届対象者の減少のため通常対応に移行し、5類感染症への移行に伴い、令和5年（2023年）5月7日をもって自宅療養者の健康観察は終了した。

【濃厚接触者への健康観察】

濃厚接触者への健康観察は、当初は保健所職員にて1日1回の架電にて実施していたが、令和3年（2021年）2月1日から熊本県療養支援センターに健康観察業務の委託を開始した。

新規感染者数の増加に伴い、令和3年（2021年）10月からは健康観察におけるSMSの活用を開始した。また、令和4年（2022年）1月28日からは濃厚接触者の健康観察をセルフチェックに変更し、体調が悪化した際には医療機関を受診するよう周知するなど、状況に応じて適宜対応を変更した。

5類感染症への移行に伴い、令和5年（2023年）5月7日をもって保健所からの濃厚接触者の特定は終了した。

【症状悪化時の相談体制】

自宅療養開始以降、保健所及び熊本県療養支援センターより健康観察を実施し、症状悪化時は保健所にて入院や外来の調整を行った。

令和3年（2021年）12月には、感染者の症状悪化時の外来医療機関や入院受入医療機関へ自宅療養者における対応周知のため「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供体制マニュアル」を作成し、医師会での説明会及び配布を行った。

第6波では、感染力の強いオミクロン株の影響や若い世代への感染拡大により、第5

波と比べ自宅療養者が大幅に増加した。一方で、自宅療養者が個別の症状等に関して相談を実施する窓口は保健所のみとなっており、深夜帯に症状が悪化した際の相談窓口がなかった。

第7波に向けて、自宅療養者に対するフォローアップ体制を強化するため、令和4年（2022年）7月22日より、18時から翌8時30分までの間、自宅療養者の症状悪化時等に相談できる窓口（夜間電話相談窓口）を設置した。また、相談時の症状等に応じて診療を要する場合にオンライン診療を実施する体制を整備し、安心して自宅療養を継続できる環境の整備を図った。

くわえて、夜間電話相談窓口では、救急搬送に伴う搬送先の調整、医療機関からの相談対応（症状悪化時の搬送等）も行った。

なお、同相談窓口において、救急搬送時の状態の聞き取りや入院調整を実施したところ、約6割が不搬送となっており、結果として適切な救急搬送につながった。

また、令和4年（2022年）9月26日には全数届出の見直しが行われたことから、届出対象外の陽性者への支援として、健康フォローアップセンター（熊本県療養支援センター）を開設し、9時から18時までの間、陽性者登録や症状悪化時の相談等の体制を整備した。

さらに、既存の夜間電話相談窓口の開設時間を18時から翌9時までに変更することで、健康フォローアップセンターを含め、症状悪化時における24時間稼働の相談体制を構築した。

令和5年（2023年）5月8日以降、夜間電話相談窓口及び健康フォローアップセンターは、症状悪化時の相談対応業務のみ継続し、24時間稼働の「健康相談専用ダイヤル」として相談体制を維持している。

【生活支援物資の配付】

自宅に日用品や備蓄食料が十分に無く、また食料調達が困難な自宅療養者に対し、療養期間中も安定して食事を摂取できるよう生活支援物資の配布を行った。

令和3年（2021年）10月には、生活支援物資を配付した者に対してアンケート調査を実施し、生活支援物資の内容を見直した。また、令和4年（2022年）2月以降は、乳児がいる世帯に対して離乳食も追加した。

感染の拡大によって自宅療養者が急増した第7波においては、5,748セット（2,482世帯）の配布を行った。

令和4年（2022年）9月7日には療養期間中の外出自粛について、症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、感染対策を行ったうえで最低限の食料品等の買い出しは差し支えないとの国通知が示され、生活支援物資を希望する件数は徐々に減少した。

5類感染症への移行に伴い、令和5年（2023年）5月7日をもって生活支援物資の配付は終了した。

【災害時の避難体制】

令和2年度（2020年度）より、風水害時における濃厚接触者の避難施設として市内に最大6カ所、保健避難所を設置した。令和3年（2021年）5月には、県の方針により自宅療養者は、発災時において宿泊療養施設へ避難することと定め、令和4年度（2022年度）は自宅療養者の避難体制（避難所が開設される際に、事前の調査にて避難を希望した自宅療養者に対し、SMSにて避難の意向を確認したのち、希望した陽性者を保健所が宿泊療養施設への搬送など避難支援を実施）を構築した。

令和4年度（2022年度）は、大雨（線状降水帯）の発生や台風の接近のため、7月15日・18日、9月5日・18日の計4回SMS送信を行い、うち3回は宿泊療養施設への避難支援を行った。

令和4年（2022年）10月には指定避難所等に濃厚接触者専用スペースを設置することとなり、避難所内の濃厚接触者専用スペースが明らかに不足する場合に限り保健避難所を開設する運用へ変更となった。

5類感染症への移行に伴い、令和5年（2023年）5月7日をもって保健避難所は廃止された。

⑫ 発熱患者への対応

第1波前半では、当初多くの医療機関において感染対策が困難であるとの理由で発熱患者を受け入れることができず、発熱患者が医療機関を受診できない状況が生じたことから、保健所は帰国者・接触者外来の受診調整に迫られた。

また、医療機関からも発熱患者の診療について保健所の指示を仰ぎたいとの相談も多かった。医療機関から帰国者・接触者相談センターへ相談があった際には、厚生労働省や医師会からのガイドライン⁹の説明を丁寧に行ったことで診察につながった医療機関もあった。くわえて、診察に必要な感染対策防護具や検体容器等の提供も医療機関の要請に応じて実施してきた。

その後、発熱患者への診療体制を独自に整備する医療機関も増加し、発熱者の診療が困難であるという医療機関は徐々に減少した。

しかし、感染防止対策の措置が困難であることや検体採取者の暴露リスクが高いことを理由に発熱者の診療を断る医療機関も一部存在し、引き続き帰国者・接触者外来への受診調整が必要であった。

また、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生するが、発熱患者等が大幅に増加し、診療や検査の需要が急増した場合においても、万全の医療が提供できるよう、発熱患者等の相談、診療、検査に係る体制整備を進める必要があった。そこで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、令和2年（2020

⁹ 公益社団法人日本医師会「新型コロナウイルス感染症外来診療ガイド」、厚労省「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」

年) 9月4日付けで「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」の事務連絡があり、相談する医療機関に迷う発熱患者等からの相談に対応するための「受診・相談センター」の設置や、発熱患者等がかかりつけ医等の地域の身近な医療機関で診療・検査を受けることができる「診療・検査医療機関」体制の構築等が示された。

これを受けて、熊本市医師会と連名で各医療機関に対するインフルエンザ流行に備えた体制整備の説明会を実施した。

令和2年(2020年)10月12日には第一回目の「診療・検査医療機関」として127医療機関を指定した。あわせて、相談する医療機関を必要とする発熱患者等に対応するために発熱患者専用ダイヤルを設置し、市民の円滑な受診行動につながる外来受診体制の確保を行った。

令和4年(2022年)12月からの第8波においては、季節性インフルエンザとの同時流行による発熱患者の急増が想定されたことから、県と共同で未登録医療機関に対して「診療・検査医療機関」の新規登録の依頼を行うとともに、登録医療機関に対して年末年始期間の診療体制拡充を依頼した。その結果、前年度よりすべての日程において対応可能な医療機関数が増加し、延べ数で前年度比約25%増となった。

また、「診療・検査医療機関」の検索方法や発熱患者専用ダイヤルの体制拡充を行い、発熱外来の受診を希望する市民への情報提供体制を強化した。その後も随時受付を行い、令和5年(2023年)1月31日時点で331医療機関を「診療・検査医療機関」として指定した。

令和5年(2023年)5月8日、5類感染症への移行に伴い、「診療・検査医療機関」は「外来対応医療機関」へ名称を変更し、患者を限定しない幅広い医療機関による自律的な通常の対応に向けた外来医療体制へと移行促進された。

多くの医療機関で新型コロナの診療や検査ができるよう、医療機関における効率的な感染対策等を周知するとともに、「外来対応医療機関」の新規登録の勧奨に努め、令和5年(2023年)5月31日時点で354医療機関に拡充された。

⑬ 救急対応

消防の救急搬送においては、新型コロナウイルス感染症に適切に対応できるよう、119番入電時に発熱と呼吸器症状の有無を確認した。これらの要件に該当する場合は、最近の海外への渡航歴やクラスター発生場所への訪問歴の有無を聴取した。その後は、市中感染の拡大に伴い、発熱と呼吸器症状の有無のみを聴取し、救急隊へ感染防止対策を取るよう情報提供を行い、救急隊の感染防止に努めた。

また、救急隊は標準感染予防策に加え、N95マスク・感染防護衣(下)・シューズカバーの装着や活動後の車内及び使用資器材の消毒を徹底することで、市民及び救急隊員の感染防止を図った。

なお、119番対応する指令センター職員(指令管制員)は、通常24時間勤務の2交替

制であるが、密閉された空間で24時間勤務するため密になりやすいことから、感染拡大を最小限に抑えるため、24時間勤務の3交替制を臨時的（1回目は令和2年（2020年）5月10日～同年6月7日、2回目は令和2年（2020年）8月17日～同年10月18日）に導入した。

陽性患者の救急搬送に関しては、保健所からの連絡体制を一元化し、救急課で収集した情報を情報司令課及び救急隊と迅速に共有することで、適切な初動対応体制を確立していたが、陽性患者の増加に伴い、救急要請が保健所のみならず、自宅療養者やその家族からも直接入るなど、ふくそうする事案への対応や救急隊の選別方法等に懸念が生じたため、令和3年（2021年）8月2日、24時間体制かつ複数人で対応できる指令センターへ当体制を移管した。

このほか、自宅療養者の病院選定や新型コロナウイルスに感染した妊婦及び新生児への対応については、保健所や医療機関と連携事項を再確認するなど、緊急性のある救急要請にも迅速に対応できる体制を整えた。

発熱患者等の感染症疑い患者の救急搬送については、事前に医師会へ患者受入の協力等を依頼していたことから、新型コロナウイルス感染症発生直後から当面の間は、救急業務に直ちに支障を及ぼすまでにはいたらなかった。

しかしながら、第7波・第8波の際には、救急搬送困難件数（現場滞在30分以上かつ病院照会回数4回以上）が大幅に増加するなど、救急搬送にも一部支障をきたした。

そのため、第8波の際には、感染症患者及び感染症疑い患者の増加等に伴う対応として、臨時救急隊を運用した。

また、5類感染症移行後の搬送困難事案に対応するため、局臨時救急隊（令和5年（2023年）5月8日～令和5年（2023年）9月30日）を運用した。

今後も、救急対応に係る感染防止資器材の計画的備蓄や感染症認定看護師による研修（令和3年（2021年）7月15・16日、令和4年（2022年）6月29・30日、令和5年（2023年）6月8・9日実施）の実施等、ハード面の整備及びソフト面の強化により救急隊員の感染防止を図るとともに、医療機関等の関係機関と連携し、引き続き、迅速かつ安全に患者の搬送を行う。

⑭ 保健所の組織体制

保健所の組織体制については、令和2年（2020年）3月末から新規感染者が連続して発生するなど急激に感染が拡大したことから、同年4月13日に「新型コロナウイルス感染症対策課」を設置した。人員体制については、本庁や各区役所の職員に兼務辞令を発令することで確保した。

しかしながら、帰国者・接触者相談センターへの相談や、感染の疑いのある患者の帰国者・接触者外来への受診調整、積極的疫学調査、入院調整等については、土日・

祝日、昼夜に関わりなく対応する必要があるとともに、これらの業務と並行して、検査体制の整備、医療提供体制の確保、度重なる制度改正への対応、国や県との調整などを行う必要があったことから多忙を極めた。

市民からの健康相談や医療機関との調整、積極的疫学調査など、特に保健師等の専門職が担当すべき分野の業務量が非常に多く、超過勤務時間数が著しく増加し、職員の健康管理が課題となった。また、保健師等の主な業務が、コロナ禍において様々な不安を抱えた市民への対人対応であることから、精神的な負担も非常に大きく、職員の多くが疲弊した。

健康観察業務においても、新型コロナウイルス感染症対応の当初より濃厚接触者と帰国者を対象に実施していたが、濃厚接触者に加えて自宅療養者の健康観察を実施することとなり、対象者が増加したことから、令和3年（2021年）2月1日から熊本県療養支援センターに健康観察業務の委託を開始した。

その他、報道対応や中心市街地を対象とした感染防止対策の実施、さらにはワクチン接種の準備などの新たな業務を行うにあたっては、その都度兼務辞令を発令し、段階的に体制を強化してきた。

第3波（令和2年（2020年）12月から令和3年（2021年）1月）、第4波（令和3年（2021年）4月から同年6月）は、感染者が爆発的に増加したため、兼務職員に加え、区役所からの保健師派遣、健康福祉局内からの応援、さらには全庁的な応援名簿を作成し、職員派遣体制を整備するなど、職員を総動員して業務にあたった。

また、第5波（令和3年（2021年）7月～同年10月）においては、感染シミュレーションをベースにして事前に総務局と協議を行い、感染が拡大する前から段階的に人員を増員することで、体制を確保した。

第6波（令和4年（2022年）1月から同年6月）においては、新たに感染拡大のフェーズを設定し、各フェーズに応じて保健所体制を強化した。具体的には、人口10万人あたりの1週間の陽性者数をフェーズ移行基準として、「フェーズ1」から「フェーズ3」の3つに分類し、それぞれの基準値に達した場合は、速やかに人員を投入（「フェーズ1」では88名、「フェーズ2」では132名、「フェーズ3」では172名）し、適宜対応した。

また、業務の外部委託（自宅療養者等への支援物資・パルスオキシメーター配送業務等）や、事務の効率化（健康観察情報や濃厚接触者リストの電子システム化）、外部医師の活用など、保健所業務の負担軽減に向けた取組を推進した。

第7波（令和4年（2022年）7月から同年9月）においては、夜間電話相談業務や夜間オンライン診療など外部委託を更に拡大し、かつ、外部委託における人員の増員も行った。くわえて、業務の更なる見直しを行ったことで、陽性者数は過去最大の波であったにもかかわらず、兼務職員や応援職員については、第6波よりも大きく削減したうえで陽性者等への対応を行うことができた。

第8波（令和4年（2022年）10月から令和5年（2023年）1月）においては、令和4年（2022年）9月26日以降、全数届出の見直しを開始されたことに伴い、保健所において対応する対象者の重点化や業務効率化が更に図られた。

また、疫学調査や入院調整等の感染者対応等を集約して、外部委託を行った。これにより、兼務職員の増員はあったものの全庁からの応援職員派遣を実施せずに対応することができた。

令和5年（2023年）5月8日に5類感染症へ移行したことに伴い、法に基づく入院措置・勧告が適用されなくなり、移行期間を設けて、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することとなった。

それに伴い、同日付で残っていた30名全ての兼務職員が本務へと帰還し、同年5月31日付で相談業務を行っていた6名の会計年度任用職員（看護師）が任期満了となるなど、業務量に合わせて人員体制の変更を行った。

（2）予防・まん延防止

① 医師等から構成される専門家会議の設置とリスクレベルの策定

本市においては令和2年（2020年）3月19日に国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から、国内の感染等の状況について一定の見解が示され、地域ごとの状況に応じた基本的な対応等が示された。

これを受けて、本市の現状や特性に応じた対応策を医学的見地等からの助言を受けて講じていくために、医師等から構成される熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）を令和2年（2020年）3月24日に設置した。

この専門家会議を設置した時期は、温浴施設を長期に利用していた本市6例目となる感染者が確認され、その濃厚接触者からも立て続けに感染が確認された時期でもあり、本市において大規模なクラスターに発展するのではないかという危機感があつた。

こうした状況のもと、専門家会議において、本市における感染防止対策の判断基準を設けるべきとの意見があつたことから、市民へ本市の感染状況を分かりやすく伝えるとともに、状況に応じた適切な対策を講じていくことを目的として、客観的な判断基準となる本市独自のリスクレベルを設定し、令和2年（2020年）3月31日より運用を開始した。

運用にあたって、リスクレベルの判断基準については、感染者数を基に定量的に評価する一方、その対策については、感染の傾向等を踏まえ、専門家会議の意見や対策本部会議での議論を踏まえ総合的に判断し、週ごとに発表することとした。

令和2年（2020年）4月22日発表分のリスクレベルにおいては、感染者数はレベル3

警報の基準にあるものの、レベル4特別警報に極めて近い瀬戸際の状況であることを表すため「レベル3+」とし、市民に危機感を伝えるなど、柔軟かつ分かりやすい運用に努めた。

以降、リスクレベルは、本市における感染状況を市民に分かりやすく伝え、感染拡大防止のための行動変容を促すとともに、必要な対策を講じる上で、役割を果たしてきた。

また、令和2年（2020年）9月24日には、熊本市議会からリスクレベルの見直しに関する提言があり、同年10月24日の県市合同専門家会議での意見を踏まえ、同年10月26日に熊本県リスクレベルに一本化することを決定した（専門家会議は、令和2年（2020年）4月以降、県市合同専門家会議（熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）に改組し、県と合同で開催）。

当時の感染者受入が指定感染症医療機関に集中していたことから、安定した医療提供体制の構築に向けても議論が行われ、重症患者の受入れを行う重点医療機関を設定すること、医療機関における重症患者をはじめとする入院患者の受入調整を行う県調整本部を設置することが決定した。

県のリスクレベルについては、国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」が示す感染状況の指標（「ステージ1」から「ステージ4」）と併用して運用していたが、感染者数の増加と重症化率の低下等から、国の指標では現状に則しておらず、適切なアラートの役目を果たしていなかったことから、県民の危機意識と齟齬が生じていた。

また、令和3年（2021年）11月、国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において、従来の「ステージ分類」に代わり、医療ひっ迫に重点を置いた新たな「レベル分類」の考え方が示された。これを受けて、同年12月、県のリスクレベルは、国のレベル分類と統合し、国や全国の動向を踏まえ、県の実情に適した基準の設定を行うこととなった。

新たな基準のポイントとしては大きく分けて2点あり、1点目は、病床基準・新規感染者基準を設定し、現状を踏まえて総合的にレベルの判断を行うことで、現状に則した、病床のひっ迫が生じないタイミングでレベルを引き上げ、警戒・対策を強めることが可能となった。

2点目は、国が想定している対策よりも先んじて対策を開始出来る様になった。例えば、国は「レベル2」の中で感染拡大の傾向が見られた場合に、更に強い対策を行うことを想定しているが、県では「レベル2」に達した時点で「感染拡大傾向あり」と判断し、迅速に対策を実施することとした。

オミクロン株が流行してからは、非常に多くの新規感染者が発生し、従来設定していた新規感染者数の基準が、市民感覚と乖離することになった。そこで、令和4年（2022年）7月には、新規感染者数を基準としては用いず、病床使用率基準による判

断を行うように改定した。

令和4年(2022年)11月、国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の考えに基づき、国のレベル分類が見直されたため、令和4年12月に県リスクレベルも改定された。主な変更点としては、レベルを判断する際に、定性的な「事象」を用いること、「レベル0」の削除、「レベル4」基準の明示などがある。

この様に、感染者数が増加に転じるタイミングを早期に捉え、警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や県民への早期の警戒を呼び掛ける体制づくりが行われている。

●本市独自のリスクレベル（令和2年（2020年）3月31日決定、令和2年（2020年）6月3日一部修正）

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付くか、また、具体的な対策は、感染状況の傾向（拡大・縮小）を踏まえ、総合的に判断する。

リスクレベル	本市の判断基準	具体的な対策例	拡大傾向	縮小傾向
レベル4 特別警報	市内で ①リンク無し感染者 4名以上 かつ ②新規感染者 5名以上	レベル3の対策に加え ・不要不急の外出自粛要請 ・県外等への移動自粛を要請 ・全ての催事等の臨時休止要請	↑ 感染拡大リスクの高いものから対策を強化	↓ 感染拡大リスクの低いものから対策を解除
レベル3 警報	市内で ①リンク無し感染者 2名以上 かつ ②新規感染者 3名以上	レベル2の対策に加え ・週末等の不要不急の外出自粛要請 ・催事等の自粛要請		
レベル2 警戒	市内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	レベル1の対策に加え ・感染拡大リスクを高める3つの密のいずれかに該当する催事の自粛 ・不特定多数が利用する市有施設の閉館		
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②市内では新規感染者が未発生	レベル0の対策に加え ・3つの密が重なる感染拡大リスクが高い活動や催事において、まん延防止対策を行う ・相談窓口の周知		
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・新しい生活様式の広報・実践		

※「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。
 ※レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。
 ※3つの密とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）。

●熊本県リスクレベル（令和2年（2020年）10月改定）

熊本県リスクレベル（令和2年10月改定）

【目的】患者数が増加に転じるタイミングを早期に捉え、警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や県民への早期の警戒を呼び掛ける。

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策の考え方・方向性	想定状況
レベル5 厳戒警報	県内で ①新規感染者 150 名以上 かつ ②病床利用率 25% 以上 等	・重症者、ハイリスク者の救命を最優先とした入院調整。 ・大規模クラスターや感染拡大の確実な封じ込めのための体制整備、検査実施等。 ・メリハリを利かせた接触機会の軽減のため、強い制限を要請。	複数の大規模クラスターの発生
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者 50 名以上 かつ ②リンク無し感染者 25 名以上	・地域でのクラスター発生及びクラスター連鎖の予防のため、保健所への人的支援及び幅広い検査、原因施設への指導等を行う。 ・メリハリを利かせ、これまでクラスターが発生した施設等から順に感染拡大防止対策の強化を要請。	感染の更なる拡大と、クラスターの散発/連鎖
レベル3 警報	県内で ①新規感染者 30 名以上 又は ②リンク無し感染者 15 名以上	・地域でのクラスター発生を予防するため、感染増加の原因に着目し、優先順位を付け、特にハイリスクなところから感染防止対策の強化を図る。	感染の拡大と、小規模クラスターの発生
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	・新しい生活様式や、基本的な感染防止対策の徹底を啓発	
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生		
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	・日常的な対策を啓発	

※これ以上の爆発的な感染拡大や、国が緊急事態宣言を行う場合の対応は、状況に応じ、更に強い措置を検討する。

※これまでの感染防止対策の経験を踏まえ、メリハリを利かせた対策を行うことを基本とする。

※国の分科会が示した6指標によるステージ分類についても、参考指標とし、毎週公表する。

※今後の感染状況等の最新の知見に合わせ、必要に応じて改定を検討する。

●熊本県リスクレベル（令和3年（2021年）12月改定）

熊本県リスクレベル（令和3年12月改定）

【熊本県リスクレベル】

【目的】感染者数が増加に転じるタイミングを早期に捉え、警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や県民への早期の警戒を呼び掛ける。

※あくまでも目安であり、現状がどのレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は、本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

レベル	該当する状況	本県の基準		本県で想定する対策例
		病床基準 ^{※2}	新規感染者基準 ^{※3}	
レベル4 逃げたいレベル	一般医療を大きく制限しても対応困難	80% (645人)	—	・国への災害医療的な対応依頼 ・積極的疫学調査の重点化 等
レベル3 対策強化レベル	一般医療の制限が必要	40% (323人)	50人 (874人)	・ワクチン・検査パッケージ制度適用の停止 ・【緊急事態措置】の対策 -飲食店等の人数制限要請 ^{※1} 、休業・時短要請 -イベントの人数制限要請 ^{※1} -県外移動は極力控える呼びかけ ^{※1} 等 ・【まん延防止等重点措置】の対策 -飲食店等の人数制限要請 ^{※1} 、時短要請 -イベントの人数制限要請 ^{※1} -県外移動は極力控える呼びかけ ^{※1} 等
レベル2 警戒強化レベル	感染増加傾向が見られているが、病床数を増やすことで対応できている状態	15% (121人)	10人 (175人)	・飲食店を起因として県内の感染が拡大する場合、認証店以外の飲食店の時短要請 ^{※4} 、県へのまん延防止等重点措置要請 ・国とまん延防止等重点措置要請の協議開始 ・感染状況に応じ、感染不安を感じる無症状者への検査受検要請を検討 ・飲食店等の人数制限要請 ^{※1} ・感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛要請 ・感染リスクの高い行動回避の呼びかけ ・段階的な病床の確保 等
レベル1 維持すべきレベル	一般医療が確保	—	1人 (17人)	・基本的な感染防止対策徹底の要請 ・イベントの感染防止対策徹底等の要請 ・緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域への移動を控える呼びかけ ^{※1} 等
レベル0 感染ゼロ	新規感染者ゼロを維持	県内で継続的な感染が起こっていない状況		

（※1）ワクチン・検査パッケージ制度適用による緩和対象

（※2）最大確保病床利用率（12/1時点：806床に対する入院者数）

（※3）週感染者数/人口10万人（本県人口換算）

（※4）自主的に時短に協力した認証店には協力を支払う。

（注1）病床基準と新規感染者基準を踏まえ、感染拡大傾向や地域の状況を含め、総合的にレベル判断を行う。

（注2）感染状況や、重症病床利用率、変異株の流行状況によっては、基準によらない判断を行うことがある。

●熊本市リスクレベル（令和4年（2022年）7月改定）

リスクレベル新基準

【熊本市リスクレベル】

【目的】病床がひっ迫するタイミングを捉え、警戒を発するとともに、必要に応じて公衆衛生対策の強化を判断する。

※あくまでも目安であり、現状がどのレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は、本市あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

レベル	本市の基準		本市で想定する対策例
	病床使用率	重症病床使用率	
レベル4 避けたい レベル	最大確保病床数を 超えた数の入院が必要		・必要に応じ、国への災害医療的な対応依頼
レベル3 対策強化 レベル	50%	50%	・国と連携し、【緊急事態措置】の適用検討 ・病床のひっ迫が予想される場合、国とも協議し、総合的に【まん延防止等重点措置】適用の要請を判断
レベル2 警戒強化 レベル	20%	—	・病床のひっ迫が予想される場合、総合的に県独自の対策強化を検討 ・感染状況に応じ、感染不安を感じる無症状者への検査受検要請を検討 ・感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛要請 ・感染リスクの高い行動回避の呼びかけ 等
レベル1 維持すべき レベル	—	—	・基本的感染防止対策徹底の要請 ・イベントの感染防止対策徹底等の要請
レベル0 感染ゼロ	県内で継続的な感染が起きていない		・緊急事態宣言・まん延防止等重点措置地域への移動を控える呼びかけ 等

(注1)基準を踏まえ、感染拡大傾向や他県の状況を鑑み、総合的にレベル判断を行う。

(注2)感染状況や、変異株の流行状況によっては、基準によらない判断を行うことがある。

●熊本市リスクレベル（令和4年（2022年）12月改定）

【熊本市リスクレベル】

【目的】医療がひっ迫するタイミングを捉え、警戒を発するとともに、必要に応じて対策の強化を判断する。

※あくまでも目安であり、レベルや対策は、専門家の意見や感染状況、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況等を踏まえ、総合的に判断する。

レベル	指標		本市で想定する対策例
	病床使用率	重症病床使用率	
レベル4 医療機能 不末期	80%	80%	・災害医療的な対応 ●【医療非常事態宣言】による対策 ・外出・移動は必要不可欠なものに限ることの要請 ・イベント延期等の慎重な対応の要請 など
レベル3 医療負荷 増大期	50%	50%	●【医療ひっ迫防止対策強化宣言】による対策 ・県民への速やかなワクチン接種の要請 ・基本的な感染対策の再徹底の要請 ・混雑した場所等への外出は控えることへの要請 ・大人数の会食や大規模イベントへの参加は慎重に検討することへの要請 ・飲食店での大声や長時間の回避、マスク会食徹底の要請 など
レベル2 感染拡大初期	30%	—	・基本的な感染対策徹底の呼びかけ ・適正受診の周知 ・ワクチン接種の推進
レベル1 感染小前期	—	—	・感染への備え(薬、検査キット、食料品)の周知 など

(注1)他県の状況や、変異株の流行状況によっては、基準によらない判断を行うことがある。

(注2)「医療非常事態宣言」の詳細は、今後国から通知される。

総合的判断で参考とする事象	【感染状況】感染者数や感染の傾向（拡大・縮小）など 【保健医療の負荷の状況】発熱外来のひっ迫や、医療従事者の欠勤状況など 【社会経済活動の状況】職場の欠勤状況や、それによる社会インフラの支障など
---------------	---

② 情報発信（市民向け広報・啓発等）

【報道発表】

本市の感染状況については、迅速な情報発信に努め、本市1例目の感染者が判明した令和2年（2020年）2月21日から同年11月1日までは、その都度市長記者会見又は記者レクチャーを行い（令和2年（2020年）11月2日以降、全数届出が終了する令和4年（2022年）9月26日までは報道資料の提供により公表）、感染者の行動履歴などの詳細については、感染発表翌日に記者レクチャー等で公表した。

会見動画は本市のYouTubeチャンネルにおいて同日中に配信を行い、会見録は市長発表項目を同日中にホームページに掲載、質疑応答分は一週間後を目途に掲載した。また、令和3年（2021年）1月に病床がひっ迫して医療体制が危機的状況となった際は、「熊本市医療非常事態宣言」を発令（令和3年（2021年）4月及び8月、令和4年（2022年）1月及び7月にも発令）し、市民に対して行動の自粛や感染防止対策の実践を強く要請するなど、刻々と変化する状況に対応して、本市の感染状況の分析、医療体制、感染拡大防止策及び経済対策等について市長記者会見を実施し、報道機関を通じて広く周知した。



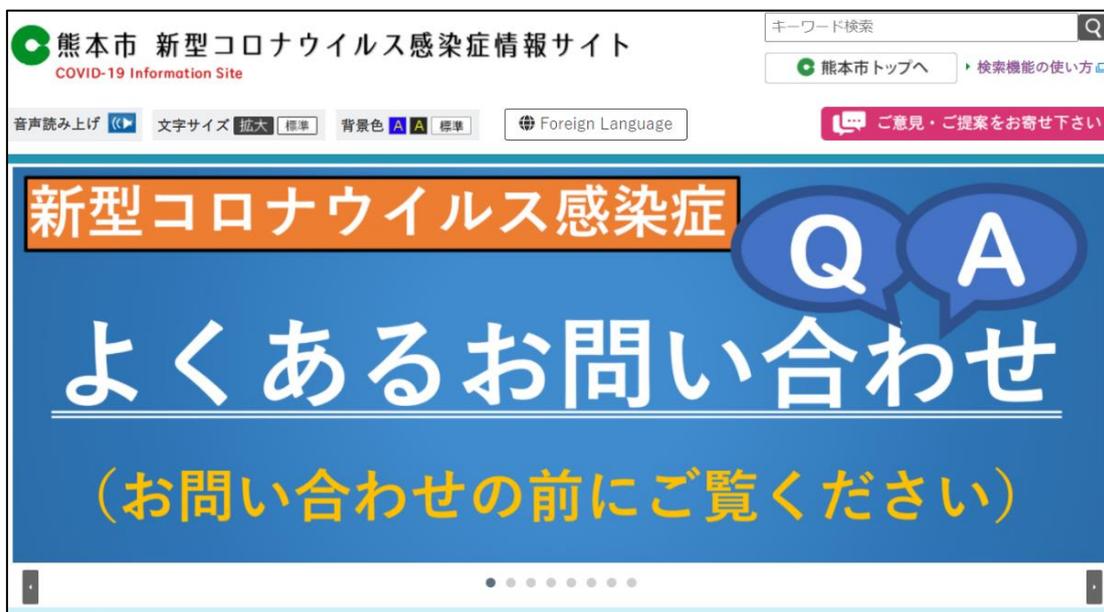
【ホームページ】

全ての感染者の公表情報や感染防止対策、支援情報等、あらゆる情報をホームページに掲載し、積極的な情報発信を行った。

また、日に日に増える情報をいかに分かりやすく提供するかを考え、令和2年（2020年）4月22日に「新型コロナウイルス感染症特設サイト」を開設した。同サイトは、日ごとの感染者数や検査数をグラフで表示するほか、「市民」や「事業者」といった情報ごとに分類するなど、必要な情報を必要な人に届けることができるよう工夫を行った。令和3年（2021年）1月にはレイアウト等を一部見直し、刻々と変化するフェーズに合わせ適切な情報発信に努めた。

同様に、外国人への情報提供についても、市ホームページ内で「必要な情報にたどり着くのが難しい」といった声が寄せられたことから、情報を整理するとともに掲載方法の改善を行った。

さらに、令和3年（2021年）4月のワクチン接種予約受付開始時には、関連情報へのアクセスを容易にするため、ホームページに専用バナーを設けた。



【SNS】

市公式SNSであるLINE、Twitter、Facebookで最新情報の発信を行った。SNSの特徴である即時性を活かし、迅速かつ正確な情報発信を行うことで、市民の行動変容を促し、感染拡大防止を図った。

特に、感染が拡大し医療体制がひっ迫した令和3年（2021年）1月は、新規感染者数に加え、病床数や中等症以上の感染者数など具体的数値や、外出自粛など感染防止対策を呼び掛け、市民の行動抑制を強く要請した。

また、同年3月から2か月にわたってコロナ川柳をLINEに投稿し、市民の感染予防に対する意識向上に努めたほか、以後も「熊本市医療非常事態宣言」、営業時間短縮要請、ワクチン接種など状況に応じた情報発信を行った。



▲ 市公式LINE配信メッセージ

【メディア】

感染予防啓発については、令和2年（2020年）2月26日から民放4局のテレビCMを開始したほか、市政だより、市政広報テレビ、新聞広告、生活情報紙、ラジオCMや街頭ビジョン等、様々なメディアを活用し、「新しい生活様式」や「密閉、密集、密接の3つの密を避ける」といった感染予防のための取組を中心に情報発信を行った。令和2年（2020年）5月2日には県と連携し、新聞4紙に啓発広告を掲載した。

特別定額給付金については、上記メディアにて手続の周知を図るとともに、給付金詐欺に対する注意喚起を行った。

令和2年（2020年）11月下旬から同年12月上旬にかけては、年末年始の忘新年会シーズンの注意喚起として、市政広報特別番組を放映したほか、民放テレビ4局の情報番組コーナーで啓発広報を実施した。

令和3年（2021年）2月には、緊急家賃支援金、デリバリーやテレワークの利用促進に関する広告を新聞や雑誌等に掲載し、3月には、民放テレビ4局の情報番組コーナー及び民放ラジオ3局で歓送迎会や花見シーズンの感染予防対策を周知した。8月には新聞に「まん延防止等重点措置」の適用に伴う家賃支援の広告を実施、10月には「医療を守る行動強化期間」として感染防止策の徹底を広告で呼び掛けた。12月には新聞に時短協力緊急家賃支援金の広告を掲載し、年末年始の忘新年会シーズンの注意喚起として、民放4局の情報番組コーナーで啓発広報を実施した。

令和4年（2022年）1月には「まん延防止等重点措置」の適用に伴う感染予防の啓発の新聞広告を掲載した。2月にはフードデリバリー・テレワークへの補助案内の新聞広告を掲載し、民放4局では感染対策のお願いのCMを放送し啓発広報を行った。

ワクチン接種については、令和3年（2021年）4月にテレビ・ラジオCMを放送し、以降継続的に新聞広告を活用し迅速な情報提供に努めた。

【外国人への情報提供】

外国人向けに、感染症への注意喚起や防止啓発、相談窓口情報、特別定額給付金を含む生活支援策やワクチンの情報等について、熊本市外国人総合相談プラザのホームページ、災害時外国人支援システム（K-SAFE）によるメール配信、熊本市ホームページを通じて、多言語による情報提供を随時行った。あわせて、熊本市国際交流会館において、ポスター等の掲示による情報提供を行った。

感染の発生状況等に関する正確な情報の発信は、市民一人ひとりが感染を拡大させないための適切な行動をとることができるようにするために重要なものであるが、一方で、個人情報の保護など情報の公表による社会的な影響等についても配慮しながら進める必要がある。

本市では、厚生労働省が示す基本方針¹⁰を参考としつつ、ご本人の同意の下、個人情報の保護等に十分留意しながら、必要な情報発信に努めてきたところであるが、市民からはより詳細な情報を求める声も寄せられた。

今後も、感染者等の人権を最大限尊重しつつ、市民の不安の払しょくにつながる正確で迅速な情報発信を行っていく。

③ 感染者及び関係者、ワクチン未接種者等への人権侵害や風評被害

新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷や風評被害が社会問題となり、本市においても感染者やその家族をはじめ関係する医療機関や事業所において事案が発生した。また、新型コロナワクチン接種を巡り、未接種者に対する差別的言動も報告されており、これらについて、県、市の人権担当部署に寄せられた相談件数は、県で新型コロナウイルス感染者が確認された令和2年（2020年）2月から令和5年（2023年）3月31日までに153件であった。

感染者が確認された事業所や医療機関などの職員、関係者、その家族に対し、誤解や偏見に基づく差別的な言動が数多く報告された。本市としては、こうした行為を重大な人権侵害事案と捉え、早い段階から、市政だより、市ホームページをはじめ、新聞やテレビCMなど様々な機会を通して、差別に特化した啓発を行うとともに法務局が設置している人権相談窓口の周知を行った。

一方で、新型コロナワクチン接種が加速化するにつれて、様々な理由により接種を

¹⁰ 一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針。

しない人に対して職場や地域等でハラスメント等の差別的言動が発生したため、市ホームページ等で不利益な取扱いをしないよう啓発を行った。

今後も引き続き、市民が確かな情報に基づき冷静に行動するよう啓発を行い、人権侵害や風評被害の未然防止に取り組んでいく。

④ 外出自粛要請

外出自粛を含む様々な行動自粛等の協力要請については、市民への周知徹底の効果を考慮して、新型コロナウイルス感染症対策本部会議後の市長記者会見において、市長が自ら発信してきた。

外出自粛の主な内容は以下のとおり。

●第1波（令和2年（2020年）1月1日～6月30日）

＜「緊急事態宣言」の対象区域の全国拡大（4月16日～5月14日）＞

- ・ 不要不急の外出自粛要請

（特に繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛の徹底）

●第2波（令和2年（2020年）7月1日～9月30日）

- ・ 不要不急の外出自粛要請

- ・ 感染が流行している地域への移動は出来る限り控える。

●第3波（令和2年（2020年）10月1日～令和3年（2021年）3月31日）

- ・ 熊本市中心部の時短要請対象地域への不要不急の外出自粛（午後10時以降）

- ・ 不要不急の県境を越える移動は極力控える。

特に感染が流行している県外への移動自粛。

＜県独自の「緊急事態宣言」（1月14日～2月17日）＞

- ・ 不要不急の外出は控える（熊本市中心部は、午後9時以降は徹底）

＜医療を守る行動強化期間（2月8日～2月17日）＞

- ・ 不要不急の外出・移動の自粛（午後10時以降は徹底）

●第4波（令和3年（2021年）4月1日～6月30日）

- ・ 不要不急の外出は控える（熊本市中心部は、午後9時以降は徹底）

＜熊本蔓延防止宣言（5月7日～6月13日）＞

- ・ 全ての県外への不要不急の移動を控える

＜まん延防止等重点措置（5月16日～6月13日）＞

- ・ 日中も含めた不要不急の移動の自粛要請（午後8時以降は徹底）

＜医療を守る行動強化期間（6月14日～6月27日）＞

- ・ 全ての県外への不要不急の移動を控える。

- ・日中も含めた不要不急の外出の自粛要請（午後9時以降は徹底）

●第5波（令和3年（2021年）7月1日～10月14日）

- ・全ての県外への不要不急の移動を控える

<熊本蔓延防止宣言（7月30日～8月7日）>

- ・全ての県外への不要不急の移動を控える
- ・日中も含めた不要不急の外出の自粛要請
（感染拡大地域は、午後9時以降は徹底）

<まん延防止等重点措置（8月8日～9月30日）>

- ・日中も含めた不要不急の移動の自粛要請（午後8時以降は徹底）

●第6波（令和4年（2022年）1月1日～6月30日）

<まん延防止等重点措置（1月21日～3月21日）>

- ・発熱等の症状がある場合の帰省や旅行等による移動の自粛要請
- ・不要不急の都道府県間の移動の自粛要請
- ・感染リスクの高い「3つの密」のある場所への外出の自粛要請

※ 第7波及び第8波においては、市民に対して外出自粛要請までは行わず、感染防止対策の徹底を要請した。

⑤ 学校

【令和2年度（2020年度）の対応】

令和2年（2020年）3月2日から実施した市立学校等の臨時休業については、数度の臨時休業期間の延長を経て、同年5月31日まで実施した。

周知については、熊本市ホームページのほか、学校ホームページや安心安全メール等を用いて行った。

各種式典について、卒業式は感染防止対策を行ったうえで規模を縮小して実施したほか、入学式は学校再開後に改めて執り行うことができる旨の通知を行った。

また、市内においても感染源が判明しない感染者や集団感染と思われる感染者が発生している状況下にあつて、これ以上の感染症のまん延を防止するための臨時休業措置であるという趣旨を児童生徒に伝え、不要不急の外出は自粛するよう指導を行うとともに、保護者に対して理解を求めた。

学習については、プリント等を用いた家庭での学習を基本としながら、4月15日からは全小中学校（小学校3年生～中学校3年生）でオンライン授業を開始したほか、学習支援特別番組（くまもつとまなびたいム）の放送や教育センターホームページでの学習サイトの紹介など、こどもの学習機会の確保に取り組んだ。

国の「緊急事態宣言」解除後は、本市においても4月27日以降の新規感染者が1人にとどまり、本市のリスクレベルが「レベル3 警報」から「レベル2 警戒」へ引き下げられたことを踏まえ、6月1日から教育活動を再開した。

学校再開にあたっては、5月25日から29日の間に、休業期間中の状況把握や再開に向けたガイダンス等を実施するための臨時登校（園）日を設定できることとした。

また、6月1日からの1週間は半日程度の慣らし登校の期間とし、6月8日から全面的に教育活動を再開することとした。あわせて、学校給食及び児童育成クラブについても6月1日から再開した。部活動については、6月8日から活動を再開した。

入学式については、実施する場合は6月の第1週を基本とし、感染防止対策として、参加者は新生、保護者、職員のみとすることや、時間の短縮、マスク着用や換気の徹底などの対策を講じた上で実施することとした。

出席の取扱いについては、保護者が出席させることに不安を感じた場合は、学校保健安全法第19条による出席停止の措置とし、指導要録上の欠席日数とはしないこととした。

感染防止対策については、本市教育委員会で作成した感染防止対策等のガイドラインを学校へ通知し、文部科学省が策定した衛生管理マニュアルの改定に合わせて修正を行いながら対応した。

また、国の補助金を活用し、全学校にスクールサポートスタッフを配置し、消毒作業の支援を行い教員の負担軽減を図ったほか、感染防止対策のための消耗品等の一括購入及び全学校への配付を複数回行った。

県独自の「緊急事態宣言」が発令された際には、市立学校（園）については教室等の換気や消毒に加え、マスクの着用、手洗い、咳エチケット等の十分な感染防止対策を講じたうえで学校教育活動を継続することとした。

そのうえで、保護者に対しては、児童生徒の体調がすぐれない場合には学校を休ませていただくようお願いし、また、学校へ出席させることに不安を感じた場合も、タブレット等を用いた学習サポート体制を整えることで、安心して登校を控えていただけるよう努めた。

【令和3年度（2021年度）の対応】

令和3年度（2021年度）の入学式については、参列者は普段の生活を共にする児童生徒・教職員及び同居の家族のみとし、来賓の案内は行わないこととした。

在校生・保護者の参列人数については、新たな感染リスクを生まないことや会場のスペースを確保することを前提に、各学校の判断とした。

式典については、内容を精選し、式典全体の時間を短縮するなど、各学校で工夫し、式典中の歌唱及び呼びかけ等は行わないこととした。

4月19日にリスクレベルが「3 警報」から「4 特別警報」に引き上げられ、同月

23日には「4 特別警報」から「5 厳戒警報」へと引き上げられた。これに伴う「学習指導、部活動の留意点」及び「出席停止等の措置」の対応については、県リスクレベル「4 特別警報」の対応を継続して行い、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動を実施する場合は、可能な限り感染症対策を行い、ICTの活用も含め、実施方法を工夫し、特にリスクが高い活動は一時的に停止又はその代替活動を実施することとした。

教職員のワクチン接種については、「熊本市ワクチン廃棄防止指針」に基づき、医療機関又は集団接種会場において発生した余剰ワクチンの有効活用として、教職員への集団接種を熊本城ホールで7月3日から実施した。また、教職員を対象とする職域接種を熊本ホテルキャッスルにて7月10日から行った。

学校等に対しては、即座に抗原検査を実施し、隠れた陽性疑い者（職員）を早期に発見することを目的として、学校（小、中、幼、特支）、児童育成クラブ、学校給食共同調理場を対象に、新型コロナウイルス感染症対策課から抗原簡易キットが8月に配布された。9月には文部科学省及び厚生労働省からも抗原簡易キットが配布された。

高校、総合ビジネス学校、特別支援学校（高等部）には、文部科学省及び厚生労働省から抗原簡易キットが配布された。

2学期が始まる8月には、全国で新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が継続し、本市においても「まん延防止等重点措置」の適用期間が延長された。また、新規感染者の状況が、これまでとは異なり、若年層の感染割合が高くなっていることなどを踏まえ、市立学校における2学期の対応として、「まん延防止等重点措置」の期限である9月12日までは、登校日（午前中授業を原則）とオンライン授業日を学年単位で設定する分散登校を実施した。

その後、9月13日（月）から9月26日（日）までの期間は、全学年を登校させる午前中短縮授業で、給食実施後は下校とし、9月27日（月）から通常登校を再開した。

【令和4年度（2022年度）の対応】

令和4年（2022年）3月には、感染拡大防止や冬季のインフルエンザとの同時流行が想定されたことから、小学校92校等及び児童育成クラブの職員を対象とした集中的検査を断続的に実施することで、感染者の早期把握や感染防止に努めた。

【令和5年度（2023年度）の対応】

令和5年（2023年）2月に示された「マスク着用の考え方の見直し等について」において、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とされたことを踏まえ、本市においても、4月以降の学校（園）におけるマスクの取扱い等について、適切に対応するよう通知するとともに、基本的な感染症予防

対策についての周知事項の改訂を行い、学校（園）へ通知した。

令和5年（2023年）5月8日から新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に移行することに伴い、市立学校（園）長に対して、市教育委員会からの通知に基づいた新型コロナウイルス感染症対策については廃止することとした。

あわせて、文部科学省が策定する学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルが改正されたことに伴い、5月8日以降は改正後のマニュアルに沿った対応を行うよう、学校へ通知した。

また、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が施行され、出席停止の取扱いが変更された（出席停止期間が、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでに変更）ことを踏まえ、臨時休業等の判断の基準について改めて判断基準を学校へ通知した。

⑥ 保育所・児童育成クラブ・子育て支援等

令和2年（2020年）3月2日から5月6日まで市立学校が臨時休業し、保育所等や児童育成クラブについては、保護者の就労や介護等の理由により家庭保育ができないこどもが利用する施設であることを考慮し、新型コロナウイルス感染予防に留意しながらこどもの受入れを継続した。

保育所等については、その後、国の7都府県に対する「緊急事態宣言」の発令を受けて、令和2年（2020年）4月8日から5月6日までの間、登園を自粛するよう保護者へ要請した。さらに、同年4月24日には、「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されたことや本市の感染拡大傾向等を考慮し、登園自粛要請の期間を同年5月31日までに延長するとともに、保護者や事業者へ市長メッセージを送付し理解を求めた。

また、こどもたちにも感染が広がっている状況等を踏まえ、令和3年（2021年）8月30日から9月12日までの間、登園を自粛するよう保護者へ要請した。さらに、同年9月9日付で「まん延防止等重点措置」が延長されたことを考慮し、登園自粛要請の期間を同年9月30日までに延長した。

オミクロン株の感染拡大を踏まえた対応として、こどもたちや保育士等へ感染が広がっている状況等を踏まえ、令和4年（2022年）1月31日から2月13日までの間、登園を自粛するよう保護者へ要請した。その後、同年2月10日及び同年3月4日付で「まん延防止等重点措置」が延長されたことを考慮し、登園自粛要請の期間を最終的に同年3月21日までに延長した。

また、保健所と協議を行い、令和4年（2022年）4月12日からオミクロン株が感染の主流の間、保育所等について積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととした。これにより、感染者（濃厚接触者）が発生した場合でも、本人が欠席するだけで、保育所等は原則開園とした。

また、国の補助事業を活用し、マスクや消毒液購入経費等の感染拡大防止に係る経

費を補助する事業を実施している。

児童育成クラブについては、令和2年（2020年）4月8日から5月6日まで閉鎖することを決定したが、同年4月23日に市立学校等の臨時休業期間の延長が決定したため、同年5月31日まで閉鎖を延長した。

一方、小学校3年生以下の児童を持つ保護者が、医療機関、介護施設、保育所、警察及び消防の従事者で、家庭で見守ることが困難である場合及び教育委員会が支援をすることが必要と認めた場合については、学校の管理下で児童を預かることとした。

また、令和2年度（2020年度）の国の補助事業を活用し、マスクや消毒液購入経費等の感染拡大防止に係る経費を補助する事業を実施した。

令和3年（2021年）9月12日までの分散登校期間においては、児童育成クラブは午後2時からの開設とし、児童の預かりを実施した。この期間は、「登校日」ではない児童についても午後2時から児童育成クラブが利用できることとした。

今後、再び感染が拡大した際には、児童の預かり体制を整備しておく必要がある。

児童館や子育て支援センター等の子育て支援施設においては、令和2年（2020年）3月2日から5月31日、令和3年（2021年）4月28日から6月27日、令和3年（2021年）8月2日から9月30日の間休館した。そのような中、子育て親子の孤立や不安感の増大が懸念されたため、子育て支援センターについては、休館中も電話による相談事業を継続して実施した。なお、開館時においては、利用人数及び利用時間の制限を設けるなど感染防止対策を徹底することで利用者の安全確保に努めた。

また、国の補助事業を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布したことに加え、感染拡大防止に係る経費を補助する事業を実施した。

病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業（一般預かり）については、休止せず継続して実施したことで、保育や支援を必要とする保護者を支えた。

また、国の補助事業を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布に加え、感染拡大防止に係る経費を補助する事業を実施した。

感染防止の観点から、幼児の健康診査については、令和2年（2020年）3月4日から6月22日までの間延期したが、その後、受診者数の調整、換気や消毒を行うなど、感染防止対策を講じ実施している。また、集団で実施する育児相談等については、同年2月25日から休止し、電話相談を案内していたが、令和5年（2023年）9月より再開された。今後、同様の有事の際は、オンライン相談等の取組も検討していく必要がある。

児童相談所では、感染による保護者の入院等で親族も含めた養育者が不在となった

場合の対応について、保健所と連携し児童の一時保護受入体制の整備を行った。今後、同時に複数ケースへの対応が発生した場合を想定し、関係機関と体制構築について協議し、調整を図った。

⑦ その他の福祉施設

市内の福祉施設については、各事業者及び施設職員等の尽力に加え、本市としても、衛生用品等の配布やそれらの確保のための支援、対応の留意点等に係る通知などに努めたが、複数の施設でクラスターが発生した。

クラスターが発生した施設については、保健所や県と連携して速やかに対応を行った。

今後も保健所や県と連携して施設における感染予防、クラスター発生防止に取り組んでいく必要がある。

i 生活困窮者等自立支援事業所、保護施設、児童養護施設等

生活困窮者等自立支援事業所、保護施設、児童養護施設等の利用者・職員、窓口来所者の感染拡大を防止するため、国の補助事業を活用し、マスクや消毒液購入経費等への補助や、本市で購入したマスク・消毒液の提供、感染予防のための個室化に係る経費の補助を行った。衛生用品等の不足により、購入に係る時間は要したものの、対象施設・事業運営者においては、必要な衛生用品を確保できた。

ii 障害福祉サービス事業所等

施設に対し、国の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応に係る留意点等について周知を行った。また、国の優先供給のスキームを活用し、障害福祉サービス事業所や在宅の医療的ケア児者、重度心身障害児者へ消毒液等を配布したが、マスクについては国の優先供給スキームが確立されていないため、防災備蓄品等を転用して配布した。

障害福祉サービス事業所等の職員及び利用者へは国からもマスクが配布されたが、大人用のみであったため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により収入が減少している就労支援事業所にこども用マスクを発注し、放課後等デイサービス利用者に対して配付した。

サービス提供の継続性の観点から、事業所での支援を避けることがやむを得ない場合、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行うことで、感染拡大防止に努めた。

障害福祉サービス等は、障がい児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響をできる限り小さくしていくことが重要であるため、障害福祉サービス

等事業所等が、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常では想定されないかかり増し経費等に対して支援を行う「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」を実施した。

また、面会自粛等が続いている施設に入所されている方とご家族の方とが面会できる環境を整備するためのオンライン面会支援事業を実施した。

放課後等デイサービス事業所では、令和2年（2020年）3月の特別支援学校等の臨時休業に伴い、定員を超えての受入れや長時間の受入れを行ったほか、コロナの影響により増加した利用者負担への補助を行ったが、感染拡大に伴い、同年4月9日から5月末まで利用自粛を要請した。

また、臨時休校に伴い放課後等デイサービス等を利用できず、かつ、保護者が一緒に過ごすことができない家庭を対象に、障がいのあるこどもの日中預かり先を緊急措置として確保した。

令和3年（2021年）1月以降、障害福祉サービス等事業所の従事者を対象に月1回PCR検査を実施、

陽性者が発生した事業所に防護具等の衛生用品を提供したほか、クラスターが発生した事業所に対し保健所と合同で実地指導を行った。

iii 高齢者福祉施設等

施設に対し、感染症に係る情報提供、感染予防の指導、サービス継続や介護報酬の取扱いに関する周知を行った。

感染者が発生した場合のマスク等の衛生用品の確保等については、国の補助制度を活用し、施設に対し必要な経費を補助できる体制を整えた。また、面会自粛等が続いている施設に入所されている方とご家族の方とが面会できる環境を整備するためのオンライン面会支援事業を実施した。また、クラスターが発生した施設については保健所や県と連携してさらなる拡大防止に速やかに対応した。

令和3年（2021年）1月以降、感染状況に応じて、高齢者施設等の従事者に対する集中的検査を実施した。

令和4年（2022年）6月、感染管理対策指導、業務継続支援及び必要時に診療を行う「医療支援チーム」派遣事業を開始した。

令和4年（2022年）9月、感染対策の実地指導や施設職員が陽性又は濃厚接触者となり人員不足となった際に業務継続支援を行う「業務支援チーム」派遣事業を開始した。

⑧ 市有施設の利用休止

本市の市有施設については、令和2年（2020年）2月29日以降当面の間、休館・利用休止することとした。また、これによって指定管理施設において発生するキャンセ

ル料等の減収分については、国内感染発生日まで遡って市が負担することとした。

その後、感染者が確認されない日が続いたことなどから、感染防止対策が講じられた施設から段階的に再開することを決定した。

具体的には、屋外施設を令和2年（2020年）5月14日以降、屋内施設を同年5月21日以降再開した。再開にあたっては、感染防止チェックリストを作成し、対人距離の確保などの3密（密閉・密集・密接）対策、マスク着用など各項目を満たすことを再開の条件とした。

令和2年（2020年）5月初旬以降、市内での感染者が確認されない状況が続いたが、同年7月後半から徐々に感染者数が増加し始めた。令和2年（2020年）8月4日にはリスクレベルが「4 特別警報」へと引き上げられる状況となったことから、同年8月6日以降当面の間、高齢者の利用が多い市有施設257施設を休館・利用休止することとした。

その後、令和2年（2020年）9月23日にリスクレベルが「3 警報」となったことを受け、利用休止・休館としていた257施設の順次再開を決定した。

令和2年（2020年）10月に県と市のリスクレベルが一本化されることとなったが、同年12月中旬にはそのリスクレベルが「5 厳戒警報」へと引き上げられ、本市施設の対応として、再び、同年12月19日以降当面の間、高齢者等の利用が多い市有施設257施設を休館・利用休止することとした。

その後、年明けも感染拡大は止まらず、令和3年（2021年）1月10日には「熊本市医療非常事態宣言」、同月13日には県独自の「緊急事態宣言」が発令される状況となり、本市では、同月15日から当面の間、来館・入園者数の多い熊本城と動植物園を臨時休園するとともに、市有施設の開館時間を原則午後8時までとし、収容人数が定められている市有施設については、収容率を50%以内に制限することとした。

令和3年（2021年）2月に入ると新規感染者が減少傾向となったことに加え、医療提供体制のひっ迫が緩和されてきたことから、同年2月17日に県独自の「緊急事態宣言」及び「熊本市医療非常事態宣言」を解除することとなった。これを受けて、熊本城や動植物園をはじめ、令和2年（2020年）12月19日以降当面の間、休館・利用休止していた施設についても順次再開するとともに、市有施設の開館時間を午後8時までとする利用制限等を解除した。

令和3年（2021年）4月23日、国が4都府県に対し、3度目の「緊急事態宣言」を発令したことから、市有施設については、一部を除き当面の間休館・利用中止とした。また、4月25日の臨時市長記者会見において翌26日から開始を予定していた「熊本城特別公開第3弾（天守閣内部公開）」の中止（臨時休園）を発表した。

その後、6月13日に国の「まん延防止等重点措置」は解除されたことから、「熊本市医療非常事態宣言」において6月30日まで継続することとしていたものの、本

市でも感染の減少が見られたことから、予定より3日早い6月27日に宣言を解除、6月28日より熊本城を含むすべての施設の利用を順次再開した。

令和3年(2021年)7月30日、感染が再び拡大してきたことを受け、市有施設の休館・利用中止を発表した。8月8日には国の「まん延防止等重点措置」発出を受け、重点措置対象区域に指定された。

その後、国が「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」を令和3年(2021年)9月30日をもって解除したことから、10月1日以降、準備が整った施設から再開した。

令和4年(2022年)1月21日、感染の再拡大により国の「まん延防止等重点措置」が発出され、本市を含む県内全域が重点措置区域となったことから、同日以降、老人福祉センター、公設公民館、地域コミュニティセンター、児童館などを当面の間休館することとし、準備の整った施設から順次休館・利用中止した。

その後、令和4年(2022年)3月21日をもって国が「まん延防止等重点措置」を解除したことから、3月22日以降、準備が整った施設から再開した。

令和4年(2022年)7月29日、感染の再拡大を受けて、「熊本市医療非常事態宣言」を発令した。これに伴い、市有施設での基本的な感染防止対策の再徹底及び利用者への感染リスク等の情報提供及び注意喚起を行ったが、休館や利用人数制限などの取扱いの変更は行っていない。なお、続いて令和4年(2022年)8月2日には県による「熊本BA.5対策強化宣言」が発出されたが、同様に対応した。

⑨ 市主催事業等の中止・延期

令和2年(2020年)2月21日、本市1例目の新型コロナウイルス感染症の患者の確認を受け、本市が主催する行事については当面の間、原則延期又は中止とすることとした。また、関係する民間団体や企業に対しても、延期又は中止の検討を要請した。

その後、令和2年(2020年)5月14日以降の市施設の再開にあわせて、市主催イベント又は市施設を会場として開催する民間主催イベント等を開催する際の感染症防止対策チェックリストを策定した。

項目としては、保健所の聞き取り調査への参加者の事前同意、人数制限、連絡先の把握、会場の3密対策などを設定し、イベントの実施前に主催者から市施設管理者へ提出させることとした。

さらに、国からイベント等の段階的な要件緩和等が示された¹¹ことを受け、令和2年(2020年)6月18日に「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」を策定するとともに、上記チェックリストを国に準じて改訂した。

その後、新規感染者数が増減する中でも、国・県の事務連絡、本市の基準に基づ

¹¹ 令和2年(2020年)5月25日付事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)。以降感染状況等に応じて事務連絡発出。

き、適切な感染防止対策を行ったうえでイベントを開催してきた。

しかしながら、令和2年（2020年）12月中旬以降、新規感染者数が高止まりする状況であったことから、同年12月18日には、例年1月1日に開催している熊本城の「かわらけ」の配布やイベントなどの迎春行事の中止を決定するとともに、同年12月29日には、一旦は感染防止対策を徹底したうえで開催することとしていた熊本城ホールでの「成人式」だけでなく、消防出初式などを含む、令和3年（2021年）1月11日までに開催する市主催の全イベントを中止することとした。

年明け後も感染拡大状況は継続し、市の医療体制もひっ迫したことから、市主催イベントの中止期間を延期することとした。その後、県独自の「緊急事態宣言」及び「熊本市医療非常事態宣言」が令和3年（2021年）2月17日に解除されたことを受け、同年2月18日に再開することとなった。

令和3年（2021年）4月23日、国が4都府県に対し、3度目の「緊急事態宣言」を発令し、市主催イベントについては中止又は延期を発表した。同年4月25日、本市においても感染が急拡大していることから、「熊本市医療非常事態宣言」を発出した。市長記者会見において翌26日から開始を予定していた「熊本城特別公開第3弾（天守閣内部公開）」の中止（臨時休園）と記念式典の延期（最終的に中止）を発表した。その後、6月13日に「まん延防止等重点措置」が解除されるとともに、6月30日まで継続する予定であった「熊本市医療非常事態宣言」を感染の減少が見られたことから、予定より3日早い6月27日に宣言を解除し、6月28日より順次施設を再開した。

令和2年（2020年）6月18日に策定した「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」については、県においても本市と同様の内容を規定する「イベント等開催に係る留意事項」が策定されたことから、市の基準については、令和3年（2021年）6月25日に廃止した。以降のイベント等については、県が発出する「イベント等開催に係る留意事項」に規定する開催制限に従い、当該留意事項に沿った感染防止対策を講じたうえで開催することとした。

令和3年（2021年）7月30日、デルタ株による感染が再び拡大してきたことを受け、市有施設の休館・利用中止を発表した。8月8日には国の「まん延防止等重点措置」の適用を受け、本市が重点措置対象区域に指定された。

その後、国が「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」を令和3年（2021年）9月30日をもって解除したことから、市主催イベント等を10月1日から再開した。

令和4年（2022年）7月29日、感染の再拡大による「熊本市医療非常事態宣言」の発令に伴い、「火の国まつり運営委員会」へ中止の申し入れを行い、同委員会と本市が主催する火の国まつりのうち、「オープニングセレモニー」、「おてもやん総おどり」及び「おばけを追っ払え！おばけ調査隊」を中止した。それ以外の関連イベントについては、各主催者の判断とし、開催する場合は、県が定めている「イベント開催

制限について」に基づき、感染防止対策を徹底するよう申し入れた。

さらに、令和4年（2022年）8月2日、県による「熊本BA.5対策強化宣言」が発出されたため、市主催イベント等については感染リスク等を十分に考慮した上で開催の可否や延期等を検討し、開催する場合は、施設の収容人数及びイベントの性質に応じた人数制限などの感染防止対策を徹底し、「熊本市政令指定都市移行10周年記念式典及びシンポジウム」などのイベントを中止又は延期した。

その後、令和4年（2022年）9月16日をもって、「熊本市医療非常事態宣言」及び「熊本BA.5対策強化宣言」は解除された。

以降、施設の収容人数及びイベントの性質に応じた人数制限など、感染防止対策を徹底したうえでイベント等を開催した。

⑩ 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策

i 庁舎及び職員の感染防止策

庁舎では、市民など多くの来庁者が出入りすることから、出入口等に手指消毒用の消毒液を設置するとともに、窓口カウンターにはビニールシートやアクリル板を設置した。また、職員のマスク着用の徹底と来庁者へのマスク着用の協力をお願いすることで飛沫対策を実施した。

くわえて、庁舎内において多くの人が接触する階段の手すりやエレベーターの操作盤等の消毒作業の徹底、記載台・窓口カウンター・待合イスの定期的な拭き上げ消毒を日常的に実施した。例えば、不特定多数の方が使用する窓口の筆記用具は使用済みと消毒済みを分けるなど、徹底した消毒による感染症予防を図った。

職員に対する感染予防としては、マスク着用や手洗い等を徹底するよう定期的な周知を行うとともに、令和2年（2020年）3月からは午前10時と午後3時に、庁内放送にて1時間おきの一斉換気と呼び掛け、職場での感染防止を図った。

また、市施設内で感染者が発生したケースを想定し、感染者発生時の対応や施設の消毒作業など対応フローについて職員への周知を図るとともに、実際に職員が感染した際には、執務室を消毒するなど、感染拡大防止を図った。

このほか、職員に対し、消毒用アルコールが入手できない場合、無水エタノールやエタノールを希釈しての作り方や、窓口・執務室におけるアクリル板やビニールシートを使った飛沫感染防止策、職場内でのソーシャルディスタンスの確保、庁舎内給湯室における感染防止対策など、庁舎内における予防対策の周知を行った。

その後、令和5年（2023年）3月13日以降の市有施設における新型コロナウイルス感染症対策による職員及び来庁者・施設利用者のマスクの着用については、個人の判断に委ねることを基本とした。マスクの着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等

の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いした。

ii 区役所窓口の感染防止策

令和2年（2020年）3月下旬以降複数の感染者の確認が続いていたことから、区役所窓口での感染拡大防止として、同年4月20日から5月15日にかけて、「郵便請求の利用促進」「証明書の原則郵送交付」「中央区及び東区区民課窓口の開庁時間短縮」の3つの取組を行った。

「郵便請求の利用促進」については、利用を促すことで来庁の抑制を図ることを目的とし、郵便請求による証明書交付手数料を減額した。

「証明書の原則郵送交付」については、原則郵送交付とすることで待合室での来庁者の滞留を防ぐことを目的とし、証明書取得のために来庁した市民に対しては証明書の請求手続のみ受け付けた。

「中央区及び東区区民課窓口の開庁時間短縮」については、来庁者の減少を見込むなかで、郵送対応の人員確保と職員が感染した場合でも窓口業務を継続することを目的として、窓口職員を2班体制に分けるとともに、開庁時間を半日に短縮した（午前と午後の隔日）。

しかしながら、郵便請求及び郵送交付については、各種融資や支援策の申請手続の最中であったことから、手続に必要な証明書の即日交付のニーズが高く利用者数は伸び悩んだ。また、郵便物の受け取りが対面となる事での不在時の手間などもあり、利用者に敬遠され対応件数は伸び悩んだ。

開庁時間短縮を行った中央区及び東区の証明書発行窓口においては、証明書交付数が実施期間中約4割減少したものの、窓口職員も通常の半分で対応していたため、窓口で密集状態や滞留時間が長くなった。この点について、待合席の配置変更や、時間を指定しての証明書交付などに取り組んだものの、解消にはいたらなかった。

住民異動窓口に関しても、特別定額給付金に関連した電話や窓口での問い合わせが多数発生し、令和2年（2020年）4月20日から24日にかけて、待ち時間が最大1時間20分（平均約50分）と3、4月の住民異動手続が多い繁忙期並みとなった。なお、同年5月13日に本市の感染状況が落ち着きを見せたことから、5月18日以降は、中央区及び東区区民課窓口の開庁時間短縮を半日から午前9時～午後4時に拡充した。

取組の結果、即日交付のニーズが高かったことなどによる郵便請求の伸び悩みや、2班体制による業務効率の悪化などが課題として残ったため、今後は感染状況に応じた対応を各区と協議しながら整理していく必要がある。

区役所窓口対策①

○証明書等の郵便請求の利用促進策

郵便請求用紙 [市HPからダウンロード](#)

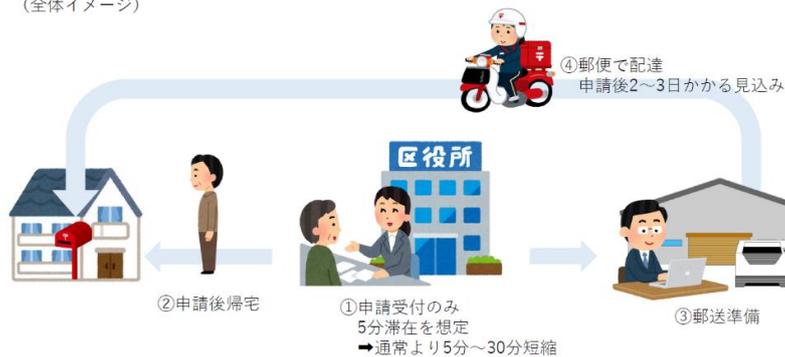


- ※1 住民票の写し等の証明書交付手数料を200円に減免。(コンビニ交付と同額)
- ※2 証明書の請求内容によっては、発送に1週間程度時間がかかる場合あり。
- ※3 返信にかかる郵送料は市が負担。

区役所窓口対策②

○窓口来所者に対する郵送による証明書等交付 ～密集・密着防止、窓口滞在時間短縮～

(全体イメージ)



区役所窓口対策③

○午前のみ開庁と午後のみ開庁の隔日実施 (中央・東区役所)

～市民・職員の感染リスク軽減策～

中央区役所区民課と東区役所区民課の開庁イメージ

対象	開庁時間	月	火	水	木	金
(市民)	9:00～13:00 ※1	○	※2	○	※2	○
	12:00～16:00 ※1	※2	○	※2	○	※2

※1 12時～13時は毎日申請可能。

※2 西・南・北区役所及び総合出張所は通常開庁。また、中央・東区役所の福祉課、保護課、保健子ども課についても通常開庁。

※ 中央区役所の時間外証明窓口も休止

iii 職場での感染防止・職員の健康管理

通勤時の混雑回避と接触機会の低減を図るため、令和2年（2020年）2月27日より全職員を対象に、臨時的な時差出勤（勤務時間の繰り上げ、繰り下げ）を導入するとともに、職員に対し出勤時の体調確認を徹底し、職員や職員の同居家族等に発熱等の症状がある場合の自宅療養と所属長への報告を行うよう周知した。

庁内の会議や打ち合わせ等における直接接触を避けるため、出席人数の制限やテレビ会議の導入を積極的に行うとともに、会議前後のアルコール消毒の実施や1時間に1回の換気呼び掛けた。

職場における3密を避け感染拡大を防止する対策として、令和2年（2020年）2月20日から先行して取り組んでいた臨時的在宅勤務について、同年4月8日より全職員を対象に実施するとともに、SIM入りのモバイルPCへの入れ替えを行うなど、テレワーク環境を整備した。

なお、本市では、職場で感染者が発生した場合、施設又はフロア閉鎖を想定した業務継続の方針をあらかじめ各部署にて検討することとした。

職員の健康管理・メンタルヘルスについては、新型コロナウイルス感染症業務に従事した職員に対し、産業医面談を行うとともに、全職員に対して手洗いやマスク着用などの感染症予防対策の徹底や、コロナ差別に対する注意喚起、接触確認アプリ「COCOA」¹²の登録勧奨を行った。

その他、やむを得ない場合を除いた出張の中止又は延期、私的な会合等の開催・参加について自粛を促すとともに、感染拡大期には職員に対し不要不急の外出（特に市外・県外）自粛を要請した。また、令和2年7月豪雨の発生後、被災地派遣により災害業務に従事する職員に対しては感染予防の徹底についても周知を図った。

今後も職員の感染予防対策として、職員のマスク着用や手洗い、うがいを徹底するとともに、在宅勤務や勤務時間の繰り上げ、繰り下げ等の積極的な活用や計画的な休暇の取得を推進していく。また、職員の健康管理には注意を払い、身体的・精神的負担のある職員の把握と継続的なフォローに取り組む。

¹² 厚生労働省が公式提供する、新型コロナウイルス陽性登録した人との接触をお知らせするアプリ。ダウンロード数は2021年10月30日17:00時点で約1,906万件。



▲ 市長自らテレワークを実践

⑪ 避難所対策

令和2年（2020年）4月1日に内閣府等より発出された「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」、県より発出された「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針」などにより、避難所における感染予防対策、3密防止対策が示された。

避難所における感染予防対策については、全ての指定避難所へマスクや手指消毒用アルコール、非接触型体温計、パーティション等の配備を行った。また、避難所開設・受入時に必要な対策等を整理した「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」の作成を行った。

避難所開設にあたり避難者の受入体制を確認するため、令和2年（2020年）6月8日に指定避難所である南部公民館を利用して、避難所運営実動訓練の開催を行った。

また、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等が避難するための「保健避難所」を各区に1ヶ所設置し、避難所での感染対策を行っていくこととした。

くわえて、市政だより6月号において災害時の避難行動というテーマで特集を組み、新型コロナウイルス感染症対策の避難としての在宅避難や、親戚・知人宅等の避難所以外の避難を平時から検討するよう市民への周知を行うとともに、避難所での3密を更に防ぐため、市立小中学校において教室等の有効利用等関係部署と調整を行った。

さらに、震災対処実動訓練を令和2年（2020年）8月1日及び令和3年（2021年）4月17日に必要最小限の人数で実施した。令和4年（2022年）10月16日には感染対策を徹底した上で実施し、各避難所において「避難所における新型コロナウイルス感染

症対応の手引き」をもとに、各校区の地域住民・施設管理者・避難所担当職員が連携し、受付や避難スペースの配置等の確認を行った。

なお、国による新型コロナウイルス感染症の療養の考え方の見直し等を踏まえ、令和5年（2023年）3月31日をもって「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」等を廃止したが、新型コロナウイルス感染症対応の教訓を生かすため、「熊本市避難所開設・運営マニュアル」等に感染症対策に関する内容を盛り込んだ。

今後も訓練等を通じて、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいく。

⑫ 公共交通における予防・まん延防止対策

市電については、国の「公共交通機関は通常運行」の方針¹³のもと、できるだけ通常運行を行ったが、「緊急事態宣言」後の不要不急の外出自粛に伴う利用者の減少により、令和2年（2020年）4月25日以降、平日夜間を一部減便、土曜を日祝ダイヤで運行した。

その後、令和3年（2021年）1月25日以降、新たな生活様式の定着に伴う市電の利用状況に合わせて、利用が減少している平日の昼間帯、夜間帯及び深夜帯を中心に減便を行うとともに、毎時間同じ時刻に運行するラウンド化を図り、分かりやすいダイヤとした。

また、車内での「密」の発生を防ぐ観点から、令和2年（2020年）4月13日から朝のラッシュ時に1便臨時便を増便するとともに、一部車両の座席を立ち席に改修することで、乗車できるスペースの拡張を行った。さらには、令和2年（2020年）4月23日～7月31日の間、貸切バスを活用した臨時急行バスを運行したほか、利用者に時差出勤や混雑回避の参考としてもらうため、同年7月1日から令和4年度（2022年度）中にかけて車内の混雑状況をホームページで公表した。

くわえて、利用者の感染予防として、毎日の車両清掃時につり革や手すり等を消毒したほか、抗ウイルス液による車内コーティング、空調用抗菌フィルターの設置等を実施した。

換気については、窓を開けての運行や、電停信号待ちでもドアを開放するなどに取り組んでいるが、車両により、窓を開けづらい形態のものがあること、雨天時に雨が降りこむこと及び空調の効果が無くなることなど、一律に実施することが難しい状況があり、賛否両方のご意見、苦情を多数いただいた。

乗務員の感染予防としては、マスク着用や始業の際の検温などの体調管理、運転席へのビニールカーテンの設置、休憩室の分散化を実施していたが、令和4年（2022年）12月中旬～下旬にかけて運転士に感染が広まり、人員確保が困難になったことから、本来

¹³ 基本的対処方針において、「地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。」とされている。

12月31日より予定していた年末年始ダイヤを前倒しし、12月26日から12月30日まで減便を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に合わせて、基本的にはコロナ禍前の感染症対策に移行することとし、乗務員のマスクについても個人の判断で着用することとした。

民間の路線バス事業者や鉄道事業者に対しては、利用者の感染予防として、車両清掃時につり革や手すりなど車内の消毒を実施するほか、運行中の窓開け等の車内換気を行うよう周知を図った。

また、コミュニティ交通を担うタクシー事業者に対しても、車内消毒の徹底や、運転中の窓開け等の車内換気に十分留意するよう周知するとともに、タクシー事業者が所有する車両の感染防止対策にかかる経費に対する支援を行った。

このほか、「緊急事態宣言」時には、県と協力して、他都道府県との往来の自粛を促す周知ポスターをバスターミナルなどの交通拠点に掲示した。

公共交通に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う移動自粛等により利用者が大幅に減少し、収支悪化が長期化したことで路線維持が課題となっている。

そこで、社会活動や市民生活における移動を確保するため、車内の感染防止対策や「密」の解消に取り組みつつ運行を継続している市電、路線バス、地域鉄道及びフェリー等への支援を行った。

⑬ 熊本市中心市街地における感染防止対策

本市では、中心市街地における感染防止対策として、令和2年（2020年）8月5日から7日にかけて、県市で連携し、接待を伴う飲食店を戸別訪問し、業種別ガイドラインの実地検査などの対策を講じたが、同年7月中旬以降、6週連続で新規感染者数が最多を更新し、さらに、複数のクラスターが発生するなど、中心市街地飲食店に起因する感染が多い状況であったことから、新規の感染を封じ込めること及び市民が安心して飲食を楽しめる環境づくりを進めるため、同年9月9日から中心市街地飲食店の従業員を対象にした「熊本市中心市街地飲食店従業員PCR検査」を開始した。

その後、令和2年（2020年）9月下旬には、新規感染者が一旦は減少したものの、同年10月以降、再び感染が拡大したことから、県市で連携し、中心市街地の接待を伴う飲食店を戸別訪問し、従業員のPCR検査、感染拡大防止実践店の登録勧奨、業種別ガイドラインの実践について積極的にアプローチするとともに、商店街等の関係者との意見交換会や感染防止対策勉強会などを開催した。

しかしながら、令和2年（2020年）11月以降も、中心市街地の飲食店を中心とするクラスターが頻発したことから、更なる強化策として、同年12月9日から、保健所の職員が接待を伴う飲食店に直接出向き、店舗内でPCR検査が受検できる「緊急出張PCR検査」を開始したことにより、これまで受検が少なかった接待を伴う飲食店の検査数が格段に増加し、新規感染者の早期発見につながった。

くわえて、緊急市長記者会見による強いメッセージの発出などにより、年末には中心市街地飲食店における感染は減少した。

令和3年（2021年）2月以降は、これまでの知見を踏まえ、中心市街地の各商店街とタイアップして商店街の一角にその場でPCR検査ができる「PCR検査スポット」の設置や感染防止対策のアドバイスをを行った。

また、「20歳未満」「20・30代」の若い世代の感染割合が高い状況が続いたことから、若者に対する感染防止対策として、市内各大学と連携し、基本的な感染防止対策の動画を配信していただくとともに、中心市街地の飲食店でアルバイトする学生が気軽にPCR検査ができるよう大学構内に「PCR検査スポット」の設置を行った。

令和3年（2021年）12月、感染状況及び県が実施する無症状者への検査などの実施に伴い、「熊本市中心市街地飲食店従業員PCR検査」は終了した。

⑭ 高齢者施設等従事者への集中的検査の実施

国から各都道府県や保健所設置市に対して“医療機関、高齢者施設等への検査”について積極的に実施するよう要請（通知）が行われ、基本的対処方針（令和3年（2021年）1月7日変更）においては「感染者が多数発生している地域における医療機関、高齢者施設等への積極的な検査が行われるようにする。」とされた。

また、本市において令和2年（2020年）12月に介護老人保健施設で大規模なクラスターが発生し、感染者及び重症者の増加による医療提供体制のひっ迫という事態が懸念される状況となった。

このため、本市においては、重症化するリスクが高い高齢者施設の入所者等への感染や施設内での感染拡大を防ぐため、令和3年（2021年）1月から高齢者施設・障がい者施設・医療施設の従事者に対し月に1回のPCR検査を開始した。

また、同年5月に本市が「まん延防止等重点措置区域」に指定されたことに伴い、国の基本的対処方針（令和3年（2021年）5月14日変更）における「措置区域内における、高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施を行うこと。」に従い、速やかに検査体制を整備し、同年6月末まで高齢者施設及び障がい者施設のうち入所系施設に対し、頻回検査（週に1回程度の検査）を実施した。

その後、高齢者、障がい者及び各施設従事者の希望者へのワクチン接種が概ね完了したことから、原則同年7月末（一部のワクチン接種が完了していない施設は8月末）をもって検査を終了した。

なお、再び同年8月に本市が「まん延防止等重点措置区域」に指定されたため、同年9月末までワクチン接種が完了していない入所系施設に対し、頻回検査を実施した。

令和4年（2022年）1月に本市が「まん延防止等重点措置区域」に指定されたことに伴い、入所系施設に対して頻回検査を実施した。「まん延防止等重点措置」の実施

すべき期間が同年3月6日までであったことから、本検査も同日までとした。これまでPCR検査にて実施してきたが、同年2月以降は抗原定性検査にて実施した。

同年3月下旬以降は、感染者を早期に探知し、クラスター発生の防止を図ることを目的として、通所等施設に加え、保育所や小学校等の従事者にも検査対象を拡充した。

さらに、当該施設に従事する社会機能維持者が濃厚接触者となった場合、待機期間の早期解除に必要な抗原定性検査キットを配布し、各施設の事業継続について支援を行った。この対策の強化は同年6月末まで実施した。

同年7月以降は、県と連携し、入所系施設のみを対象に事業を実施していたが、その後、感染者数が全年齢で増加し、特に10歳未満で増加が顕著であったことから、同年8月に通所・訪問系事業所及び保育所や小学校等の従事者について、検査対象を拡充し、同年9月末まで実施した。

また、入所系施設に対しては、同年8月以降、検査頻度を週1回から週2回に強化を行い、同年10月中旬まで事業を継続した。

同年11月中旬から、高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進のために国から市へ配分された抗原定性検査キットを活用し、入所系施設及び通所・訪問系事業所、保育所や小学校等の従事者に対し、週2回の検査を実施した。

令和5年（2023年）3月24日付の国通知において、5類感染症へ移行した後も、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障がい者施設における従事者への集中的検査は当面継続するとの考え方が示された。それに伴い、熊本市においても高齢者施設等のうち入所系施設を対象として、同年7月から9月まで週2回の検査を実施している。

⑮ 戦略的モニタリング検査の実施

感染拡大地域等から本市に移動後に感染が確認された事例が多発したことから、早期に検査を行うことにより、市内における感染の拡大を防ぐため、仕事や帰省等で県境を越えて移動された方を対象に、令和3年（2021年）4月から6月にかけて、熊本駅とサクラマチクマモトにてモニタリングPCR検査キットの配布を行った。

同年7月以降は、感染拡大の兆候をより正確に把握し、市民に早期の注意喚起を行うことを目的に実施した。6月までに実施したモニタリング検査において、県境を越えて移動した無症状の陽性者は、ほとんどが福岡県と往来があった方であったこと、福岡市、福岡県での感染拡大後1～2週間程度で本市においても感染拡大する傾向があることから、熊本・福岡間を移動した者を検査対象として、モニタリング検査を実施した。

その後、同年7月中に、福岡市の新規感染者数に増加傾向が認められ、感染拡大の兆候が把握されたことから、モニタリング検査を終了した。

⑩ 抗原簡易キットの配布

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和3年(2021年)5月6日)の意見では、「職場等では倦怠感やのどの痛み等体調不良であっても働いている人が多いこと、また、自治体の調査によると、軽症状者でのPCR陽性率は無症状者に比べ高いことが分かってきている。」とある。本来、症状を有する者は、速やかに医療機関を受診することが必要であるが、本市における感染者への疫学調査においても、発症後も医療機関を受診せずに働いている人が多数いることが確認された。

これらを踏まえ、職場等で発熱や咳、のどの痛みなど症状がある方がいる場合に、当該検査キットを活用していただくことで新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある方を早期に発見し、施設等での感染拡大を防止することを目的として、学校や保育所、民間企業等を対象に令和3年(2021年)8月5日より抗原簡易キットの配布を開始した。

なお、国において、病院、有床の診療所、高齢者施設、障がい者施設(計画相談支援以外)、大学、専門学校、高校、特別支援学校等で配布を希望する施設には、同年7月下旬から順次、キットの配送が行われることとなり、同年10月以降は、これらに加え、幼稚園や小中学校等にも配布対象が拡大されたことから、同月以降は民間企業等のみを対象とし、令和4年(2022年)3月31日まで事業を実施した。

令和4年(2022年)8月、市内の診療・検査医療機関等においては、発熱患者の増加により、発熱外来がひっ迫し、一部の医療機関では検査キットが不足や外来診療を断らざるを得ない状況が生じた。

そのため、国から配分された抗原定性検査キットを、市医師会等を通じ各医療機関へ配布し、外来診療を円滑に受診できるための支援に取り組んだ。また、令和4年(2022年)8月19日から9月17日までの間、市薬剤師会と連携し、重症化リスクの低い16歳以上40歳未満(令和4年(2022年)9月2日からは65歳未満へ拡大)の有症状者を対象に、協力薬局(26薬局)より国から配分された抗原定性検査キットの無料配布を行った。協力薬局より無料配布されたキットを用い自己検査の結果が陽性だった場合は、保健所にて陽性者登録を行うことで、医療機関の受診を待つことなく、自宅療養につなげることによって、発熱外来のひっ迫解消に取り組んだ。

⑪ 新型コロナワクチン接種体制等の整備について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについては、令和2年(2020年)9月25日付け、内閣官房及び厚生労働省連名で「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について(中間とりまとめ)」が示され、国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、具体的な検討を進め、必要な体制の確保を図ることとされた。

本市におけるワクチン接種の体制は、熊本市医師会や鹿本医師会の協力のもと、本市

の特徴である豊富な医療資源を最大限活用し、市民にとって「身近で安心」な医療機関での個別接種を中心とした体制を構築することとし、最大時約 470 か所の医療機関における接種体制を確保してきた。

あわせて、かかりつけ医を持たない方や、国からのワクチン供給量や時期に柔軟に対応するために、市有施設、民間商業施設及び民間ホテルを合わせた 13 か所を集団接種会場として設置し、ワクチンの接種を行ってきた。

令和 3 年（2021 年）4 月より開始した初回接種（1・2 回目接種）は、12 歳以上の方を対象に医療機関と熊本城ホールをはじめとする 13 か所の集団接種会場でワクチン接種を実施するとともに、企業や大学が行う職域接種や県による広域接種センターでも接種が行われ、同年 11 月末に接種を希望する市民への初回接種は概ね完了した。

令和 3 年（2021 年）12 月より開始した第 1 期追加接種（3 回目接種）は、初回接種を完了し 5 か月（当初 8 か月から前倒し）が経過した方を対象に、医療機関と 7 か所の集団接種会場でワクチン接種を実施するとともに、職域接種や広域接種センターでも接種が行われた。

令和 4 年（2022 年）5 月より開始した第 2 期追加接種（4 回目接種）は、3 回目接種が完了し 5 か月が経過した 60 歳以上の方、基礎疾患がある方、医療従事者等を対象に、医療機関と 6 か所の集団接種会場でワクチン接種を実施し、令和 4 年（2022 年）12 月末に接種を希望する市民への接種は概ね完了した。

令和 4 年（2022 年）9 月より開始した接種は、初回接種が完了し 3 か月が経過した全ての 12 歳以上の方を対象に、医療機関と 6 か所の集団接種会場で実施し、令和 5 年（2023 年）3 月末に接種を希望する市民への接種は概ね完了した。

令和 4 年（2022 年）3 月より開始した小児接種（初回接種）は、5 歳から 11 歳を対象に、医療機関と 4 か所の集団接種会場でワクチン接種を実施した。また、令和 4 年（2022 年）9 月より開始した小児への追加接種は、初回接種が完了し 5 か月が経過した方を対象に、医療機関と 4 か所の集団接種会場でワクチン接種を実施した。

令和 4 年（2022 年）11 月より開始した乳幼児接種は、生後 6 か月から 4 歳を対象に、医療機関でワクチン接種を実施した。

接種実績（令和5年（2023年）3月末時点のVRS値）

回数別接種実績（単位：人）

左のうちオミクロン株対応ワクチンの接種実績

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	
全対象者（(1)+(2)+(3)+(4)）						
接種回数	587,685	584,244	489,539	320,773	173,660	
接種率	78.7%	78.3%	66.9%	49.2%	28.5%	
内訳	(1) 乳幼児実績（1～3回目…6か月～4歳、4回目…対象外）					
	接種回数	665	603	278	0	0
	接種率	2.1%	1.9%	0.9%	0.0%	0.0%
	(2) 小児実績（1～3回目…5～11歳、4回目…対象外）					
	接種回数	8,301	7,990	3,644	65	0
	接種率	17.2%	16.5%	7.5%	0.1%	0.0%
	(3) 一般実績（12～64歳）					
	接種回数	383,990	381,747	301,592	155,343	42,556
	接種率	84.1%	83.6%	66.2%	34.1%	9.3%
	(4) 高齢者実績（65歳以上）					
	接種回数	194,729	193,904	184,025	165,365	131,104
	接種率	93.7%	93.5%	93.8%	84.3%	66.8%
（参考）全市民における接種率						
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	
接種率	78.7%	78.3%	66.9%	43.8%	23.7%	

	接種回数	接種率
一般実績（12～64歳）	158,878	34.9%
高齢者実績（65歳以上）	147,118	75.0%
全対象者（12歳以上）	305,996	46.9%
（参考）全市民における接種率		41.8%

*接種率を算出する際の母数は、R4.1.1時点の住民基本台帳の値

*接種率の算定にあたり、分子の接種回数については、分母の人口と時点日を揃えるため、死亡した方の、接種日が令和3年中の接種回数を除いている。

⑩ 季節性インフルエンザ予防接種の対応

インフルエンザ予防接種は、流行時期とワクチンの効果を考慮して、毎年10月1日から高齢者等を対象に実施しているが、令和2年度（2020年度）においては、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されたことから、より必要な方に確実に届くように、令和2年（2020年）9月11日付け、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部名で「今冬のインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけについて」が発出され、65歳以上の定期接種対象者の方など強く接種を推奨される方を優先し、それ以外の方は、10月26日まで接種を待っていただくよう呼びかけが行われた。これを受けて本市においても優先的な接種の呼びかけを実施した。

また、本市独自の対応として、高齢者の重症化を防ぐとともに高齢者と接する機会が多い高齢者施設等に勤務されている方に対し、予防接種の費用助成を実施した。

（３）市民生活及び地域経済安定の確保

① 物資及び資器材の備蓄等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和２年（2020年）２月中旬頃からマスク・消毒液等衛生資器材について不足するような状況となり、同年３月中旬ごろには市場にほとんど流通しない状況となった。

本市では、災害対応や新型インフルエンザ対応用の備蓄として約60万枚のサージカルマスクを保有していたが、医療機関及び福祉施設への提供や、公共施設における窓口対応等での活用のため、令和２年（2020年）３月末にはほぼ全ての備蓄を排出せざるを得ない状況となり、同年４月に入っても調達が困難な状況が続いた。

しかしながら、令和２年（2020年）３月以降、マスク等の寄贈の申し出が徐々に増え、医療機関や福祉施設に対し、優先的に配布することとした。

また、感染者を受け入れる医療機関の医療用防護具については、毎週保有量を確認し、対策本部会議において情報共有するとともに、国に対して複数回にわたり優先供給の緊急要望を行った。

令和２年（2020年）５月の熊本市議会臨時会では、医療機関等で不足が見込まれるマスク等の購入費用2.6億円（危機管理1.4億円、医療政策課1.0億円、感染症対策課0.2億円）を補正予算として計上し、資器材の備蓄の確保に努めることとした。

令和３年（2021年）12月には、国が布製マスクの在庫を有効活用するために、自治体や個人向けに配布することを決定したため、本市においても災害備蓄用や窓口配布用として必要数を要望し、令和４年（2022年）５月には各課への配布が完了した。

令和２年（2020年）４月以降に国からの供給が継続的に実施されたこと、また同年５月以降、徐々に市場における流通が回復してきたこと等により、現在は相当数の衛生用品を備蓄できている状態である。再度の感染拡大や新興感染症に備え、国内外の企業や団体等から寄贈いただいた衛生用品等をはじめとする資器材も含め、今後も適正な備蓄管理や調達を進めていく。

② 市民生活、生活支援（特別定額給付金、生活困窮者支援等）

新型コロナウイルス感染症は、収入の減少や失業などの家計・就労への影響など、市民の生活に多大な影響を及ぼした。このような中、令和２年（2020年）３月には、市長自ら各団体へのヒアリングを行うなど、刻々と変化する市民・事業者の要望に応えることができるよう取り組むとともに、特別定額給付金など国からの支援については、可能な限り迅速に市民の方にお届けするよう努めてきた。

【令和２年度（2020年度）実施】

特別定額給付金については、令和２年（2020年）４月23日に特別定額給付金課を新設し、国において準備が完了した同年５月１日からオンライン申請の受付を開始する

とともに、郵送申請のための申請書を同年5月11日から順次各世帯へ発送した。

給付については、令和2年（2020年）5月25日に初回の振込を行い、以降、2営業日に1回のペースで振込を行った結果、同年6月中旬には給付率が9割を超えた。その結果、申請期限である令和2年（2020年）8月17日までに99.6%の世帯が申請を行い、同年9月末までに給付辞退や書類不備等による不受理を除く99.5%の世帯に対し給付を行った。

次に、令和2年（2020年）4月30日に国により制度決定された、児童一人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金については、本市において同年6月に給付を開始し、同年9月30日時点で99.9%の給付が完了し、同様に同年6月12日に制度決定されたひとり親世帯臨時特別給付金については、同年8月より支給を開始しており、令和3年（2021年）3月末までに支払いを完了した。

また、本市独自の一世帯当たり2万円を給付する熊本市児童扶養手当臨時特別給付金についても令和2年（2020年）8月に給付を行い、同年9月30日時点で99.9%の給付が完了している。

なお、令和2年（2020年）8月4日に県により制度決定された、ひとり親一世帯あたり2万円を給付するひとり親世帯への生活支援給付金についても、同年10月に給付を開始しており、令和3年（2021年）3月末までに支払いを完了した。

【令和3年度（2021年度）実施】

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や再貸付が不承認となった世帯（令和4年（2022年）1月以降は緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯も対象）のうち収入や資産、求職活動などの要件を満たした世帯に対して令和3年（2021年）7月14日から申請書をプッシュ型で送付し、支援金の支給を開始、令和4年（2022年）12月末で申請受付は終了した。

さらに、令和3年（2021年）4月7日に国により決定された、児童一人当たり5万円を給付する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、本市において同年5月に給付を開始し、令和4年（2022年）3月末までに支払いを完了した。

また、令和3年（2021年）11月19日に国により制度決定された、児童一人当たり10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金についても、同年12月に給付を開始しており、令和4年（2022年）5月末までに支払いを完了した。

同じく、令和3年（2021年）11月19日に国により制度決定された、一世帯当たり10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についても、令和4年（2022年）2月に給付を開始しており、同年12月末まで給付を行った。

その他、新型コロナウイルス感染拡大による孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇

等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対し、災害備蓄品や男女共同参画センターはあもにいへの熊本地震時の支援物資を活用した生理用品の配布を行い、令和5年（2023年）1月末時点で延べ1,282パックを配布した。

また、新型コロナウイルス感染拡大に起因して苦境に陥った子育て中の女性を対象に、再就職に向けたパソコン講習や各種セミナー、キャリアコンサルティング、企業面談会などを実施したほか、女性の社会との絆・つながりの回復を目的とした女性の居場所の提供や相談支援、アンケート等を実施した。

今後も、各支援制度の分かりやすい周知に努めるとともに、感染拡大による影響の長期化を見据え、中長期的な視点から、感染防止対策を継続するとともに、市民生活のサポートに取り組んでいく。

【令和4年度（2022年度）実施】

令和4年（2022年）4月28日に国により決定された、児童一人当たり5万円を給付する令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、本市において令和4年（2022年）6月に給付を開始し、令和5年（2023年）2月28日まで申請受付を行った。

また、令和4年（2022年）6月21日に県により決定された、ひとり親世帯一世帯あたり2万円、第二子以降児童一人当たり5千円を給付する低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金については、本市において令和4年（2022年）8月に給付を開始し、令和5年（2023年）3月10日まで申請受付を行った。

③ 経済対策（相談、融資、協力金・支援金等）

宿泊客や来街者の減少、イベント等の中止などにより、多くの事業者が影響を受け、国に対し緊急の経済対策を要請するとともに、本市の経済活動の維持継続・再建に向けた支援に早急に着手した。

令和2年（2020年）3月2日に発表した、本市独自の緊急対策の第1弾である県と連携した金融支援策等を皮切りに、経済団体や農業関係団体等との複数回の意見交換会やヒアリングをはじめ、各団体等から提出された要望を踏まえ、緊急家賃支援金等の事業継続支援、飲食店の設備改修等に対する助成や本市独自の感染拡大防止実践店の認証、飲食店デリバリー、テレワークの利用促進、新たな県感染防止対策認証制度の推進などの感染防止対策の強化支援、プレミアム付商品券・宿泊クーポンなどの消費喚起に係る施策を実施するなど、第35弾にわたる緊急対策として、切れ目のない、多様な支援を実施した。

このような緊急対策の実施にあたっては、迅速かつ適切な対策を講じるため、財政局主導による令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）当初予算の大幅な見直しのほか、他局や局内からの応援職員の人事配置を行うなど、事業実施体制を強化

しながら取組を進めた。

令和4年度（2022年度）以降は、行動制限の緩和に伴い社会・経済活動が再開されたことで、地域経済は回復傾向に転じており、今後は、地域経済の回復にとどまらず、更なる発展を実現するため、雇用関連施策の強化、中小企業等のDX支援等に取り組んでいく。

④ 児童生徒の学習機会の確保

熊本市立学校は、令和2年（2020年）3月2日から臨時休業とした。

その後も、市内における感染が拡大したことによる休業延長措置を経て、令和2年（2020年）5月末日までの臨時休業となった。この間、児童生徒に対する学習機会確保のための取組を行った。

臨時休業期間中は、児童生徒が家庭で学ぶことができる学習方法の具体例を示し、児童生徒や保護者に周知を行った。また、臨時登校日には家庭学習で利用可能な教材（冊子・プリント等）の配付、教育センターホームページにて個人のパソコンやタブレット端末から利用できるドリルやおすすめ学習サイトの紹介などを行った。

オンライン授業については、令和2年（2020年）3月30日～31日及び同年4月3日～8日にかけて各家庭のインターネットの利用環境調査を行い、同年4月15日からは全小中学校（小学校3年生～中学校3年生）を対象にしたオンライン授業を開始した。なお、不足する端末については、各家庭の端末の活用等により対応した。

また、民放各局及びNHKの協力のもと、学習支援特別テレビ番組（くまもつとまなびたいム）を令和2年（2020年）4月20日～28日及び同年5月11日～29日まで計22回の放送を行った。

さらに、同番組の視聴とオンライン授業を組み合わせた学習課題例のほか、番組の再視聴ができるよう、動画データを教育センターホームページにて公開した。

令和2年（2020年）6月1日からの学校再開後は、各学校において、欠席や出席停止中の児童生徒に対して、教室の授業をライブ配信する等の取組をできるところから工夫して実施するよう通知した。学校再開後は、退職教員や大学生等を活用したきめ細かな学習を支援する学習指導員の配置を行った。

令和2年（2020年）8月には、夏休み中の中学校3年生向けの学力充実及び不安軽減への取組として、改めて中学校3年生に向けた学習支援特別テレビ番組を制作し、計25回の放送を行った。

また、児童生徒の1人1台タブレット端末等整備については、令和3年（2021年）1月に整備が完了した。

令和3年（2021年）第2学期の「登校日」と「オンライン授業日」を学年単位で設定する分散登校実施時のオンライン授業について、市内で一斉にオンライン授業を実施したことにより、ネットワーク回線への接続が集中したことから、つながりにくい状況が発生した。こういった状況を解消するため、回線の増強を行うなど、円滑なオンライン

授業実施や授業のライブ配信が実施しやすい環境整備を進めていく必要がある。



令和2年（2020年）4月20日（月）～4月24日（金）、27日（月）、28日（火）

NHK RKK TKU KKT KAB 熊本市教育委員会

(4) 実施体制

① 危機管理体制・対策会議等の運営

新型コロナウイルス感染症発生前の危機管理体制として、国の「緊急事態宣言」が発令された場合、熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき市町村対策本部を設置することとなっていた。しかし実際はより迅速な対応が求められたことから、令和2年(2020年)1月27日、「緊急事態宣言」が発令される前に「熊本市新型コロナウイルス対策本部」を設置した(その後、国が「緊急事態宣言」を発出した際は法定の対策本部へ移行した)。感染者が発生した場合や「熊本市医療非常事態宣言」の発令を決定する際などに、必要に応じて対策本部会議を開催しながら、市の対応を協議・決定するとともに、対策本部会議後に市長記者会見を実施して市長から市民へメッセージの発信を行うことにより、行動自粛に関するお願いをはじめとする感染防止対策や、コロナ禍で苦しむ市民や事業者への支援制度等の情報を迅速かつ適切に発信することができた。

また、対策本部会議で決定した事項においては、適宜熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議にも報告を行い、執行部のみの判断によることなく適正な対応を行うことができた。

本市においては、国の「緊急事態宣言」の発令によって対策本部を設置することとされていたが、国が適用する「まん延防止等重点措置」や、県が発令する「熊本蔓延防止宣言」「医療を守る行動強化期間」などとの兼ね合いについては、特に明確なルールを設けておらず、その都度臨機応変に対応してきた。また、対策本部会議の事務局についても、平時は健康福祉局、「緊急事態宣言」発令時は危機管理防災総室が担当するなど分かれたために混乱を招いた。このような経験から、新興感染症に備えて行動計画や対策本部会議要綱を整備し、今後の感染拡大に向けて体制を整えておく必要がある。



▲ リモートによる対策本部会議の実施

② 組織体制・応援体制

全国的な感染症の拡大を受け、保健所体制業務の強化を図るため、令和2年（2020年）3月2日感染症対策課に4人の担当を配置するため兼務発令するとともに、同年4月1日には、部局横断的に新型コロナウイルス対策を調整する理事1名を配置した。

今後想定される感染者数の増加に伴う保健所の業務量増加に対応するため、令和2年（2020年）4月13日には保健所内に専門部署として新型コロナウイルス感染症対策課を新設し、41名を配属した。また、新型コロナウイルス感染症対策関連として、同年4月17日に全庁横断で取り組む緊急経済対策を立案する専従プロジェクトチームに13名を配属するとともに、同年4月23日に特別定額給付金の支給業務を行う特別定額給付金課を設置し、8名を配属した。さらに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種や飲食店への啓発・検査を実施するための人員を配置するなど、令和3年（2021年）3月31日までの人事異動等により延べ200名の配置と担当部署の体制整備を順次行った。

令和3年度（2021年度）については、令和3年（2021年）3月31日付けで感染症対策課及び新型コロナウイルス感染症対策課への兼務発令を全て解除し、同年4月1日から、感染症対策課のワクチン専任チームに12名の正配置と1名の兼務発令による13名の体制整備を行い、新型コロナウイルス感染症対策課に40名の正配置と12名の兼務発令による52名の体制整備を行った。

その後も、第4波、第5波への対応やワクチン集団接種への対応として、令和3年

(2021年) 9月1日までの人事異動等により延べ290名の配置と担当部署の体制整備を順次行い、第6波の拡大に伴い令和4年(2022年)1月から3月までの間に新型コロナウイルス感染症対策課に69名の兼務発令による体制整備を行った。

令和4年度(2022年度)については、令和4年(2022年)3月31日付けで感染症対策課及び新型コロナウイルス感染症対策課への兼務発令を全て解除し、同年4月1日から、感染症対策課のワクチン専任チームに14名の正配置と38名の兼務発令による52名の体制整備を行い、新型コロナウイルス感染症対策課に41名の配置と131名の兼務発令による172名の体制整備を行い第6波への対応を引き続き行った。

その後も、第7波への対応として、令和4年(2022年)10月3日までの人事異動等により延べ338名の配置と担当部署の体制整備を順次行い、第8波の拡大に伴い同年11月から令和5年(2023年)3月までの間に新型コロナウイルス感染症対策課に67名の兼務発令による体制整備を行った。

令和5年度(2023年度)については、令和5年(2023年)3月31日付けで感染症対策課及び新型コロナウイルス感染症対策課への兼務発令を全て解除し、同年4月1日から、感染症対策課のワクチン専任チームに20名の配置による体制整備を行い、新型コロナウイルス感染症対策課に34名の配置と38名の兼務発令による72名の体制整備を行ったが、同年5月8日の5類感染症移行に伴い、同年5月9日付けで新型コロナウイルス感染症対策課への兼務発令を全て解除した。

人員配置については、感染拡大に伴い不要不急の事業を縮小、延期した部署を中心に、新設された組織やコロナウイルス対応部署への応援体制の構築を図ったが、自粛解除後、事業が再開されるにつれ、PCR検査体制の拡充や軽症者向け宿泊療養施設対応など保健所への人員確保が困難となり、とりわけ専門職における人員確保が課題として残った。

そのため、感染が急拡大した場合においても、迅速かつ円滑に疫学調査等を実施するため、全庁的な応援名簿を作成し、保健所への人員派遣にこれを活用した。

③ 県と市の連携・役割分担

本市の第1例目発生当初から、県市の新型コロナウイルス感染症対策部局が、常に情報共有や交換を行いながら感染症対策を講じた。感染拡大防止はもとより、医療提供体制の確保を図るため、県・市合同の専門家会議として県市で事務局運営を行い、リスクレベルの一本化、医療提供体制の再構築などの取組に連携して対応してきた。

現行の法制度の枠組みにおいては、県は地域医療体制の確保やまん延防止など特措法に基づく措置の実施主体となるが、本市は保健所設置市であることから、地域外来・検査センターの設置や宿泊療養所の運営協力など医療体制の確保等について連携した対応ができた。

また、第8波においては、年末年始における医療のひっ迫を防ぐためや、幅広い医

療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診出来る医療提供体制を目指すための協力依頼など、4者連名（熊本県知事・熊本市長・熊本県医師会会長・県市合同専門家会議座長）での通知を発出した。

今後も、危機管理部門や保健所をはじめ、関係部局が相互に連携・協力し、より一層の情報共有や連携した取組を推進していく必要がある。

4 分野別対応状況（時系列）

（1）実施体制

① 危機管理体制・対策会議等の運営

i 危機管理体制

- ・新型コロナウイルス関連肺炎の市内連絡会議を開催（令和2年（2020年）1月24日）
- ・本市行動計画に基づく、「熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、新型コロナウイルス感染症の現状について情報の共有を市内で図るとともに本市としての対応を協議（令和2年（2020年）1月27日）
- ・医療機関や警察、ライフライン事業者等で構成する「新型コロナウイルス感染症対策協議会」を開催（令和2年（2020年）2月5日）
- ・厚生労働省から出された「イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に伴う市主催行事の対応について」の依命通達を副市長名で発出して本市主催行事の延期又は中止を決定（令和2年（2020年）2月21日）
- ・市内1例目の感染者発生に伴い、「第3回熊本市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催（令和2年（2020年）2月21日）
- ・国による一斉休校の要請を受け、令和2年（2020年）3月2日から令和2年（2020年）3月24日までの市立小中学校等の一斉休校を指示（令和2年（2020年）2月28日）
- ・国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を発出したことに伴い、法定対策本部へ移行（令和2年（2020年）4月7日）
- ・国が全都道府県の「緊急事態宣言」を解除したことに伴い、熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止し、熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱に基づく対策本部へ移行（令和2年（2020年）5月25日）
- ・国が1都3県に特措法に基づく「緊急事態宣言」を発出したことに伴い、法定対策本部に移行（令和3年（2021年）1月7日）
- ・国が「緊急事態宣言」を解除したことに伴い、特措法に基づく対策本部を廃止し、熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱に基づく対策本部へ移行（令和3年（2021年）3月21日）
- ・国が4都府県に対し、特措法に基づく「緊急事態宣言」を発令したことに伴い、法定対策本部に移行。（令和3年（2021年）4月23日）
- ・国が「緊急事態宣言」及びまん延防止等重点措置を解除したことから、法定対策本部を廃止し、熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱に基づく対策本部へ移行。（令和3年（2021年）9月30日）

ii 対策会議等の運営

- ・第1回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、新型コロナウイルス感染症の現状について市内の情報共有を図るとともに、本市としての対応を協議（令和2年（2020年）1月27日）
- ・第2回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、新型コロナウイルス感染症に係る基本的対処方針について協議（令和2年（2020年）2月12日）
- ・本市1、2例目の感染者の発生を受け、第3回熊本市新型コロナウイルス感染症対策会議を開催（令和2年（2020年）2月22日）
- ・第4回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年（2020年）2月25日）
- ・政府から発出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を受け、第5回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年（2020年）2月26日）
- ・第6回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年（2020年）3月18日）
- ・市内の温浴施設でのクラスター発生を受け、第7回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年（2020年）3月28日）
- ・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を受け、第8回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催、熊本市のリスクレベルを公表（令和2年（2020年）3月31日）
- ・第9回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年（2020年）4月8日）
- ・第10回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年（2020年）4月15日）
- ・第11回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年（2020年）4月17日）
- ・第12回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年4月22日）
- ・第13回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年（2020年）4月28日）
- ・第14回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年（2020年）5月6日）
- ・第15回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和2年（2020年）5月13日）
- ・第16回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- (令和2年(2020年)5月20日)
- ・第17回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)5月27日)
 - ・第18回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)6月3日)
 - ・第19回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)7月21日)
 - ・第20回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)7月27日)
 - ・第21回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)8月4日)
 - ・第22回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)8月12日)
 - ・第23回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)8月19日)
 - ・第24回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)8月26日)
 - ・第25回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)9月2日)
 - ・第26回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)9月16日)
 - ・第27回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)9月23日)
 - ・第28回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)9月30日)
 - ・第29回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)10月7日)
 - ・第30回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)10月13日)
 - ・第31回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)10月21日)
 - ・第32回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催し、本市のリスクレベルを県のリスクレベルと一本化することを決定
(令和2年(2020年)10月26日)
 - ・第33回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)10月28日)

- ・ 第34回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和2年(2020年)11月4日)
- ・ 第35回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和2年(2020年)11月11日)
- ・ 第36回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和2年(2020年)11月18日)
- ・ 第37回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和2年(2020年)11月25日)
- ・ 第38回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和2年(2020年)12月1日)
- ・ 熊本県リスクレベルが、12月1日に「レベル4 特別警報」に引き上げられたことを受け、第39回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)12月3日)
- ・ 第40回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和2年(2020年)12月9日)
- ・ 第41回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和2年(2020年)12月14日)
- ・ 熊本県リスクレベルが、12月14日に「レベル4 特別警報」から「レベル5 厳戒警報」に引き上げられたことを受け、第42回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催(令和2年(2020年)12月18日)
- ・ 第43回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和2年(2020年)12月23日)
- ・ 県内の1週間の新規陽性者数が国のステージ3の基準を超えたことを受け、第44回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和2年(2020年)12月29日)
- ・ 第45回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和2年(2020年)12月30日)
- ・ 第46回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和3年(2021年)1月6日)
- ・ 令和3年(2021年)1月7日、首都圏1都3県に「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、特措法に基づく法定対策本部を設置。第47回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催。医療提供体制のひっ迫を解消するため、「熊本市医療非常事態宣言」を市内に発令(令和3年(2021年)1月10日)
- ・ 第48回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和3年(2021年)1月11日)
- ・ 令和3年(2021年)1月14日、熊本県独自の「緊急事態宣言」が発令されるこ

とが決定したことを受け、第49回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和3年（2021年）1月13日）

- ・第50回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）1月15日）
- ・第51回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）1月22日）
- ・第52回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）1月29日）
- ・県独自の「緊急事態宣言」の延長を受け、第53回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和3年（2021年）2月5日）
- ・第54回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）2月12日）
- ・医療提供体制のひっ迫が緩和されつつあることから、「熊本市医療非常事態宣言」の解除を検討すべく、第55回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催（令和3年（2021年）2月15日）
- ・第56回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）2月19日）
- ・第57回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）2月26日）
- ・第58回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）3月5日）
- ・第59回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）3月12日）
- ・第60回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）3月19日）
- ・第61回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）3月26日）
- ・第62回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）4月2日）
- ・第63回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）4月9日）
- ・第64回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）4月16日）
- ・第65回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催（令和3年（2021年）4月19日）
- ・第66回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催

- (令和3年(2021年)4月23日)
- ・第67回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)4月25日)
 - ・第68回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和3年(2021年)4月28日)
 - ・第69回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)4月30日)
 - ・熊本県が「熊本蔓延防止宣言」を発出したことに伴い、第70回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和3年(2021年)5月7日)
 - ・第71回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)5月14日)
 - ・第72回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和3年(2021年)5月15日)
 - ・第73回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)5月21日)
 - ・第74回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)5月28日)
 - ・第75回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)6月4日)
 - ・「まん延防止等重点措置」後の本市の対応を検討すべく、第76回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和3年(2021年)6月10日)
 - ・第77回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)6月11日)
 - ・第78回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)6月18日)
 - ・第79回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和3年(2021年)6月25日)
 - ・第80回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)7月2日)
 - ・第81回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和3年(2021年)7月9日)
 - ・第82回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)7月16日)
 - ・第83回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催

- (令和3年(2021年)7月19日)
- ・ 県のリスクレベルがレベル3警報からレベル4特別警報に引き上げられたことを受け、第84回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和3年(2021年)7月26日)
 - ・ 県のリスクレベルがレベル4特別警報からレベル5厳戒警報に引き上げられたことを受け、第85回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催。市有施設及び市主催イベントの取扱いについて報告
さらに、同日付で県がリスクレベルをステージ3へと引き上げ、「熊本蔓延防止宣言」としての対策を開始したことから、第86回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、市の対応を協議
(令和3年(2021年)7月30日)
 - ・ 国が「まん延防止等重点措置」を熊本県に適用することを受け、第87回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和3年(2021年)8月5日)
 - ・ 第88回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)8月13日)
 - ・ 第89回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催
(令和3年(2021年)8月19日)
 - ・ 第90回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)8月20日)
 - ・ 第91回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)8月27日)
 - ・ 第92回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)9月3日)
 - ・ 第93回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)9月10日)
 - ・ 第94回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)9月17日)
 - ・ 第95回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)9月24日)
 - ・ 第96回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)9月28日)
 - ・ 第97回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回り開催
(令和3年(2021年)10月1日)
 - ・ 第98回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)10月8日)

- ・ 第99回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)10月15日)
- ・ 第100回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)10月22日)
- ・ 第101回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)10月29日)
- ・ 第102回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)11月5日)
- ・ 第103回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)11月12日)
- ・ 第104回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)11月19日)
- ・ 第105回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)11月26日)
- ・ 第106回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)12月3日)
- ・ 第107回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)12月10日)
- ・ 第108回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)12月17日)
- ・ 第109回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)12月24日)
- ・ 第110回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和3年(2021年)12月31日)
- ・ 第111回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)1月7日)
- ・ 第112回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)1月12日)
- ・ 第113回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)1月14日)
- ・ 熊本県に「まん延防止等重点措置」が適用され、熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催したことを受けて、第114回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催。時短要請に係る県との連携や、市有施設・イベントの対応等について協議(令和4年(2022年)1月20日)
- ・ 第115回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)1月21日)

- ・第116回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催し、病床使用率の増加、医療機関・高齢者施設でのクラスターの多発で医療提供体制のひっ迫が急激に進んでいることから、「熊本市医療非常事態宣言」の発令を決定（令和4年（2022年）1月24日）
- ・第117回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）1月27日）
- ・第118回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）2月4日）
- ・第119回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）2月11日）
- ・第120回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）2月18日）
- ・第121回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）2月25日）
- ・第122回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）3月4日）
- ・第123回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）3月11日）
- ・第124回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）3月18日）
- ・第125回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）3月25日）
- ・第126回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催し、病床使用率の低下、新規感染者数の減少傾向をふまえ、「熊本市医療非常事態宣言」の解除を決定（令和4年（2022年）3月28日）
- ・第127回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）4月1日）
- ・第128回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）4月8日）
- ・第129回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）4月15日）
- ・第130回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）4月22日）
- ・第131回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催（令和4年（2022年）4月29日）
- ・第132回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催

- (令和4年(2022年)5月6日)
- ・第133回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)5月13日)
 - ・第134回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)5月20日)
 - ・第135回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)5月27日)
 - ・第136回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)6月3日)
 - ・第137回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)6月10日)
 - ・第138回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)6月17日)
 - ・第139回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)6月24日)
 - ・第140回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)7月1日)
 - ・第141回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)7月8日)
 - ・第7波の感染拡大を受けて第142回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議をWEB形式で開催し、感染状況や保健所体制、各局の取組等について情報共有
(令和4年(2022年)7月15日)
 - ・第143回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)7月22日)
 - ・第144回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議をWEB形式で開催し、感染拡大による「熊本市医療非常事態宣言」の発令を決定(令和4年(2022年)7月29日)
 - ・第145回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)8月5日)
 - ・第146回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)8月12日)
 - ・第147回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)8月19日)
 - ・第148回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)8月26日)
 - ・第149回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催

- (令和4年(2022年)9月2日)
 - ・第150回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)9月9日)
 - ・第151回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)9月16日)
 - ・第152回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和4年(2022年)9月22日)
 - ・第153回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を持ち回りで開催
(令和5年(2023年)3月9日)
 - ・第154回熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になることをふまえ、熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止を決定(令和5年(2023年)4月26日)
- ※「熊本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」資料については、毎回、会議開催後、直ちに議会へ資料提供を実施。

iii 熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議の開催

議会に対しては、感染者の発生や対応状況等について、随時報告等を行っていたが、4月以降、熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議が設置されたことに伴い、議会への定期的な報告等を実施。

- ・第1回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)4月22日)
- ・第2回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)5月7日)
- ・第3回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)5月14日)
- ・第4回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)6月1日)
- ・第5回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)6月16日)
- ・第6回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)8月4日)
- ・第7回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)8月27日)
- ・第8回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)9月24日)

- ・第9回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)10月16日)
- ・第10回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)10月23日)
- ・第11回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)10月30日)
- ・第12回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を持ち回り開催
(令和2年(2020年)11月19日)

※議会への報告事項はなく、議会内部での第4回定例会に向けた議会における感染症対策に関する会議。

- ・第13回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)12月7日)
- ・第14回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和2年(2020年)12月18日)
- ・第15回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和3年(2021年)1月14日)
- ・第16回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和3年(2021年)2月12日)
- ・第17回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和3年(2021年)4月20日)
- ・第18回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和3年(2021年)5月7日)
- ・第19回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和3年(2021年)6月15日)
- ・第20回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和3年(2021年)8月3日)
- ・第21回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和4年(2022年)1月17日)
- ・第22回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和4年(2022年)7月20日)
- ・第23回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和4年(2022年)8月1日)
- ・第24回熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議を開催
(令和4年(2022年)9月28日)

② 組織体制・応援体制

- ・新型コロナウイルス感染症に関する休暇や職務専念義務免除等の取扱いについて、庁内に文書を発出（令和2年（2020年）3月13日）
- ・業務量が増大している部署に以下のとおり人員を配置
 - 感染症対策課に担当4名（兼務）を配置（令和2年（2020年）3月2日）
 - 感染症対策課に担当19名（兼務）を配置（令和2年（2020年）3月30日）
 - 感染症対策を担う理事を配置（令和2年（2020年）4月1日）
 - 政策企画課に担当2名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月1日）
 - 感染症対策課に担当16名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月7日）
 - 新型コロナウイルス感染症対策課を設置し、管理職2名（異動1名、兼務1名）、担当39名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月13日）
 - 経済政策課に管理職2名、担当11名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月17日）
 - 経済政策課に管理職1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月22日）
 - 特別定額給付金課を設置し、管理職2名（異動1名、兼務1名）、担当6名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月23日）
 - 交通政策課に担当13名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月23日）
 - 商業金融課に管理職1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月24日）
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月27日）
 - 特別定額給付金課に担当3名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月27日）
 - 商業金融課に担当2名（兼務）を配置（令和2年（2020年）4月27日）
 - 特別定額給付金課に担当2名（兼務）を配置（令和2年（2020年）5月11日）
 - 特別定額給付金課に担当3名（兼務）を配置（令和2年（2020年）5月18日）
 - 経済政策課に担当2名（兼務）を配置（令和2年（2020年）6月8日）
 - 子ども支援課に担当1名（異動）を配置（令和2年（2020年）7月1日）
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当4名（兼務）を配置（令和2年（2020年）8月1日）
 - 商業金融課に担当2名（兼務）を配置（令和2年（2020年）8月3日）
 - 健康福祉政策課に担当1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）9月1日）
 - 医療政策課に担当1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）9月1日）
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当4名（兼務）を配置（令和2年（2020年）9月1日）
 - 環境総合センターに担当1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）9月1日）
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）9月7日）

- 健康福祉政策課に担当1名（異動）を配置（令和2年（2020年）10月1日）
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当2名（兼務）を配置
（令和2年（2020年）10月1日）
- 経済政策課に担当1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）10月1日）
- 商業金融課に担当1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）10月1日）
- 産業振興課に管理職1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）10月1日）
- 商業金融課に担当1名（兼務）を配置（令和2年（2020年）11月10日）
- 感染症対策課に担当4名（兼務）を配置（令和2年（2020年）11月16日）
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当3名（兼務）を配置
（令和2年（2020年）12月11日）
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当6名（兼務）を配置
（令和2年（2020年）12月21日）
- 新型コロナウイルス感染症対策課に管理職2名、担当5名（兼務）を配置
（令和3年（2021年）1月11日）
- 新型コロナウイルス感染症対策課に管理職1名、担当3名（兼務）を配置
（令和3年（2021年）1月13日）
- 経済政策課に管理職1名（兼務）を配置（令和3年（2021年）1月14日）
- 感染症対策課内にワクチンPTを設置し、管理職1名（異動）、担当4名（兼務）
を配置（令和3年（2021年）1月21日）
- 医療政策課に担当1名（兼務）を配置（令和3年（2021年）2月1日）
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当9名（兼務）を配置
（令和3年（2021年）2月1日）
- 感染症対策課（ワクチンPT）に担当4名（兼務）を配置（令和3年（2021年）
2月15日）
- 経済政策課に担当1名（兼務）を配置（令和3年（2021年）2月15日）
- 感染症対策課（ワクチンPT）に管理職1名（兼務）を配置（令和3年（2021年）
2月22日）
- 令和3年（2021年）3月31日付けで感染症対策課、新型コロナウイルス感染症
対策課への兼務を全て解除し、令和3年（2021年）4月1日付けで感染症対
策課（ワクチンPT）に管理職1名、担当12名（異動11名、兼務1名）の配置、
新型コロナウイルス感染症対策課に管理職3名、担当49名（異動37名、兼務
12名）の配置
- 感染症対策課に担当2名（兼務）を配置（令和3年（2021年）5月1日）
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名（兼務）を配置
（令和3年（2021年）5月1日）
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当6名（兼務）を配置

- (令和3年(2021年)5月6日)
- 感染症対策課に管理職1名(兼務)、担当7名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月8日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当8名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月10日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当4名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月11日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月13日)
 - 感染症対策課に管理職2名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月15日)
 - 感染症対策課に担当6名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月20日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月21日)
 - 感染症対策課に担当20名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月23日)
 - 感染症対策課に担当6名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月24日)
 - 感染症対策課に担当5名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月26日)
 - 感染症対策課に管理職3名(兼務)、担当7名(兼務)を配置(令和3年(2021年)5月28日)
 - 感染症対策課に担当40名(兼務)を配置(令和3年(2021年)6月5日)
 - 感染症対策課に担当3名(兼務)を配置(令和3年(2021年)6月14日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当6名(兼務)を配置(令和3年(2021年)7月1日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当26名(兼務)を配置(令和3年(2021年)7月27日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当29名(兼務)を配置(令和3年(2021年)8月4日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当24名(兼務)を配置(令和3年(2021年)8月11日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当13名(兼務)を配置(令和3年(2021年)8月20日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当3名(兼務)を配置(令和3年(2021年)8月30日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置(令和3年(2021年)9月1日)
 - 感染症対策課に担当5名(兼務)を配置(令和3年(2021年)11月8日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置

- (令和4年(2022年)1月6日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当7名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)1月11日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当27名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)1月14日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当25名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)1月20日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)2月1日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)2月3日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当6名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)3月14日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)3月17日)
 - 令和4年(2022年)3月31日付けで感染症対策課、新型コロナウイルス感染症対策課への兼務を全て解除し、令和4年(2022年)4月1日付けで感染症対策課(ワクチンPT)に管理職2名、担当12名の配置と管理職2名、担当36名の兼務、新型コロナウイルス感染症対策課に管理職3名、担当38名の配置と管理職1名、担当130名の兼務
 - 感染症対策課に担当6名(兼務)を配置(令和4年(2022年)4月18日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)4月18日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)4月21日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当9名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)5月1日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当2名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)5月9日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当3名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)5月16日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当13名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)6月1日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当3名(兼務)を配置
(令和4年(2022年)6月27日)
 - 新型コロナウイルス感染症対策課に担当9名(兼務)を配置

- (令和4年(2022年)7月1日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当20名(兼務)を配置
- (令和4年(2022年)7月29日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当12名(異動5名、兼務7名)を配置
- (令和4年(2022年)8月1日)
- 感染症対策課に担当1名(兼務)を配置(令和4年(2022年)8月1日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当4名(兼務)を配置
- (令和4年(2022年)8月8日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当17名(兼務)を配置
- (令和4年(2022年)8月9日)
- 感染症対策課に担当1名(兼務)を配置(令和4年(2022年)9月1日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当10名(兼務)を配置
- (令和4年(2022年)9月12日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当2名(兼務)を配置
- (令和4年(2022年)10月3日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置
- (令和4年(2022年)11月1日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置
- (令和4年(2022年)11月15日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当7名(兼務)を配置
- (令和4年(2022年)11月21日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置
- (令和4年(2022年)12月1日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当6名(兼務)を配置
- (令和4年(2022年)12月21日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に管理職1名(兼務)、担当48名(兼務)を配置
- (令和5年(2023年)1月4日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置
- (令和5年(2023年)1月5日)
- 新型コロナウイルス感染症対策課に担当1名(兼務)を配置
- (令和5年(2023年)1月18日)
- 令和5年(2023年)3月31日付けで感染症対策課、新型コロナウイルス感染症対策課への兼務を全て解除し、令和5年(2023年)4月1日付けで感染症対策課(ワクチンPT)に管理職2名、担当18名の配置、新型コロナウイルス感染症対策課に管理職2名、担当32名の配置と担当38名の兼務

- ・通勤時の混雑を避け、接触機会を低減するため、全職員を対象とした臨時的な勤務時間の繰り上げ、繰り下げ（時差出勤）を導入するとともに（令和2年（2020年）2月27日）、3密を避け、感染拡大を防止するため、在宅勤務の弾力運用を図り、全職員を対象とした臨時的在宅勤務を実施（令和2年（2020年）4月8日）

③ 県と市の連携・役割分担

- ・熊本県、熊本市、それぞれの対策本部会議の情報を共有
- ・入院協力医療機関の確保や宿泊療養施設の運営に関する業務への協力（随時）
- ・市内患者の市外医療機関への広域入院調整（随時）
- ・本市独自で設置した熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議について、県に呼びかけを行い、県市合同で開催（令和2年（2020年）4月3日以降）
- ・熊本県リスクレベルの改定に合わせて、熊本市リスクレベルを県に一本化。以降は県市連携してリスクレベルとそれを踏まえた対策を発表（令和2年（2020年）10月26日以降）
- ・第3波によって生じた医療提供体制のひっ迫を解消するため、県市合同専門家会議を開催し、入院基準の見直しなど医療提供体制を再構築（令和3年（2021年）2月1日以降）
- ・第8波においては、救急医療を守るとともに、年末年始における医療のひっ迫を防ぐため、県市合同専門家会議を開催。会議終了後、記者会見を開き、医療機関の適正受診などに関する緊急合同メッセージ（熊本県知事・熊本市長・熊本県医師会会長・県市合同専門家会議座長の4者連名）を发出（令和4年（2022年）12月25日）
- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、県市合同専門家会議を開催し、医療提供体制の移行等について議論。その後、記者会見を開き、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診出来る医療提供体制を目指すための協力依頼（熊本県知事・熊本市長・熊本県医師会会長・県市合同専門家会議座長の4者連名）を发出（令和5年（2023年）4月17日）

④ 専門家会議

- ・第1回熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を開催（令和2年（2020年）3月24日）
- ・第2回熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を開催（令和2年（2020年）3月30日）

※以降、県市合同での開催

- ・ 第1回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和2年(2020年)4月3日)
- ・ 第2回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和2年(2020年)5月5日)
- ・ 第3回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和2年(2020年)6月6日)
- ・ 第4回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和2年(2020年)10月24日)
- ・ 第5回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和3年(2021年)1月24日)
- ・ 第6回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和3年(2021年)4月2日・書面開催)
- ・ 第7回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和3年(2021年)5月26日)
- ・ 第8回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和3年(2021年)11月28日)
- ・ 第9回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和3年(2021年)12月3日・書面協議)
- ・ 第10回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和4年(2022年)7月6日・書面協議)
- ・ 第11回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和4年(2022年)9月14日・書面協議)
- ・ 第12回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和4年(2022年)12月1日・書面協議)
- ・ 第13回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和4年(2022年)12月25日)
- ・ 第14回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和5年(2023年)4月17日)
- ・ 第15回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和5年(2023年)10月23日・書面協議)
- ・ 第16回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和5年(2023年)11月27日)
- ・ 第17回熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
(令和6年(2024年)2月26日)

(2) サーベイランス・情報収集

① PCR 検査体制の確保

- ・環境総合センターにおいて、令和2年（2020年）1月31日から1日当たり40検体の検査能力で検査を開始
- ・リアルタイムPCR装置の増設（1台から2台）により1日当たり60件検体と検査体制を拡充（令和2年（2020年）3月9日）
- ・検査員等の増員を行い、クラスター対策として濃厚接触者全員を検査した際、1日当たり最大90検体に対応できる検査体制を構築（令和2年（2020年）4月8日）
- ・従来のリアルタイムPCRに加えて、新たな検査機器であるルミパルスを導入し、1日当たり最大300検体に対応できる検査体制を構築（令和3年（2021年）1月15日）
- ・環境総合センターにおける令和6年（2024年）3月31日までの延べ検査件数は34,949件
- ・環境総合センターにおける検査可能数を超える検査が必要となる場合、熊本県保健環境科学研究所においても検査ができるよう連携体制を構築
- ・抗原検査等、新たな技術にかかる情報が国から随時示されることから、情報収集を継続
- ・民間検査機関の㈱CIS熊本中央研究所（ラボ所在地：熊本市東区）と、新型コロナウイルスに係る行政検査の業務委託契約を締結し、行政検査の一部について民間委託を開始
- ・国立大学法人熊本大学（熊本大学病院 所在地：熊本市中央区）と、新型コロナウイルスに係る行政検査の業務委託契約を締結し、検査体制を強化
- ・熊本市医師会と連携した地域外来・検査センター（熊本市医師会PCRセンター）を設置したほか、各医療機関において保険適用で行われる抗原検査キットでの検査についても熊本県医師会等の関係機関との連携を深め委託契約を推進しており、国通知に基づき医療機関との委託契約を締結（令和3年（2021年）2月末現在299医療機関）
- ・インフルエンザ流行期に備え、診療・検査医療機関（制度開始時：令和2年（2020年）10月12日現在127医療機関→令和3年（2021年）3月1日現在277医療機関）を指定するとともに、受診する医療機関が分からない有症状者向けに発熱患者専用ダイヤル（受診案内センター）を開設し、市民が身近なかかりつけ医で新型コロナウイルスに係る行政検査を受けられるような体制を整備
- ・県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金を活用し、㈱CIS熊本中央研究所及び熊本市医師会PCRセンターの検査機器導入に対して補助を実施
- ・国立大学法人熊本大学（大学院生命科学研究所 所在地：熊本市中央区）と、

新型コロナウイルスに係る行政検査の業務委託契約を締結し、感染拡大に備え検査体制を強化

- ・学校法人銀杏学園熊本保健科学大学（所在地：熊本市北区）と、新型コロナウイルスに係る行政検査の業務委託契約を締結し、検査体制を強化
- ・民間検査機関の㈱エスアールエル（ラボ所在地：東京都八王子市）と、新型コロナウイルスに係る行政検査の業務委託契約を締結し、感染拡大に備え検査体制を強化
- ・ヘルスケアテクノロジーズ㈱、SB新型コロナウイルス検査センター㈱及び楽天㈱とPCR検査にかかる業務委託契約を締結し、感染者の早期発見とクラスター発生防止の観点から、高齢者施設・障がい者施設・医療施設の従事者向けに定期的なPCR検査を実施

② 積極的疫学調査

- ・感染が判明した患者について、患者の基本情報や臨床経過、発症前後の行動歴や接触者等について調査し、感染源の推定や濃厚接触者の把握、健康観察等を実施
- ・陽性が判明した方へ連絡を行い、積極的疫学調査として行動歴や他人との接触状況について電話で聞き取りを実施。1名あたりの調査に30～50分かかるが、感染拡大防止の基本となる重要な情報収集であることから聞き取りの技術や聞き取りに使用するフォーマットの内容について日々精査研究
- ・第6波において、オミクロン株の流行により、患者の更なる増加が見込まれることから、令和4年（2022年）1月23日、「積極的疫学調査の重点化」を実施
- ・令和4年（2022年）3月16日の国通知を受け、同一世帯を一律に濃厚接触者となる取扱いへ変更し、また、オミクロン株の特徴を踏まえ、「保健所のひっ迫を防ぎつつ、高齢者等のハイリスク者の命を守ることを最優先とした体制にシフト」することとし、濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査については入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設等に集中的に実施
- ・令和4年（2022年）7月以降、保健所から陽性者への連絡手段として、「SMS（ショートメッセージサービス）」を新たに導入。また、疫学調査の効率化を図るために「熊本県・市町村共同システム電子申請サービス」を活用し、陽性者本人が直接入力できる「オンラインフォーム」を整備
- ・令和4年（2022年）7月22日、国通知により濃厚接触者の待機時間が7日から5日へ短縮となった。
- ・令和4年（2022年）8月1日から疫学調査の業務委託を開始（専門職14名、事務職10名）
- ・令和4年（2022年）9月26日以降、全数届出の見直しにより、届出対象者が重

症化リスクの高い方となったことから、陽性者への連絡・調査については、「SMS（ショートメッセージサービス）」や「オンラインフォーム」によるものから、電話連絡による対応へ変更

- ・令和4年（2022年）11月1日から令和5年（2023年）2月1日の感染拡大期には、届出対象者の中でも優先順位をつけて、よりハイリスク者を優先して電話による聞き取りを実施
- ・令和5年（2023年）5月8日から5類感染症移行後は、積極的疫学調査を終了し、陽性者の外出制限や濃厚接触者の特定や自宅待機を求めなくなった。

③ 保健所の組織体制

- ・国内での新型コロナウイルス感染症患者確認以降、保健所は多忙を極めており、新型コロナウイルス感染症への対応状況に応じて人員体制を強化
- ・相談業務や積極的疫学調査、患者支援を専門的かつ重点的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策課」を新設し組織体制を強化（令和2年（2020年）4月13日）
- ・人員体制については、本庁及び各区役所等の職員に兼務辞令を発令することにより適切な人員を確保し、感染の波に合わせて兼務職員を増員するなど機動的に体制を強化（令和2年（2020年）4月 49人 ⇒ 令和3年（2021年）1月 94人 ⇒ 令和3年（2021年）9月 222人 ⇒ 令和4年（2022年）2月 226人⇒ 令和5年（2023年）1月 290人）
- ・必要に応じて、各区役所や健康福祉局内から応援職員を派遣（随時）
- ・全庁的な応援名簿を作成し、感染拡大時に合わせて応援職員を派遣（令和2年（2020年）12月以降）
- ・第6波以降は新たに感染拡大のフェーズを設定し、各フェーズに応じて保健所体制を強化
- ・業務の外部委託（自宅療養者等への支援物資・パルスオキシメーター配送業務・夜間電話相談業務・夜間オンライン診療等）や、事務の効率化（健康観察情報や濃厚接触者リストの電子システム化）、外部医師の活用など、保健所業務の負担軽減に向けた取組を推進
- ・全数届出の見直し（令和4年（2022年）9月26日）に伴い、対象者の重点化や業務効率化をさらに図ることで、応援職員派遣を中止
- ・令和5年（2023年）5月8日に5類感染症へ移行したことに伴い、法に基づく入院措置・勧告が適用されなくなり、移行期間を設けて、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することとなった。それに伴い、同日付で残っていた30名全ての兼務職員が本務へと帰還し、5月31日付で相談業務を行っていた6名の会計年度任用職員（看護師）が任期満了となるなど、業務量に合わせ

て人員体制の変更を行った。

(3) 情報提供・共有

① 情報発信（市民向け広報・啓発等）

i ホームページ

市内の新型コロナウイルス感染症新規感染者の発生状況、新型コロナ相談センターへの相談件数、検査件数、感染者の行動履歴などの情報や各種支援策、ワクチン接種に関する情報などを掲載し、随時更新

- ・トップページに新型コロナウイルス感染症に関する情報を掲載
(令和2年(2020年)2月21日～)
- ・新型コロナウイルス感染症特設サイトの開設(令和2年(2020年)4月22日)
- ・「熊本市医療非常事態宣言」発令、市民への要請をトップページに掲載
(随時)
- ・新型コロナウイルス感染症特設サイトトップページレイアウト変更
(令和3年(2021年)1月28日)

ii 市政だより

感染予防啓発、支援制度等について掲載(令和2年(2020年)4月号～毎号)

iii SNS

市公式LINE、Twitter、Facebookによる広報(随時)

iv テレビ・ラジオ

市政広報番組や、民放CMを活用して感染予防啓発等の広報

- ・市政広報テレビ番組
 - テレビ熊本「市っとるね!?マナブくん」(令和5年(2023年)3月末まで)
 - ジェイコム九州「クローズアップくまもと」
- ・市政広報ラジオ番組
 - RKKラジオ「とんでるワイド大田黒浩一のきょうも元気」
 - FMK「フレッシュフラッシュくまもと」
 - 熊本シティエフエム
 - 「おはよう熊本市」
 - 「声の市政だより」
 - 「熊本市民あんぜん・あんしん大作戦」
- ・民放CM

- 民放4局テレビCM 総計854本
- 民放3局ラジオCM 総計881本

v 新聞

地元紙である熊本日日新聞を中心に、延べ77回新聞広告を掲載

- ・主な掲載内容
 - 指定ごみ袋買い占め抑制（令和2年（2020年）3月5日・半5段・熊日）
 - 感染予防のための窓口混雑緩和（令和2年（2020年）3月12日・半5段・5紙）
 - 新型コロナウイルスに負けない健康生活（令和2年（2020年）3月26日・15段・熊日）
 - 新型コロナウイルス対策事業（令和2年（2020年）3月27日・15段・熊日）
 - 不要不急の外出・3密を避ける（令和2年（2020年）4月8日・半5段・熊日）
 - 県市連携新型コロナウイルス対策（令和2年（2020年）5月2日・30段・4紙）
 - 熊本城特別公開第2弾（令和2年（2020年）5月31日・5段・熊日）
 - 熊本城特別公開中止・成人式中止（令和2年（2020年）12月30日・5段・熊日）
 - ワクチン接種予約受付（令和3年（2021年）4月28日・5段・熊日）
 - 「まん延防止等重点措置」適用（令和3年（2021年）8月13日・5段・熊日）
 - 医療を守る行動強化期間（令和3年（2021年）10月1日・5段・熊日）
 - 時短協力緊急家賃支援金（令和3年（2021年）12月18日・5段・熊日）
 - 「まん延防止等重点措置」適用（令和4年（2022年）1月25日・5段・熊日）
 - デリバリー、テレワーク（令和4年（2022年）2月11日・5段・熊日）
 - 「医療非常事態宣言発令」に伴う感染予防（令和4年（2022年）8月2日・5段・熊日）
 - 年末年始の医療相談窓口（令和4年（2022年）12月28日・5段・熊日）

vi その他

- 生活情報紙（すばいす、リビング熊本、ナッセ）
 - 各種問い合わせ先一覧、発熱外来案内等
- 街頭ビジョン（COCOSAビジョン、熊日ビジョン）

- 感染症に関する情報等
➤感染防止対策チラシ配布（区役所等の窓口）

vii 市長記者会見・記者レクチャーの実施

- ・本市の感染状況や医療体制、感染拡大防止策及び経済対策等について、状況に応じ市長記者会見を実施
- ・市長記者会見の動画は、同日中にYouTubeに掲載
- ・会見録は、市長発表項目を同日中にホームページに掲載し、質疑応答分は一週間後を目途にホームページに掲載
- ・令和2年（2020年）4月22日から、会見時に手話通訳を配置
- ・市内での感染者発生状況について、次のとおり情報を公表
 - 令和2年（2020年）2月21日の1例目の発表から令和2年（2020年）8月8日まで陽性判明日に市長記者会見を実施し、翌日に記者レクチャーにて詳細情報を公表
 - 令和2年（2020年）8月9日から令和2年（2020年）11月1日まで陽性判明日に記者レクチャーを実施し、詳細は翌日公表
 - 令和2年（2020年）11月2日以降陽性判明日に報道資料の提供により公表
- ・接触者が多く集団感染が疑われる事案等については、必要に応じて記者レクチャーを実施

viii 市長メッセージホームページ掲載

- 感染拡大防止に係る知事・市長共同コメント（令和2年（2020年）4月2日）
- 「緊急事態宣言」の対象区域の拡大を受け市民へのメッセージ（令和2年（2020年）4月17日）
- 家庭での保育のお願い（令和2年（2020年）4月24日）

ix 外国人住民向け情報発信

- ・市のホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を集約し、多言語で提供
- ・外国人総合相談プラザにおいて、新型コロナウイルス感染症に関連する相談を受け付け、生活支援施策等の情報提供や在留資格等の専門相談を実施
- ・同プラザにおいて、新型コロナウイルス相談センター（帰国者・接触者相談センター）や特別定額給付金コールセンター等への通訳支援を実施
- ・災害時外国人支援システム（K-SAFE）におけるメール配信を通じて、新型コ

コロナウイルス感染症に関連した情報を登録者に多言語で発信

- ・ 在住外国人等の拠点施設である熊本市国際交流会館内において、新型コロナウイルス感染症に関連した情報を多言語で掲示
 - 感染症注意喚起・防止啓発・相談窓口情報：令和2年（2020年）1月29日以降随時
 - 外出自粛要請関連情報（「緊急事態宣言」等）：令和2年（2020年）4月2日以降随時
 - 生活・経済支援情報（特別定額給付金等）：令和2年（2020年）5月7日以降随時
- ※ 熊本市外国人総合相談プラザでの対応言語：23言語（やさしい日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、ドイツ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語（フィリピン）、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ミャンマー語、クメール語（カンボジア）、フランス語、イタリア語、ロシア語、マレー語、モンゴル語、シンハラ語、ベンガル語、ヒンディー語、ウクライナ語）
- ※ 熊本市外国人総合相談プラザでの専門分野の相談：法律相談（熊本県弁護士会）、在留資格相談（熊本県行政書士会）、労働相談（熊本労働局）、就職相談（職業紹介事業所）、住まいの相談（熊本市居住支援協議会）、心の相談（臨床心理士）

② 人権侵害や風評被害に対する広報

- ・ 市ホームページに「人権への配慮及び人権相談窓口」について掲載（令和2年（2020年）2月28日～令和5年（2023年）7月20日）
- ・ 新聞広告「熊本市民の皆様へお願い」を掲載 半5段記事掲載（令和2年（2020年）3月6、21日）
- ・ 市政だより掲載（令和2年（2020年）4、5、9月、令和3年（2021年）10月、令和4年（2022年）2月～7月）
- ・ 新型コロナウイルス感染症クラスター班へ人権相談窓口のチラシを提供（令和2年（2020年）4月6日）
- ・ 情報誌への広告掲載（令和2年（2020年）5月23日、30日、令和3年（2021年）11月26日）
- ・ 公益財団法人 人権教育啓発推進センターのホームページ「STOP！コロナ差別～」へ市長メッセージを掲載（令和2年（2020年）6月12日）
- ・ ラブミンだより「新型コロナウイルス感染症と人権問題」の特集号発行（令和2年（2020年）7月）
- ・ ロアツ熊本出演によるコマーシャルのテレビ放送（令和2年（2020年）8月）

- 22日～9月23日) 及び、びふれす広場・熊本城ホールエントランスロビー等の街なかビジョンでの放映(令和2年(2020年)8月～令和3年(2021年)1月)
- ・人権啓発コマーシャルのテレビ放送(令和2年(2020年)10月12日～12月29日) 及び、びふれす広場・熊本城ホール・SAKURA MACHI Kumamoto等の街なかビジョンでの放映(令和2年(2020年)9月～令和3年(2021年)3月)
 - ・人権啓発ポスターの作成及び学校関係、熊本商工会議所会員、熊本市医師会等への配布(令和2年(2020年)10月、令和3年(2021年)10月、令和4年(2022年)12月)
 - ・人権啓発ポスター及び人権相談窓口のチラシを中心市街地飲食店へ配布(令和2年(2020年)11月)
 - ・人権啓発コマーシャルを区役所区民課及び総合出張所のモニターで放映(令和3年(2021年)1月、令和4年(2022年)1月、5月、6月)
 - ・新型コロナウイルス感染症に病院職員が罹患した経験からの対応について、病院経営者による講演会(動画)をホームページで公開(令和3年(2021年)6月)
 - ・市ホームページに「新型コロナワクチン接種に関する人権」について掲載(令和3年(2021年)6月～令和5年(2023年)7月20日)
 - ・新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関する人権啓発コマーシャルのテレビ放映(令和3年(2021年)12月、令和4年(2022年)12月)
 - ・新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関する人権啓発コマーシャルを街なかのビジョン等で放映(令和3年(2021年)12月～令和4年(2022年)12月)
 - ・新型コロナワクチン接種に関する人権への配慮についてのチラシの作成・配布(令和4年(2022年)9月)
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発グッズ(ウエットティッシュ)の作成・配布(令和3年(2021年)3月～)

③ 相談体制

- ・新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口を保健所内に設置(令和2年(2020年)1月30日～)
- ・その後、厚生労働省からの事務連絡により、一般相談窓口を帰国者・接触者相談センターとし、検査が必要な患者について帰国者・接触者外来へ受診調整を開始(令和2年(2020年)2月3日～)
- ・相談は令和2年(2020年)2月22日から24時間受付を行い、人員については、令和2年(2020年)4月からは区役所勤務の保健師に保健所兼務の辞令を発令

- し、また、会計年度任用職員を雇用して体制強化
- ・令和2年（2020年）6月8日からは、本市のリスクレベル引き下げに合わせて夜間帯の電話相談を音声ガイダンス案内に切り替え
- ・令和2年（2020年）11月1日からは、県市で相談業務をコールセンターに委託することとし、「熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」を開設
- ・令和5年（2023年）5月8日から5類感染症への移行に伴い、令和5年（2023年）5月7日をもって「熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口」を終了
- ・令和5年（2023年）5月8日以降、発熱者に対する「受診相談ダイヤル」と、症状悪化時の相談対応業務である「健康相談専用ダイヤル」を継続し、24時間稼働の相談体制を維持している。

（４）予防・まん延防止

① 外出自粛要請

外出自粛の主な内容は以下のとおり。

- 第1波（令和2年（2020年）1月1日～令和2年（2020年）6月30日）
 - <「緊急事態宣言」の対象区域の全国拡大（4月16日～5月25日）>
 - ・不要不急の外出自粛要請
（特に繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛の徹底）
- 第2波（令和2年（2020年）7月1日～令和2年（2020年）9月30日）
 - ・不要不急の外出自粛要請
 - ・感染が流行している地域への移動は出来る限り控える。
- 第3波（令和2年（2020年）10月1日～令和3年（2021年）3月31日）
 - ・熊本市中心部の時短要請対象地域への不要不急の外出自粛（午後10時以降）
 - ・不要不急の県境を越える移動は極力控える。
特に感染が流行している県外への移動自粛。
 - <県独自の「緊急事態宣言」（1月14日～2月7日）>
 - ・不要不急の外出は控える（熊本市中心部は、午後9時以降は徹底）
 - <医療を守る行動強化期間（2月8日～2月17日）>
 - ・不要不急の外出・移動の自粛（午後10時以降は徹底）
- 第4波（令和3年（2021年）4月1日～令和3年（2021年）6月30日）
 - ・不要不急の外出は控える（熊本市中心部は、午後9時以降は徹底）
 - <熊本蔓延防止宣言（5月10日～6月13日）>
 - ・全ての県外への不要不急の移動を控える

<まん延防止等重点措置（5月16日～6月13日）>

- ・日中も含めた不要不急の移動の自粛要請（午後8時以降は徹底）

<医療を守る行動強化期間（6月14日～6月27日）>

- ・全ての県外への不要不急の移動を控える。
- ・日中も含めた不要不急の外出の自粛要請（午後9時以降は徹底）

●第5波（令和3年（2021年）7月1日～令和3年（2021年）10月14日）

- ・全ての県外への不要不急の移動を控える

<熊本蔓延防止宣言（7月31日～8月22日）>

- ・全ての県外への不要不急の移動を控える
- ・日中も含めた不要不急の外出の自粛要請
（感染拡大地域は、午後9時以降は徹底）

<まん延防止等重点措置（8月8日～9月30日）>

- ・日中も含めた不要不急の移動の自粛要請（午後8時以降は徹底）

●第6波（令和4年（2022年）1月1日～令和4年（2022年）6月30日）

<まん延防止等重点措置（1月21日～3月21日）>

- ・発熱等の症状がある場合の帰省や旅行等による移動の自粛要請
- ・不要不急の都道府県間の移動の自粛要請
- ・感染リスクの高い「3つの密」のある場所への外出の自粛要請

② 学校

- ・市内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことから、学校（園）における児童生徒等への対応について通知（令和2年（2020年）2月23日）
 - 出席停止や臨時休業の措置とする場合の措置
 - 学校（園）が主催する行事に関する取扱いについて、体育館で集まる行事等は極力避けること、卒業式は教職員、卒業（園）生、保護者のみで行うこと
- ・熊本市立学校（幼稚園を除く）について、臨時休業（令和2年（2020年）3月2日～3月24日）を行うことを通知（令和2年（2020年）2月28日）
 - 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業措置（令和2年（2020年）3月2日～3月24日）
- ・熊本市立学校及び幼稚園について、臨時休業（学年始業日末日の翌日～5月6日）を行うことを通知（令和2年（2020年）4月3日）
 - 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業措置（学年始業日末日の翌日～5月6日）
 - 部活動については、臨時休業措置の末日まで休止
 - 児童育成クラブについては、臨時休業期間中は閉鎖

- ・熊本市立学校及び幼稚園について、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業措置の延長を行うことを通知（令和2年（2020年）4月23日）
 - 臨時休業期間を令和2年（2020年）5月31日まで延長することを通知（令和2年（2020年）4月16日に「緊急事態宣言」の対象地域が全都道府県に拡大され、熊本市においても依然として感染者が拡大傾向にあり、専門家会議からも学校の再開時期を慎重に見極める必要があるとの見解が示されたことによる措置）
- ・教育活動の再開に伴う対応について通知（令和2年（2020年）5月15日）
 - 学校再開にあたっての感染防止対策について、チェックリストを配付
 - 入学（園）式については、令和2年（2020年）6月の第1週を基本として、各学校（園）において実施日時を決定することとし、実施する場合は参加者の制限を行うこと、式典時間の短縮、参加者のマスク着用徹底や会場換気の徹底などの感染防止対策を講じること
 - その他、学校給食の実施及び児童育成クラブの運営は令和2年（2020年）6月1日から再開
 - 部活動については、令和2年（2020年）6月8日から再開
- ・学校再開に伴う感染防止対策等のガイドラインについて通知（令和2年（2020年）5月20日）
- ・教育委員会事務局各課（室）から発出される感染防止対策を含めた様々な対応を「学校再開に伴う感染防止対策等のガイドライン」としてまとめたものを通知（令和2年（2020年）6月10日）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について通知（令和2年（2020年）8月17日）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する概況を踏まえた対応について通知（令和2年（2020年）8月27日）
- ・学校再開後の確認事項について改訂したことを通知（令和2年（2020年）8月27日）
- ・基本的感染症予防対策の周知事項について改訂したことを通知（令和2年（2020年）8月27日）
- ・部活動の取扱いについて追加・修正したことを通知（令和2年（2020年）9月8日）
- ・新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底について通知（令和2年（2020年）11月6日）
- ・新型コロナウイルス感染リスクレベルの見直しについて通知（令和2年（2020年）11月17日）
- ・学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に

- ついて及び具体的な活動場面ごとの感染症予防について通知（令和2年（2020年）12月10日）
- ・新型コロナウイルス感染症に対応した部活動ガイドラインの見直しを通知（令和2年（2020年）12月23日）
 - ・臨時休業等の取扱いの見直しを通知（令和2年（2020年）1月6日）
 - ・令和2年（2020年）度の卒業式及び令和3年度（2021年度）の入学式の取扱いについて通知（令和2年（2020年）1月7日）
 - ・「学校の新しい生活様式」における防寒対策について事務連絡を実施（令和2年（2020年）1月13日）
 - ・県独自の「緊急事態宣言」を踏まえた熊本市立学校の対応について保護者へのお知らせを実施（令和2年（2020年）1月13日）
 - ・新型コロナウイルス感染症対策としてのタブレット等を用いた学習サポート等について通知（令和2年（2020年）1月14日）
 - ・県独自の「緊急事態宣言」下での学習指導についての留意点及び部活動、修学旅行等の対応について通知（令和2年（2020年）1月15日及び18日）
 - ・県独自の「緊急事態宣言」の延長を踏まえた学習指導についての留意点及び部活動、修学旅行等の対応について通知（令和2年（2020年）2月5日）
 - ・県独自の「緊急事態宣言」の解除を踏まえた学習指導についての留意点及び部活動、修学旅行等の対応について通知（令和2年（2020年）2月18日）
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する対応について通知（令和3年（2021年）4月6日）
 - 学習指導及び令和3年度（2021年度）入学式についての留意点
 - 部活動について
 - 新型コロナウイルス感染防止の取組の徹底について
 - 学校等における新型コロナウイルス感染症対策の対応について
 - ・新型コロナウイルス感染症のリスクレベル引上げに伴う対応について通知（令和3年（2021年）4月20日）
 - 学習指導についての留意点
 - 部活動についての留意点
 - 出席停止等の措置について
 - ・新型コロナウイルス感染症リスクレベル「5 厳戒警報」への引き上げに伴う対応について通知（令和3年（2021年）4月23日）
 - ・4月20日付通知内容に、修学旅行・集団宿泊教室等の実施に関する内容を追加。
 - ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について通知（令和3年（2021年）5月10日）
 - ・「熊本市ワクチン廃棄防止指針」による教職員への新型コロナワクチン接種協

- 力について通知（令和3年（2021年）6月4日）
- ・教職員を対象とする新型コロナワクチン集団接種への協力について通知（令和3年（2021年）6月7日）
- ・臨時休業等の取扱いの見直しについて並びに保護者への周知の依頼について通知（令和3年（2021年）6月11日）
- ・教職員を対象とする新型コロナワクチン職域接種への協力について通知（令和3年（2021年）6月23日）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る学校教職員等向け抗原簡易キットの配布について通知（令和3年（2021年）8月6日）
- ・分散登校及びオンライン授業、準備日等の令和3年度（2021年度）第2学期の対応について通知（令和3年（2021年）8月24日）
 - 給食は通常通り実施
 - 部活動は原則中止
 - 児童育成クラブは午後2時からの利用
- ・令和3年度（2021年度）第2学期9月13日（月）以降の対応について通知（令和3年（2021年）9月8日）
 - 9月13日（月）から9月26日（日）までの期間は、全学年を登校させる 午前中短縮授業とし、給食実施後は下校
 - 9月27日（月）から通常登校を再開
- ・学校で児童生徒等の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて通知（令和3年（2021年）9月8日）
- ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種状況の児童生徒等への確認について通知（令和3年（2021年）9月22日）
 - ワクチン接種は個人の判断で行われるものであり、接種の有無を不用意に尋ねることは厳に慎まなければならないことを通知。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る学校教職員等向け抗原簡易キットの配布について通知（令和3年（2021年）9月27日）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について通知（令和3年（2021年）12月3日）
- ・教育委員会から保健所へ派遣されている指導主事を中心として、学校への対応に特化した学校対応チームを設置（令和4年（2022年）1月21日）
- ・学校で児童生徒等の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について通知（令和4年（2022年）1月27日）
 - これまで、学校における臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の判断に当たっては、保健所の助言を踏まえ決定していたが、保健所業務のひっ迫により、保健所の助言を受けるまでに時間を要し学級閉鎖等が長引く状況となっ

- ているため、当面の間、文部科学省が示す基準を準用
- 陽性者発生後の学校対応の流れを明確化
 - ・オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について通知（令和4年（2022年）2月14日）
 - ・小学校等の教職員に対する集中的検査
 - 小学校、幼稚園、あおば支援学校、児童育成クラブに所属する全ての教職員に対する集中的検査及び社会機能維持検査を実施。本検査は、令和4年（2022年）11月まで実施した。（令和4年（2022年）3月10日）
 - ・濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校（園）に関する対応について通知（令和4年（2022年）4月11日）
 - 学校（園）内での積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は実施しないことを通知
 - ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂について通知（令和4年（2022年）4月20日）
 - ・学校生活における児童生徒等のマスクの着用について通知（令和4年（2022年）5月26日）
 - 気温・湿度や暑さ指数が高くなる中で、児童生徒等がマスクを着用することで熱中症のリスクが高まる恐れがあることから、文部科学省学校衛生管理マニュアル等に基づき、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について、改めて留意する事項や、マスクの着用が不要な場面の例を明示
 - ・学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改訂について通知（令和4年（2022年）8月26日）
 - ・濃厚接触者の待機期間早期解除を目的とした抗原定性検査キットの配布について通知（令和4年（2022年）8月26日）
 - 職員が濃厚接触者となった場合に待機期間の早期解除のための検査実施のため、中学校へ抗原定性検査キットを配布。
 - ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策及びマスクの着用に関するリーフレットについて通知（令和4年（2022年）10月20日）
 - ・卒業式における感染症等の対策に関する基本的な考え方について通知（令和5年（2023年）2月21日）
 - マスク着用にあたっては、各参加者（児童生徒、教職員、保護者・来賓等）の主体的な判断のもと、マスク着用を着用してもよく、しなくてもよいこととする旨通知
 - ・小学校等の教職員に対する集中的検査等の実施について通知（令和5年（2023年）3月10日）

- 全国的な感染拡大が広がる中、感染拡大防止や冬季のインフルエンザとの同時流行が懸念されたことから、小学校等及び児童育成クラブに所属する全ての教職員に対して集中的検査を断続的に実施することで、感染者の早期発見や感染防止に努めた。
- ・新学期以降の学校に置けるマスク着用の考え方の見直し等について通知
 - 児童生徒及び教職員については、学校教育活動にあたってマスク着用を求めないことなど、マスク着用の考え方の見直しのほか、効果的な換気の実施や給食等の食事をする場面における対策について文部科学省の内容を踏まえ適切に対応するよう通知。（令和5年（2023年）3月23日）
- ・5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について通知
 - 平時における感染症対策や学習活動のほか、出席停止や臨時休業の考え方について通知を行った。（令和5年（2023年）5月2日）

③ 保育所・児童育成クラブ、子育て支援等

i 保育所等

- ・新型コロナウイルス感染症による患者発生に伴う注意喚起について、市内保育所等あて通知（令和2年（2020年）1月24日）
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う注意喚起及びイベント等開催の検討について、市内保育所等あて通知（令和2年（2020年）2月25日）
- ・新型コロナウイルス感染症の市内発生に伴い人権への配慮について、市内保育所等あて通知（令和2年（2020年）2月28日）
- ・国の補助金を活用し、感染症対策に必要な物品等の購入等に要した経費に対して補助金を交付（令和2年（2020年）3月）
- ・市内の教育・保育施設等を利用する保護者及び施設に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛の要請について」を通知（令和2年（2020年）4月7日）
- ・保護者や事業者へ市長メッセージを送付し、改めて登園自粛を要請するとともに、自粛要請期間を令和2年（2020年）5月31日まで延長する旨を通知（令和2年（2020年）4月24日）
- ・登園自粛要請の終了及び令和2年（2020年）6月1日からの通常保育を通知（令和2年（2020年）5月25日）
- ・感染症対策に必要な物品等の購入等に要する経費に対する補助金の令和2年（2020年）度分を受付（令和2年（2020年）7月）
- ・感染拡大に伴う注意喚起及び感染防止対策の徹底について、市内保育所等あて通知（令和2年（2020年）12月10日）

- ・市内の老人介護保健施設でのクラスター発生に伴う注意喚起及び感染防止対策の徹底について、市内保育所等あて通知（令和2年（2020年）12月25日）
- ・感染拡大に伴う注意喚起及び感染防止対策の徹底について、市内保育所等あて通知（令和3年（2021年）4月15日、5月17日、7月21日、7月30日、8月18日、8月27日、8月31日、9月30日）
- ・市内の教育・保育施設等を利用する保護者及び施設に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請について」を通知（令和3年（2021年）8月25日）
- ・保護者及び施設に対して、改めて登園自粛を要請するとともに、自粛要請期間を令和3年（2021年）9月30日まで延長する旨を通知（令和3年（2021年）9月10日）・登園自粛要請の終了及び令和3年（2021年）10月1日からの通常保育を通知（令和3年（2021年）9月24日）
- ・感染症対策に必要な物品等の購入等に要する経費に対する補助金の令和3年度（2021年度）分を受付（令和3年（2021年）9月）
- ・感染拡大に伴う注意喚起及び感染防止対策の徹底について、市内保育所等あて通知（令和4年（2022年）1月11日、1月20日、3月12日）
- ・市内の教育・保育施設等を利用する保護者及び施設に対して、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請について」を通知（令和4年（2022年）1月27日）
- ・保護者及び施設に対して、改めて登園自粛を要請するとともに、自粛要請期間を令和4年（2022年）3月6日まで延長する旨を通知（令和4年（2022年）2月10日）
- ・国の補助金を活用し、感染症対策に必要な改修や設備の整備等に要した経費に対する補助金の令和3年度（2021年度）分を受付（令和4年（2022年）3月）
- ・保護者及び施設に対して、重ねて登園自粛を要請するとともに、自粛要請期間を令和4年（2022年）3月21日まで延長する旨を通知（令和4年（2022年）3月4日）
- ・登園自粛要請の終了及び令和4年（2022年）3月22日からの通常保育を通知（令和4年（2022年）3月18日）
- ・保護者及び施設に対して、オミクロン株が感染の主流の間、保育所等について積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限を行わないこととした旨を通知（令和4年（2022年）4月12日）
- ・基本的な感染防止対策の徹底と利用者への感染リスク等の情報提供などの注意喚起を行うよう、市内保育所等あて通知（令和4年（2022年）7月29日）
- ・国の補助金を活用し、感染症対策に必要な改修や設備の整備等に要した経費に対する補助金の令和4年度（2022年度）分を受付（令和4年（2022年）8月）

- ・国の補助金を活用し、感染症対策に必要な物品等の購入等に要した経費に対する補助金の令和4年度（2022年度）分を受付（令和4年（2022年）9月）
- ・国の補助金を活用し、感染者等が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供していくために物品等の購入等に要した経費に対する補助金の令和5年度（2023年度）分を受付（令和5年（2023年）7月）

ii 児童育成クラブ

- ・一斉臨時休業期間中（令和2年（2020年）3月2日～3月24日）の平日及び土曜日の8時～18時まで開設（令和2年（2020年）2月28日通知）
- ・学年始休業日未日の翌日から令和2年（2020年）5月6日までの間は、児童育成クラブを閉設することを通知（令和2年（2020年）4月3日）
- ・臨時休業措置の延長期間中（令和2年（2020年）5月7日～5月31日）も、引き続き閉設することを通知（令和2年（2020年）4月23日）
- ・令和2年（2020年）6月1日より運営を再開することを通知（令和2年（2020年）5月15日）
 - 再開後の運営においては、密集を回避し、感染拡大を防止する観点から、一定のスペースを確保するために、図書室、体育館、校庭、教室等の学校施設を活用できること
- ・感染予防のための消耗品等を配付（令和2年（2020年）6月及び9月補正予算にて措置）
- ・分散登校期間中（9月12日まで）における児童育成クラブの利用について通知（令和3年（2021年）8月24日）
 - 分散登校実施期間は、午後2時からの利用とすること、登校日でない学年についても午後2時からの利用とすること
- ・新型コロナウイルス感染症拡大（第5波）に伴う分散登校時の学校預かりの状況調査（令和3年（2021年）10月22日）
- ・第6波を想定した分散登校における家庭で見守ることが困難な児童等の学校預かり調査（令和4年（2022年）1月28日）
- ・児童育成クラブ支援員に対する集中的検査等（検査キット配布）の実施（令和4年（2022年）3月22日から4月末までの6回（週）分、令和4年（2022年）5月13日から6月末まで7回（週）分）

iii 健康診査及び集団教育

- ・集団で実施している育児相談等の母子保健事業を休止（令和2年（2020年）2月25日）
- ・集団教育の中でも最後まで休止していた育児相談を令和5年（2023年）9月か

ら再開

- ・ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を一時延期（令和2年（2020年）3月4日）
- ・ 延期していた1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を再開（令和2年（2020年）6月23日）

iv 児童館

- ・ 休館期間（令和2年（2020年）3月2日～6月1日）
- ・ 国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布（令和2年（2020年）6月以降随時）
- ・ 利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開（令和2年（2020年）6月2日～）
- ・ 国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を各所で購入（令和3年（2021年）4月以降随時）
- ・ 休館期間（令和3年（2021年）4月28日～6月27日）
- ・ 休館期間（令和3年（2021年）8月2日～9月30日）
- ・ 利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開（令和3年（2021年）10月1日～）
- ・ 休館期間（令和4年（2022年）1月21日～3月22日）
- ・ 利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開（令和4年（2022年）3月23日～）
- ・ 国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を各館で購入（令和4年（2022年）4月以降随時）
- ・ 国の補助金を活用し、感染者等が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供していくために必要な物品等を各所で購入（令和5年（2023年）4月以降随時）

v 子育て支援センター

- ・ 休館期間（令和2年（2020年）3月4日～5月31日）
- ・ 国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布（令和2年（2020年）4月以降随時）
- ・ 利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開（令和2年（2020年）6月1日～）
- ・ 感染症対策に必要な物品等の購入に要する経費に対する補助金の令和2年（2020年）度分を受付（令和2年（2020年）12月）、交付確定（令和3年（2021年）3月）

- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を各所で購入（令和3年（2021年）4月以降随時）
- ・休館期間（令和3年（2021年）4月27日～6月27日）
- ・休館期間（令和3年（2021年）8月2日～9月30日）
- ・利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開（令和3年（2021年）10月1日～）
- ・休館期間（令和4年（2022年）1月21日～3月21日）
- ・利用人数等に制限を設け、感染症防止対策チェックリストを遵守しながらの運用再開（令和4年（2022年）3月22日～）
- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を各所で購入、感染対策のために必要となる改修や施設の整備（トイレの乾式化、非接触型の蛇口の設備等、簡易的なもの）（令和4年（2022年）4月以降随時）
- ・国の補助金を活用し、感染者等が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供していくために必要な物品等を各所で購入、感染対策のために必要となる改修や施設を整備（トイレの乾式化、非接触型の蛇口の設備等、簡易的なもの）（令和5年（2023年）4月以降随時）

vi 病児・病後児保育

- ・優先供給スキームを活用して購入したエタノール消毒液を配布（令和2年（2020年）4月）
- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布（令和2年（2020年）4月以降随時）
- ・「緊急事態宣言」中においても事業を継続した。
- ・感染症対策に必要な物品等の購入に要する経費に対する補助金の令和2年（2020年）度分を受付（令和2年（2020年）12月）、交付確定（令和3年（2021年）3月）
- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を各所で購入（令和3年（2021年）4月以降随時）
- ・感染症対策に必要な物品等の購入に要する経費に対する補助金の令和3年度（2021年度）分を受付（令和4年（2022年）1月）、交付確定（令和4年（2022年）2月～3月）
- ・感染症対策に必要な物品等の購入に要する経費、感染対策のために必要となる改修や施設の整備（トイレの乾式化、非接触型の蛇口の設備等、簡易的なもの）に対する経費の補助金の令和4年度（2022年度）分を受付（令和4年（2022年）8月）、交付確定（令和4年（2022年）11月～令和5年（2023年）3月）（令和4年（2022年）4月以降随時）

- ・感染者の受入れについて各施設へ周知（令和5年（2023年）5月8日）
- ・感染者等が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供していくために必要な物品等の購入に要する経費、感染対策のために必要となる改修や施設の整備（トイレの乾式化、非接触型の蛇口の設備等、簡易的なもの）に対する経費の補助金の令和5年度（2023年度）分を受付（令和5年（2023年）8月）、交（令和5年（2023年）4月以降随時）

vii ファミリー・サポート・センター

- ・協力会員による病児預かりを休止（令和2年（2020年）3月3日～）
- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を一括購入・配布（令和2年（2020年）4月以降随時）
- ・学校等の休校により活動された依頼会員に利用料の補助金申請書を発送（令和2年（2020年）9月25日）
- ・利用料の補助金を口座振り込み開始（令和2年（2020年）10月16日～令和3年（2021年）3月31日）
- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を購入・配布（令和3年（2021年）4月以降随時）
- ・国の補助金を活用し、マスクなど感染拡大防止に必要な衛生用品を購入・配布（令和4年（2022年）4月以降随時）
- ・国の補助金を活用し、感染者等が発生した場合に、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供していくために必要な物品等を各所で購入（令和5年（2023年）4月以降随時）

④ その他の福祉施設

i 生活困窮者等自立支援事業所、保護施設、児童養護施設等

- ・国の補助金を活用し、感染症対策に必要な物品等の購入等に要した経費に対しての補助やマスク・消毒液の提供、感染予防のための個室化に係る経費の補助（随時）

ii 障害福祉サービス事業所等

- ・国の特例措置やコロナ対応に係る留意点等について、感染拡大の状況に即して事業所へ周知（令和2年（2020年）1月24日以降、随時）
- ・一斉休校に伴う放課後等デイサービス受入拡充の依頼通知（令和2年（2020年）2月29日）
- ・臨時休校に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策臨時休校に伴う熊本市障がい児・家族支援事業」を実施（令和2年（2020年）3～5月）

- ・在宅の医療的ケア児者及び重症心身障害児者へ消毒液・マスクを配布（令和2年（2020年）3～5月）
- ・放課後等デイサービス及び児童発達支援について令和2年（2020年）5月31日まで利用自粛を要請（令和2年（2020年）4月8日）
- ・地域活動支援センターに対して、令和2年（2020年）5月31日まで利用自粛を要請（令和2年（2020年）4月9日）
- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、令和2年（2020年）5月31日まで利用自粛を要請（令和2年（2020年）4月13日）
- ・障害福祉サービス事業所等に消毒液等を配布（令和2年（2020年）4～8月）
- ・コロナの影響により事業所収入が減少している就労支援事業所に子ども用マスクを発注し、放課後等デイサービス利用者に配付（令和2年（2020年）5月29日～6月23日）
- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、感染防止対策の徹底を改めて通知（令和2年（2020年）7月28日）
- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、令和2年（2020年）9月24日まで利用自粛を要請（令和2年（2020年）8月5日）
- ・地域活動支援センターに対して、令和2年（2020年）9月24日まで利用自粛を要請（令和2年（2020年）8月5日）
- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、令和2年（2020年）2月17日まで利用自粛を要請（令和2年（2020年）12月18日）
- ・地域活動支援センターに対して、令和2年（2020年）2月17日まで利用自粛を要請（令和2年（2020年）12月18日）
- ・施設のオンライン面会事業を実施（申請期間令和2年（2020年）8月～12月）
- ・障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施（令和2年（2020年）度）
- ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受入体制強化等事業（令和2年（2020年）度）
- ・障害福祉サービス等事業所の従事者を対象として月1回PCR検査を実施（令和3年（2021年）1～9月）
- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、令和3年（2021年）6月28日まで利用自粛を要請（令和3年（2021年）4月23日）
- ・地域活動支援センターに対して、令和3年（2021年）6月30日まで利用自粛を要請（令和3年（2021年）4月23日）
- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、令和3年（2021年）9月30日まで利用自粛を要請（令和3年（2021年）7月30日）

- ・地域活動支援センターに対して、令和3年（2021年）9月30日まで利用自粛を要請（令和3年（2021年）7月30日）
- ・陽性者が発生した事業所に防護具等の衛生用品を提供したほか、クラスター等発生事業所に対し、保健所と合同にて実地指導を実施（令和3年（2021年）8月～10月）
- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、令和4年（2022年）2月13日まで利用自粛を要請（令和4年（2022年）1月20日）
- ・地域活動支援センターに対して、令和4年（2022年）2月13日まで利用自粛を要請（令和4年（2022年）1月20日）
- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、令和4年（2022年）3月6日まで利用自粛の延長を要請（令和4年（2022年）2月14日）
- ・障がい者福祉センター希望荘に対して、令和4年（2022年）3月21日まで利用自粛の再延長を要請（令和4年（2022年）3月7日）
- ・地域活動支援センターに対して、令和4年（2022年）3月22日から施設の利用再開を要請（令和4年（2022年）3月22日）
- ・障害福祉サービス等事業所の従事者を対象として週1回PCR検査（現在は、抗原キットで検査）を実施（令和4年（2022年）1月～）
- ・5類感染症移行後も、重症化リスクが高い者が多く入所する障害者施設等の従事者への集中的検査は当面継続して実施

iii 高齢者福祉施設等

- ・感染者発生時の報告について周知するため、ホームページに情報掲載し、所管施設及びサービス事業所すべてに通知（令和2年（2020年）1月31日）
 - ・社会福祉施設での感染拡大防止のための留意点について通知（令和2年（2020年）2月25日）
- ※その後、厚生労働省からの感染拡大防止に関する通知の発出に合わせてその都度周知
- ・市内介護保険事業所、高齢者福祉施設にマスクの配布（令和2年（2020年）3月9日）
 - ・国から利用者・職員へ布マスクを配布（令和2年（2020年）3月下旬～4月中旬）
 - ・高齢者・障がい者福祉施設における新型コロナウイルス感染拡大防止の留意点動画作成（令和2年（2020年）4月8日）
 - ・市内介護保険事業所、高齢者福祉施設に消毒薬・マスクの配布（令和2年（2020年）4月28日）
 - ・国から利用者・職員へ布マスクを配布（2回目）（令和2年（2020年）6月下

旬)

- ・ 社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染が疑われる者等が発生した場合についての対応をホームページにて周知（令和2年（2020年）5月20日）
- ・ 施設のオンライン面会事業を実施（申請期間令和2年（2020年）8月4日～12月25日）
- ・ 陽性者発生施設へ感染拡大防止に必要な衛生用品を配布（令和2年（2020年）8月～）
- ・ 介護施設等の換気設備等の設置を支援（令和2年（2020年）9月～）
- ・ 高齢者福祉施設等従事者のPCR検査を開始（令和3年（2021年）1月25日）
- ・ 感染管理対策指導、業務継続支援及び必要時に診療を行う「医療支援チーム」派遣事業を開始（令和4年（2022年）6月～）
- ・ 感染対策の実地指導や施設職員が陽性又は濃厚接触者となり人員不足となった際に業務継続支援を行う「業務支援チーム」派遣事業を開始（令和4年（2022年）9月～）

⑤ 市有施設の利用休止

- ・ 市有施設の休館を決定（令和2年（2020年）2月28日）
- ・ 市有施設を順次再開することを決定（令和2年（2020年）5月13日）
 - 屋外施設…令和2年（2020年）5月14日以降
主な施設：熊本城、水前寺江津湖公園駐車場等
 - 屋内施設…令和2年（2020年）5月21日以降
主な施設：市民会館、熊本城ホール等、高齢者福祉施設、児童館等
- ※施設における感染防止チェックリストを作成し、感染防止対策の準備が整うことを再開の条件とした。
- ※チェックリストの項目として、対人距離の確保などの3密対策、発熱等の症状がある者の入場制限、マスク着用の徹底、イベントの人数制限、連絡先の把握などを設定した。また、項目の対応を直ちに取れない場合は代替措置を検討することとした。
- ※各施設管理者は施設再開後も、1週間ごとに上記チェックリスト項目をチェックすることとした。
- ・ 令和2年（2020年）8月6日以降当面の間、高齢者の利用が多い市有施設257施設を休館・利用休止（令和2年（2020年）8月4日）
- ・ 利用休止・休館としていた257施設の順次再開を決定（令和2年（2020年）9月23日）
- ・ 令和2年（2020年）12月19日以降当面の間、高齢者等の利用が多い市有施設257施設を休館・利用休止（令和2年（2020年）12月18日）

- ・令和3年（2021年）1月15日から当面の間、来館・入園者数の多い熊本城と動植物園を閉館するとともに、市有施設の開館時間を原則午後8時までとし、収容人数の定めのある市有施設については、収容率を50%以内に制限（令和3年（2021年）1月15日）
- ・熊本城や動植物園をはじめ、令和2年（2020年）12月19日以降当面の間休館・利用休止していた施設についても順次再開し、市有施設の開館時間の制限等を解除（令和2年（2020年）2月15日）
- ・令和3年（2021年）4月25日以降当面の間、図書館等一部の施設を除き、市有施設（585施設）の休館・利用休止を決定（令和3年（2021年）4月23日）
- ・令和3年（2021年）4月26日から「熊本城特別公開第3弾（天守閣内部公開）」の中止（臨時休園）を発表（令和3年（2021年）4月25日）
- ・休館・利用休止としていた586施設の順次再開を決定（令和3年（2021年）6月27日）
- ・令和3年（2021年）7月31日以降当面の間、一部の施設を除き、市有施設（542施設）の休館・利用休止を決定（令和3年（2021年）7月30日）
- ・休館・利用休止としていた542施設の順次再開を決定（令和3年（2021年）9月30日）
- ・令和4年（2022年）1月21日以降当面の間、老人福祉センター、公設公民館、地域コミュニティセンター、児童館などの施設の休館・利用中止を決定（令和4年（2022年）1月20日）
- ・休館・利用休止していた施設の順次再開を決定（令和4年（2022年）3月22日）

⑥ 市主催事業等の中止・延期

- ・本市1例目の新型コロナウイルス感染症の患者の確認を受け、感染拡大防止の観点から、本市が主催する行事については当面の間、原則、延期又は中止とすることとした。また、関係する民間団体や企業の方々については、開催の再検討を要請（令和2年（2020年）2月22日）
- ・市中感染が濃厚な本市6例目の感染者が滞在をされていた温浴施設を利用された方などから続けて3例の感染者が発生したことから、今後も大規模な集団感染が発生し、感染者が増大する可能性があることを考慮し、本市の施設で開催予定の各種イベントについては、主催者の方々へ自粛をするよう強く要請（令和2年（2020年）3月28日）
- ・施設再開に合わせて、イベント開催の条件として、イベント等の開催における感染症防止対策チェックリストを策定し、各施設管理者へ通知（令和2年（2020年）

5月22日)

※チェックリストの項目として、保健所の聞き取り調査への同意等参加者への事前周知、人数制限、連絡先の把握、会場の3密対策、発熱の症状がある者の入場制限、マスク着用の徹底などを設定し、主催者から施設管理者へ提出させることとした。

- ・「緊急事態宣言」が解除され、令和2年(2020年)5月25日から令和2年(2020年)7月31日までの移行期間において、国から段階的な要件緩和等が示されたことを受け、「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」を策定するとともに、上記チェックリストを改訂し、それらを各施設管理者へ通知(令和2年(2020年)6月18日)
- ・令和2年(2020年)7月10日から令和2年(2020年)7月31日までの期間におけるイベント開催時の対応について、国より対応方針が示されたため、「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」とチェックリストを改訂し、各施設管理者へ通知(令和2年(2020年)7月10日)
- ・例年1月1日に開催している熊本城の「かわらけ」の配布やイベントなどの迎春行事の中止を決定(令和2年(2020年)12月18日)
- ・成人式、消防出初式などを含む、令和3年(2021年)1月11日までに開催する市主催の全イベントの中止を決定(令和2年(2020年)12月29日)
- ・市主催イベントの中止期間の延期を決定(令和3年(2021年)1月10日)
- ・市主催イベントの再開を決定(令和3年(2021年)2月15日)
- ・熊本城特別公開第3弾(天守閣内部公開)に伴う記念式典などを含む市主催イベントの中止又は延期を決定(令和3年(2021年)4月25日)
- ・市主催イベントの再開を決定(令和3年(2021年)6月27日)
- ・令和3年(2021年)7月31日以降当面の間、市主催イベントの中止又は延期を決定(令和3年(2021年)7月30日)
- ・市主催イベントの再開(令和3年(2021年)10月1日)
- ・火の国まつりの内、「火の国まつり運営委員会」と本市が主催するイベントの中止を決定(令和4年(2022年)7月29日)
- ・市主催イベント等については感染リスク等を十分に考慮した上で開催の可否や延期等を検討し、開催する場合は、施設の収容人数及びイベントの性質に応じた人数制限などの感染防止対策を徹底するよう通知(令和4年(2022年)8月4日)
- ・熊本市政令指定都市移行10周年記念式典及びシンポジウムの中止を決定(令和4年(2022年)8月5日)
- ・「熊本市医療非常事態宣言」及び「熊本 BA.5対策強化宣言」解除(令和4年(2022年)9月16日)

これ以降、適切な感染防止対策を徹底したうえでイベント等を開催している。
※「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」の策定以後の主な改訂内容は下記のとおり。改訂は国の事務連絡を受け行っていた。

なお、「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」については、県においても本市と同様の内容を規定する「イベント等開催に係る留意事項」が策定され、県と別個の基準を運用し続ける必要性は乏しくなったと考えられるため、廃止した。

i 令和2年（2020年）7月10日改訂

- ・全国的な移動を伴うイベント又は収容定員が2,000人を超える施設でイベント参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合には、イベントの開催要件等について県との事前相談を行うことを追記した。

ii 令和2年（2020年）7月28日改訂

- ・イベント等の規模要件（人数制限）について、令和2年（2020年）8月1日以降「制限なし」とされていたものが、令和2年（2020年）7月31日までとされていた「屋内5,000人以下かつ収容率50%以内、屋外5,000人以下かつ2m程度の間隔」を継続することとした。

iii 令和2年（2020年）9月16日改訂

- ・イベント等の開催制限について、一定の要件のもとに、例えば、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」は収容率を100%以内とするなどの緩和を行った。

iv 令和2年（2020年）11月20日改訂

- ・イベント等の開催制限について、一定の要件のもとに、収容率を100%以内とするものに「飲食を伴うものの発声がないもの」を追加した。

v 令和3年（2021年）1月15日改訂

- ・イベント等の開催制限について、人数上限及び収容率を「屋内・屋外ともに5,000人以下かつ、収容率が定められている施設は収容率50%以内、収容人数が定められていない施設は2m程度の間隔を確保」することとした。

vi 令和3年（2021年）2月16日改訂

- ・イベント等の開催制限について、令和2年（2020年）11月20日改訂時の制限に緩和した。

- ・熊本城特別公開第3弾（天守閣内部公開）に伴う記念式典などを含む市主催イベントの中止又は延期を決定（令和3年（2021年）4月25日）
- ・市主催イベントの再開を決定（令和3年（2021年）6月27日）
- ・令和3年（2021年）7月31日以降当面の間、市主催イベントの中止又は延期を決定（令和3年（2021年）7月30日）
- ・市主催イベントの再開（令和3年（2021年）10月1日）

vii 令和3年（2021年）6月25日廃止

- ・以降のイベント等については、県が発出する「イベント等開催に係る留意事項」に規定する開催制限に従い、当該留意事項に沿った感染防止対策を講じたうえで開催することとした。

⑦ 庁舎（区役所含む）及び職員の感染予防対策

i 庁舎及び職員の感染防止策

- ・新型コロナウイルス感染症対応（うがい、手洗い、マスク着用）について掲示板にて周知（令和2年（2020年）1月30日）
- ・消毒用アルコールが入手できない場合、“無水エタノール”や“エタノール”を希釈しての作り方を掲示板にて紹介（令和2年（2020年）2月19日）
- ・感染予防について掲示板にて周知（令和2年（2020年）2月20日）
 - 発熱等の風邪の症状が見られるときは、出勤を控え療養に専念する旨
 - 所属長は、風邪の症状が見られるときは出勤を控えるよう所属職員へ周知
 - 手洗い、マスク着用、人がよく触るところの消毒について
- ・新型コロナウイルス感染症対応（うがい、手洗い、マスク着用）について掲示板にて周知（令和2年（2020年）2月26日）
- ・換気のための庁内放送を開始（令和2年（2020年）3月～）
- ・新型コロナウイルス感染症予防について局長通知（令和2年（2020年）3月2日）
- ・新型コロナウイルス感染予防（手洗い、手指消毒、うがい、咳エチケット）について掲示板にて周知（令和2年（2020年）3月5日）
 - 手作りマスクの作り方の紹介
- ・市施設において新型コロナウイルス感染者等が発生した場合の対応について局長通知（令和2年（2020年）3月13日）
- ・市民・観光客が庁舎内で倒れた時の対応について、管財課守衛とシミュレーションを行う（令和2年（2020年）3月17日）
- ・新型コロナウイルス感染予防のための出張の取扱いについて局長通知（令和2年（2020年）3月26日）

- ・庁舎内の清掃業者に対し、階段の手すり・エレベーターの操作盤等の多くの人の手に触れる場所の消毒と作業回数の追加（令和2年（2020年）4月～6月は1日3回、7月以降は1日2回の消毒）を指示（令和2年（2020年）4月1日）
- ・休養をとるよう掲示板にて周知（令和2年（2020年）4月2日）
- ・職員の飲み会等の私的な会合等の開催・参加自粛について掲示板にて周知（令和2年（2020年）4月9日）
- ・ビニールシートを使った新型コロナウイルス飛沫感染防止対策事例を掲示板にて紹介（令和2年（2020年）4月16日）
- ・不要不急の外出自粛等感染拡大防止について副市長依命通達（令和2年（2020年）4月17日）
- ・新型コロナウイルス感染症予防について局長通知（令和2年（2020年）4月23日）
- ・私的な会合等の自粛に加え、昼休みの外食を自粛するよう（市民の模範となるよう行動を慎むように）掲示板、所属長宛へのメールにて周知（令和2年（2020年）4月27日、5月1日）
- ・新型コロナウイルス感染防止に向けた給湯室の使用について掲示板にて周知（令和2年（2020年）5月1日）
- ・庁舎内各給湯室に、新型コロナウイルス感染防止に向けた給湯室の使用についてのチラシを掲示（令和2年（2020年）5月1日～）
- ・感染拡大防止の取組継続について局長通知（令和2年（2020年）5月8日）
- ・リスクレベル引き下げ後も感染予防の取組継続について局長通知（令和2年（2020年）5月28日）
- ・感染予防対策（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて周知（令和2年（2020年）6月1日）
- ・感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて周知（令和2年（2020年）6月8日）
 - 出勤前の体温測定の実施や健康チェックをするなどして体調管理に努める
 - 発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養する
- ・「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントを掲示板にて紹介（令和2年（2020年）6月10日）
- ・出張の取扱いの変更（当面の間中止又は延期から新しい生活様式に即して対応）について局長通知（令和2年（2020年）7月1日）
- ・出張の取扱いの変更（新しい生活様式に即して対応から当面の間中止又は延期）について局長通知（令和2年（2020年）7月27日）
- ・県外への不要不急の外出自粛等について局長通知（令和2年（2020年）7月28日）

日)

- ・株式会社中央シャッターから贈呈されたアクリルパーテーション100セットを各課に配布（令和2年（2020年）8月）
- ・新型コロナウイルス感染防止に向けた給湯室の使用について掲示板にて再周知（令和2年（2020年）8月3日）
- ・マスクの正しい着用法について掲示板にて周知（令和2年（2020年）8月24日）
- ・出張や日常生活における外出の取扱い（新しい生活様式に即して対応する等）について局長通知（令和2年（2020年）9月24日）
- ・感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて再周知（令和2年（2020年）11月11日）
- ・職員感染発生、感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて再周知（令和2年（2020年）11月26日）
- ・感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて再周知（令和2年（2020年）12月1日）
- ・感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて再周知（令和2年（2020年）12月14日）
- ・庁舎内の感染発生を受けて、感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い等）について掲示板にて再周知（令和2年（2020年）12月21日）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防の徹底（レベル5厳戒警報・忘年会等を控えるよう）について局長メールにて周知（令和2年（2020年）12月22日）
- ・仕事始めにあたり、体調不良の職員は出勤を控えるよう管理職へ人事課長メールにて周知（令和2年（2020年）12月25日）
- ・「緊急事態宣言」発令を受けて、感染防止対策徹底について掲示板にて周知（令和3年（2021年）1月8日）
- ・不要不急の外出自粛（特に22時以降）等について局長通知（令和3年（2021年）1月12日）
- ・不要不急の外出自粛（特に20時以降）について局長通知（令和3年（2021年）1月14日）
- ・出張や日常生活における外出等（感染流行地域との往来を控える等）について局長通知（令和3年（2021年）2月17日）
- ・慣例行事の開催の注意点について掲示板にて周知（令和3年（2021年）3月1日、令和3年（2021年）3月30日）
- ・感染予防（距離の確保、マスク着用、手洗い等）について掲示板にて周知（令和3年（2021年）3月4日）

- ・会食や飲酒を伴う会合等について、副市長依命通達（令和3年（2021年）4月9日）
- ・一都二府三県「まん延防止等重点措置」を受けて、感染防止対策徹底について掲示板にて周知（令和3年（2021年）4月15日）
- ・新型コロナウイルス感染防止に向けた給湯室の使用について掲示板にて再周知（令和3年（2021年）4月16日）
- ・県外への不要不急の外出自粛等について局長通知（令和3年（2021年）4月23日）
- ・マスク着用の徹底について掲示板にて周知（令和3年（2021年）4月28日）
- ・不要不急の外出自粛（特に21時以降）について局長通知（令和3年（2021年）4月28日）
- ・マスク着用の徹底について掲示板にて再周知（令和3年（2021年）5月17日）
- ・不要不急の外出自粛（特に20時以降）について局長通知（令和3年（2021年）5月10日、令和3年（2021年）5月17日）
- ・発熱等風邪の症状がある場合は自宅で療養するよう掲示板にて周知（令和3年（2021年）5月18日）
- ・不要不急の外出自粛（特に21時以降）について局長通知（令和3年（2021年）6月14日）
- ・出勤前の体温測定、体調チェックについて掲示板にて周知（令和3年（2021年）6月15日）
- ・感染予防対策（距離の確保、マスク着用、手洗い）について掲示板にて周知（令和3年（2021年）6月28日）
- ・外出自粛の緩和について局長通知（令和3年（2021年）6月28日）
- ・感染防止対策と熱中症予防の両立について掲示板にて周知（令和3年（2021年）7月21日）
- ・不要不急の外出自粛（特に21時以降）について局長通知（令和3年（2021年）7月30日）
- ・不要不急の外出自粛（特に20時以降）、お盆の帰省自粛について局長通知（令和3年（2021年）8月6日）
- ・職員の感染疑い増加を受けて、出勤前の体温測定、体調チェック等について掲示板にて周知（令和3年（2021年）8月11日）
- ・感染予防（不要不急の外出自粛等）の徹底について掲示板にて周知（令和3年（2021年）8月13日）
- ・感染症拡大防止対策（外出自粛やサービスの取扱い等）について局長通知（令和3年（2021年）8月20日）
- ・職員の家庭内感染増加を受けて、出勤前の体温測定、体調チェック等について

- 掲示板にて周知（令和3年（2021年）8月23日）
- ・家庭内感染等感染拡大防止について副市長依命通達（令和3年（2021年）8月26日）
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る職員向け抗原検査キットの配布（令和3年（2021年）9月）※以降、随時実施
 - ・外出自粛の緩和について局長通知（令和3年（2021年）9月30日）
 - ・県外への不要不急の外出自粛等について局長通知（令和4年（2022年）1月21日）
 - ・日々の体調管理の徹底、職場内での感染防止対策について掲示板にて周知（令和4年（2022年）1月13日）
 - ・「まん延防止等重点措置」の適用を受けて、基本的な感染対策の徹底を掲示板にて周知（令和4年（2022年）2月8日）
 - ・感染症拡大防止の取組の変更について局長通知（令和4年（2022年）3月22日）
 - ・職員の感染拡大防止について掲示板にて周知（令和4年（2022年）3月31日）
 - ・大型連休期間中の感染防止対策について掲示板にて周知（令和4年（2022年）4月27日）
 - ・引き続き基本的な感染対策の徹底を掲示板にて周知（令和4年（2022年）12月1日）
 - ・市有施設におけるマスク着用方針について課長通知（令和5年（2023年）3月9日）
 - ・職員のマスク着用について局長通知（令和5年（2023年）3月13日）
 - ・市有施設における新型コロナウイルス5類感染症変更後の基本的感染対策の取組について課長通知（令和5年（2023年）4月26日）

ii 区役所窓口の感染防止策

- ・庁舎の出入口や窓口に手指消毒アルコールを設置
- ・窓口カウンター、記載台、待合イス、筆記用具等の定期的な拭き上げ消毒
- ・窓口に飛沫感染防止のためのビニールシートやアクリル板を設置
- ・執務室内、会議室の定期的な換気の徹底
- ・待合イスの配置見直しや窓口等で列ができた場合の間隔の確保、会議室を待合スペースとして開放することによる3密回避
- ・スマートフォン上で順番待ちが確認できる発券機を住民異動窓口やマイナンバーセンター等に導入し、待合スペースでの密集を回避
- ・混雑するマイナンバーセンターへの来庁者を混んでいない他の窓口の待合スペース等に誘導して密集を回避

⑧ 避難所対策

- ・避難所における手洗いや咳エチケット等の励行とともに、避難所内に十分なスペースを確保するためのレイアウトや、体調不良者の専用スペースとして保健室を設けることなどを検討（令和2年（2020年）4月～）
- ・避難所での密集を避けるため、ハザードマップを活用して在宅避難や親戚・知人宅等の避難所以外の避難を検討することや、避難する場合はマスク、体温計、アルコール消毒液、ハンドソープ等の衛生用品を持参することを市政だより令和2年（2020年）6月号などで市民へ周知
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症の各種対策について、「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」及び新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等が避難するための避難所である保健避難所での対応について「保健避難所運営マニュアル」を作成し（令和2年（2020年）6月）、それぞれの避難所の開設訓練を実施（令和2年（2020年）8月）
- ・避難所に衛生用品を配備（令和2年（2020年）8月）
- ・今後、パーティション等の感染拡大防止に係る備品の配備を随時実施
- ・国の動向等を踏まえ、「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」及び「保健避難所」を廃止（令和5年（2023年）3月）

⑨ 熊本市中心市街地における感染防止対策

- ・県市連携して、中心市街地の接待を伴う飲食店を戸別訪問し、業種別ガイドラインの現地検査を実施（令和2年（2020年）8月）
- ・熊本市中心市街地飲食店の従業員を対象にした「熊本市中心市街地飲食店従業員PCR検査」を実施（令和2年（2020年）9月9日～）
- ・県市連携して、中心市街地の接待を伴う飲食店を戸別訪問し、従業員のPCR検査、感染拡大防止実践店の登録勧奨、業種別ガイドラインの実践をPR（令和2年（2020年）10月以降随時）
- ・保健所の職員が接待を伴う飲食店に直接出向き、店舗内でPCR検査が受検できる「緊急出張PCR検査」を開始（令和2年（2020年）12月9日～）
- ・中心市街地の各商店街とタイアップして商店街の一角にその場でPCR検査ができる「PCR検査スポット」の設置や感染防止対策のアドバイスを実施（令和3年（2021年）2月以降随時）
- ・市内の各大学と連携し、基本的な感染防止対策の動画を配信していただくとともに、中心市街地の飲食店でアルバイトする学生が気軽にPCR検査ができるよう大学構内に「PCR検査スポット」を設置（令和3年（2021年）3月以降随時）
- ・令和3年（2021年）12月、県が実施する無症状者への検査などの実施に伴い、

本市が実施していた中心市街地飲食店従業員向けのPCR検査は全て終了した。

⑩ 高齢者施設等従事者への集中的検査の実施

- ・ クラスターの発生した介護老人保健施設及び障がい者支援施設等の従業員を対象に実施（令和3年（2021年）1月）
- ・ 高齢者福祉施設、障がい福祉サービス事業所等、入院病床のある医療施設を対象に実施（令和3年（2021年）2月）
- ・ 令和3年（2021年）2月の対象施設に加え、入院病床の無い内科診療所及び歯科診療所を追加し実施（令和3年（2021年）3月～）
- ・ 本市が「まん延防止等重点措置区域」に指定されたことに伴い、高齢者施設及び障がい者施設のうち重症化リスクの高い入所系施設を対象に週に1回程度の頻回検査を実施（令和3年（2021年）6月）
- ・ 希望者へのワクチン接種が概ね完了したことから、原則7月末をもって検査を終了し、8月末までは一部のワクチン接種が完了していない施設を対象を絞り検査を実施（令和3年（2021年）7月、8月）
- ・ 再び、本市が「まん延防止等重点措置区域」に指定されたことに伴い、ワクチン接種が完了していない施設のうち重症化リスクの高い入所系施設を対象に週に1回程度の頻回検査を実施（令和3年（2021年）8月中旬～9月）
- ・ 三度、本市が「まん延防止等重点措置区域」指定に指定されたことに伴い、重症化リスクの高い入所系施設を対象に週に1回程度の頻回検査を実施。なお、これまではPCR検査にて実施をしていたが、2月以降は抗原定性検査にて実施。（令和4年（2022年）1月下旬～3月初旬）
- ・ 通所等施設に加え、保育所や小学校等の従事者にも対象を拡充した。さらに、当該施設に従事する社会機能維持者が濃厚接触者となった場合、待機期間の早期解除に必要な抗原定性検査キットを配布し、各施設の事業継続について支援を行った。（令和4年（2022年）3月下旬～6月）
- ・ 県と連携し、入所系施設のみを対象に事業を実施していたが、その後、感染者数が全年齢で増加、特に10歳未満で増加が顕著であったことから、8月に通所・訪問系事業所及び保育所や小学校等の従事者について対象を拡充した。（令和4年（2022年）7月中旬～9月）
- ・ 入所系施設に対しては、検査頻度を週1回から週2回に強化し、10月中旬まで検査を継続した。（令和4年（2022年）8月中旬～10月中旬）
- ・ 高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進のために国から市へ配分された抗原定性検査キットを活用し、入所系施設及び通所・訪問系事業所、保育所や小学校等の従事者に対し、週2回の検査を実施した。（令和4年（2022年）11月中旬～令和5年（2023年）3月末）

- ・ 5類感染症へ移行後も、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障がい者施設における従事者への集中的検査は当面継続するとの国の考え方が示されたため、高齢者施設等の入所系施設の従事者を対象に、週2回の検査を実施。（令和5年（2023年）7月～9月末）

➤令和2年（2020年）度

47,428件の検査を実施

➤令和3年度（2021年度）

154,172件の検査を実施

➤令和4年度（2022年度）

1,553,903件の検査を実施

➤令和5年度（2023年度）

248,003件の検査を実施（令和5年（2023年）7月～9月）

⑪ 戦略的モニタリング検査の実施

- ・ 感染拡大地域など県境を越えて移動された方を対象に、モニタリング検査を実施（令和3年（2021年）4月～6月）
- ・ 検査対象者の見直しを行い、熊本・福岡間を移動した方を対象にモニタリング検査を実施（令和3年（2021年）7月）

➤令和3年（2021年）4月～6月

4,204件の検査を実施

➤令和3年（2021年）7月

53件の検査を実施

※期間内で計9件の無症状の陽性者を確認

⑫ 抗原簡易キットの配布

- ・ 民間企業等に抗原簡易キットの配布をした。熊本商工会議所及び熊本青年会議所、各商工会等に対して、本事業の周知を依頼。また、その他団体や企業等に対しても本事業の周知依頼や案内に取り組んだ。（令和3年（2021年）8月～令和4年（2022年）3月）
- ・ 令和4年（2022年）8月、市内の診療・検査医療機関等においては、発熱患者の増加により、発熱外来がひっ迫し、一部の医療機関では検査キットが不足や外来診療を断らざるを得ない状況が生じた。そのため、国から配分された抗原定性検査キットを、市医師会等を通じ各医療機関へ配布し、外来診療を円滑に受診できるための支援に取り組んだ。
- ・ 令和4年（2022年）8月19日から9月17日までの間、市薬剤師会と連携し、重症

化リスクの低い16歳以上40歳未満（令和4年（2022年）9月2日からは65歳未満へ拡大）の有症状者を対象に、協力薬局（26薬局）を通じ、国から配分された抗原定性検査キットの無料配布を行った。配布されたキットを用いた自己検査の結果が陽性だった場合は、保健所にて陽性者登録を行うことで、医療機関の受診を待つことなく、自宅療養につなげることによって、発熱外来のひっ迫解消に取り組んだ。

➤令和3年度（2021年度）

民間企業等1,713施設に対して17,130キットを配布

➤令和4年度（2022年度）

医療機関に対して107,350キットを配布

協力薬局を通じ有症状者に対して3,503キットを配布

⑬ 新型コロナワクチン接種体制等の整備について

- ・感染症対策課内に「新型コロナウイルス予防接種準備班」を設置（令和2年（2020年）11月16日）
- ・熊本市医師会の予防接種担当理事等とワクチン接種の体制案を作成（随時協議）
- ・ワクチン接種の体制について熊本市医師会理事会と1回目の協議（令和2年（2020年）12月23日）
- ・医療機関を訪問しワクチン接種の協力を依頼（令和3年（2021年）1月13日～）
- ・ワクチン接種協力医療機関の把握のため市内医療機関へ意向調査を実施（令和3年（2021年）1月15日）
- ・感染症対策課内に「ワクチン対策プロジェクトチーム」を設置（令和3年（2021年）1月21日）
- ・市ホームページに新型コロナワクチンの関連情報を掲載（令和3年（2021年）1月21日）、随時情報発信
- ・住民接種に係る第1回医療機関向け説明会実施（令和3年（2021年）1月30日）
- ・熊本市医師会ワクチンプロジェクトチーム設立（令和3年（2021年）2月1日）
- ・接種計画策定のため医療機関へ接種可能回数等の調査を実施（令和3年（2021年）2月5日）
- ・市長と熊本市医師会長の共同会見による接種体制・計画の公表（令和3年（2021年）2月20日）
- ・住民接種に係る第2回医療機関向け説明会実施（令和3年（2021年）2月20日）

- 日)
- ・熊本市新型コロナワクチンコールセンターの開設（令和3年（2021年）3月1日）
 - ・高齢者入所施設の入所者等への接種を開始（令和3年（2021年）4月12日）
 - ・住民接種に係る第3回医療機関向け説明会実施（令和3年（2021年）5月16日）
 - ・初回接種（65歳以上高齢者）の開始（令和3年（2021年）5月19日）
 - ・集団接種会場（熊本市総合体育館ほか5ヶ所）を開設（令和3年（2021年）5月26日）
 - ・予約サポートセンターを開設（令和3年（2021年）5月29日）、以降随時実施
 - ・熊本城ホールでの接種規模を大幅に拡大（毎日開設）（令和3年（2021年）6月21日）
 - ・障がいのある方向けに希望荘を集団接種会場として開設（令和3年（2021年）7月26日）
 - ・初回接種（64歳以下一般）の開始（令和3年（2021年）7月26日）
 - ・接種証明書（海外渡航用）の発行窓口の開設（令和3年（2021年）7月26日）
 - ・市中心市街地の民間ホテルを活用し集団接種会場を増設（令和3年（2021年）8月2日）
 - ・3回目接種の開始（令和3年（2021年）12月1日）
 - ・住民接種に係る第4回医療機関向け説明会実施（令和3年（2021年）12月18日）
 - ・接種証明書（日本国内用）の発行窓口の開設（令和3年（2021年）12月20日）
 - ・3回目接種の対象年齢が18歳以上から12歳以上に引下げ（令和4年（2022年）3月25日）
 - ・小児（5歳から11歳）接種の開始（令和4年（2022年）3月28日）
 - ・4回目接種の開始（令和4年（2022年）5月25日）
 - ・ノババックスワクチンによる接種の開始（令和4年（2022年）7月16日）
 - ・小児追加接種（3回目接種）の開始（令和4年（2022年）9月6日）
 - ・令和4年（2022年）秋開始接種の開始（令和4年（2022年）9月20日）
 - ・乳幼児（6か月から4歳）接種の開始（令和4年（2022年）11月20日）
 - ・小児オミクロン株対応ワクチン接種の開始（令和5年（2023年）3月24日）

【ワクチン予約受付開始時期】

（初回接種）

令和3年（2021年）5月6日（木）

(3回目接種)

令和3年(2021年)12月18日(土)

(4回目接種)

令和4年(2022年)6月1日(水)

(令和4年(2022年)秋開始接種)

令和4年(2022年)9月28日(水)

(小児接種)

令和4年(2022年)3月19日(土)

(小児3回目接種)

令和4年(2022年)9月20日(火)

(小児オミクロン株対応ワクチン接種)

令和5年(2023年)3月17日(金)

【予約サポートセンターの実施状況】

- 初回接種第3期(70歳以上)予約サポートセンター開設(令和3年(2021年)5月29日～6月4日)
- 初回接種第4期(65歳以上)予約サポートセンター開設(令和3年(2021年)6月19日～6月25日)
- 3回目接種予約サポートセンター開設(令和4年(2022年)1月15日～2月20日の土日開設)
- 4回目接種予約サポートセンター開設(令和4年(2022年)6月18日～7月31日の土日開設)
- 5回目接種予約サポートセンター開設(令和4年(2022年)11月12日～12月4日の土日開設)

【熊本市予防接種健康被害調査委員会開催実績】

- 令和3年度(2021年度)第1回 令和3年(2021年)11月22日(月) 19:00
～
- 令和3年度(2021年度)第2回 令和4年(2022年)2月28日(月) 19:00
～
- 令和4年度(2022年度)第1回 令和4年(2022年)5月16日(月) 19:00

- ～
- 令和4年度（2022年度）第2回 令和4年（2022年）8月8日（月） 19:00
- ～
- 令和4年度（2022年度）第3回 令和4年（2022年）11月15日（火） 19:00
- ～
- 令和4年度（2022年度）第4回 令和5年（2023年）2月20日（月） 19:00
- ～

⑭ 季節性インフルエンザ予防接種の対応

- ・インフルエンザ予防接種に関する優先接種等について、市政だより、熊本市ホームページ（フラッシュ広告等）、ラジオ、リビング新聞などによる広報を実施（令和2年（2020年）9月～10月）
- ・市内の高齢者施設に勤務している11,455名に、インフルエンザ予防接種費用を助成（令和2年（2020年）10月～令和3年（2021年）1月）

（5）医療

① 帰国者・接触者外来の体制確保

- ・令和2年（2020年）2月1日付厚生労働省事務連絡を受け、市内1ヶ所に帰国者・接触者外来を設置（令和2年（2020年）2月8日）
- ・その後、新たに5医療機関に協力をいただき、感染疑いのある患者に対応する帰国者・接触者外来を追加（令和2年（2020年）2月25日）
- ・令和2年（2020年）7月1日には熊本市医師会と連携し、行政検査を集中的に実施する機関としての帰国者・接触者外来である地域外来・検査センターを設置
- ・令和2年（2020年）8月以降は、11医療機関に協力をいただき検査協力医療機関を設置

② 市立病院の対応

【熊本市民病院】

- ・中国武漢市における新型コロナウイルス感染症の発生拡大及び国内での数例の発生確認を踏まえ、疑い患者の対応訓練を実施（令和2年（2020年）1月27日）
- ・帰国者・接触者外来の設置、中国語表記外来案内看板設置（令和2年（2020年）2月8日）
- ・外国人用（中国語、英語、韓国語）問診表及び支払請求書作成（令和2年（2020年）2月14日）

- ・熊本市1例目（熊本県内初）患者発生、患者受入れ（令和2年（2020年）2月21日）
 - 感染症病床8床を含む6東病棟（36床）を感染症病棟として整備
 - 感染予防のため感染症病床への警備・清掃委託業者の立入禁止
- ・市民病院職員の毎朝の健康チェック開始（令和2年（2020年）2月26日）
- ・熊本大学病院からの医師の派遣（令和2年（2020年）2月～6月）
- ・入院患者面会者の体温測定開始（業務委託）（令和2年（2020年）3月3日）
- ・オンライン診療開始（再診で処方箋を渡す患者のみ）（令和2年（2020年）3月10日）
- ・入院患者への荷物受渡業務開始（体温測定業務委託に追加）（令和2年（2020年）4月1日）
- ・熊本大学病院からの看護師の受入れ（令和2年（2020年）4月～6月、8月～9月、11月～令和3年（2021年）3月）
- ・入院患者との面会を原則禁止（令和2年（2020年）4月4日）
- ・外来患者体温測定開始（正面玄関一部及び2階連絡通路の通行制限）（令和2年（2020年）4月14日）
- ・救急外来、事務局等窓口に仮遮蔽設置（令和2年（2020年）4月17日）
- ・院内E V内に床サイン（密防止）設置（令和2年（2020年）5月31日）
- ・正面玄関入口床サイン（密防止）設置（令和2年（2020年）6月1日）
- ・新型コロナウイルス感染症入院患者が0人（令和2年（2020年）6月10日）
- ・2階連絡通路の通行再開（令和2年（2020年）6月15日）
- ・入院患者との面会制限の一部緩和（家族2名、面会時間10分程度、中学生以下不可）、荷物の受渡し業務終了（令和2年（2020年）7月1日）
- ・面会制限強化（面会禁止）開始及び2F連絡通路通航制限（令和2年（2020年）7月28日）
- ・熊本大学病院からの医師の派遣（令和2年（2020年）8月～）
- ・初の宿泊施設へ転送（令和2年（2020年）8月21日）
- ・1階及び2階の患者と対面する場所にアクリル板設置（令和2年（2020年）8月27日）
- ・新型コロナウイルス感染者待機のためのエアーテント納品（令和2年（2020年）9月10日）
- ・感染症病棟の清掃外部委託開始（令和2年（2020年）9月11日。以降随時実施。）
- ・発熱外来設置（平日14:00～17:00）（令和2年（2020年）11月2日）
- ・院内クラスターの発生に伴う外来（救急含む）診療の停止（令和3年（2021年）1月21日）

- すべての診療再開（令和3年（2021年）1月25日）
- 感染症病床従事スタッフの週1回PCR検査開始
- 新型コロナウイルスPCR検査業務外部委託開始（令和3年（2021年）2月1日）
- 当院内職員等ワクチン接種開始（令和3年（2021年）6月8日希望者全員2回目接種終了）
- オンライン面会開始（令和3年（2021年）3月17日）
- 熊本大学病院からの医師の派遣（令和3年（2021年）5月～6月）
- 緊急時確保病床として、6階北病棟の一部（16床）を感染症病床として確保（令和3年（2021年）5月1日～）
- 緊急時確保病床（16床）の運用（令和3年（2021年）8月26日～9月30日）
緊急時確保病床の運用の間、HCUを停止（令和3年（2021年）8月26日～9月30日）
- 緊急時確保病床（16床）の運用（令和4年（2022年）1月31日～3月25日）
- 超緊急時確保病床の運用に向け、救急外来を停止（令和4年（2022年）2月9日～2月15日）
- 超緊急時確保病床（6床）の運用（令和4年（2022年）2月11日～3月18日）
超緊急時確保病床の運用の間、小児病棟、5北病棟を制限（令和4年（2022年）2月10日～3月21日）
- 緊急時確保病床（16床）の運用（令和4年（2022年）7月19日～9月16日）
- 超緊急時確保病床（6床）の運用（令和4年（2022年）7月19日～9月16日）
- 院内クラスターの発生に伴う5西病棟の新規入院患者受入停止（令和4年（2022年）7月30日～8月10日）
- 緊急性の高い症例を除いて、新規入院の停止（令和4年（2022年）8月2日～8月8日）
- 院内クラスターの発生に伴う5北病棟の新規入院・退院の停止（令和4年（2022年）8月19日～8月28日）
- 6北病棟28床一般病床として運用開始（令和4年（2022年）10月11日～）
- 院内クラスターの発生に伴う6西病棟の新規入院の停止（令和4年（2022年）11月20日～11月30日）
- 院内クラスターの発生に伴うICU、5北病棟の新規入院の停止（ICU：令和4年（2022年）12月9日～12月14日、5北：令和4年（2022年）12月9日～12月15日）
- 院内クラスターの発生に伴う5西病棟の新規入院の停止（令和4年（2022年）12月17日～令和5年（2023年）1月1日）
- 緊急時確保病床（16床）の運用（令和4年（2022年）12月9日～令和5年（2023年）2月11日）

- ・超緊急時確保病床（6床）の運用（令和4年（2022年）12月17日～令和5年（2023年）2月4日）
- ・条件付き（面会時間や人数制限）で面会開始（令和5年（2023年）3月20日～）
- ・感染症病床8床を即応病床として運用（令和5年（2023年）5月8日～）
- ・6東病棟の一般病床28床を運用開始（令和5年（2023年）6月5日～）
- ・病床確保計画に基づく段階に応じて最大8床を即応病床として運用（令和5年（2023年）10月1日～令和6年（2024年）3月31日）

【植木病院】

- ・感染対策研修会の実施（令和2年（2020年）2月5、13日：全職員対象）
「インフルエンザアウトブレイク対応、新型コロナウイルスについて」
参加率75%、参加できなかった職員にはDVDにて回覧
- ・植木病院患者対応フロー図の作成、N95マスクの在庫確認、消耗品（サージカルマスクや手指消毒剤、環境消毒剤）在庫や今後の入荷の状況を確認する
（令和2年（2020年）2月13日）
- ・発熱外来の設置及び面会制限（令和2年（2020年）2月28日）
面会患者の検温及び問診、荷物の受け渡しも1階（総合受付）にて対応
- ・コロナ感染症疑い患者対応フローの作成（令和2年（2020年）2月29日）
- ・入院患者面会者・外来患者の体温測定開始（業務委託）（令和2年（2020年）3月2日）
- ・COVID患者と一般患者の検査時の隔離対応開始（令和2年（2020年）3月16日）
- ・植木病院職員の毎朝の健康チェック開始（令和2年（2020年）4月1日）
- ・入院患者との面会を原則禁止（令和2年（2020年）4月7日）
- ・コロナ患者受入確保病床20床を3階病棟に整備（令和2年（2020年）4月18日）
- ・コロナ陽性患者の入院受入開始（令和2年（2020年）4月22日）
- ・面会禁止解除、面会制限へ移行（令和2年（2020年）6月8日）
- ・県内のCOVID発生を踏まえ、面会禁止（令和2年（2020年）7月30日）
- ・家族などに新型コロナウイルス感染者が発生した場合の報告について、連絡体制などの周知徹底（令和2年（2020年）8月18日）
- ・県より新型コロナウイルス重点医療機関に指定される（令和2年（2020年）9月30日）
- ・県外移動などの学会参加の制限（令和2年（2020年）9月30日）
- ・発熱外来について、職員の動線やドライブスルーでの検査対応を考慮し設置場所を移設（令和2年（2020年）11月9日）

- ・正面玄関にサーモグラフィーの設置（令和2年（2020年）12月11日）
- ・職員の発熱時及び職員家族のCOVID発生時の対応フロー作成（令和2年（2020年）12月）
- ・院内 COVID 抗原検査開始（令和3年（2021年）1月）
- ・PCR 検査の外部委託開始 医師会 PCR センター（令和3年（2021年）2月1日）
- ・職員ワクチン接種開始（令和3年（2021年）3月）
- ・呼吸器内科医師1名赴任（令和3年（2021年）4月1日）
- ・オンライン面会開始（令和3年（2021年）4月）
- ・外来受付カウンターにアクリル板設置（令和3年（2021年）4月19日）
- ・住民ワクチン接種開始（令和3年（2021年）6月）
- ・緊急時確保病床（5床）の運用（令和3年（2021年）6月1日～9月30日）
- ・緊急時確保病床（5床）の運用（令和4年（2022年）1月31日～3月25日）
- ・超緊急時確保病床（3床）の運用（令和4年（2022年）2月11日～3月18日）
- ・院内 PCR 検査開始（令和4年（2022年）4月）
- ・緊急時確保病床（5床）の運用（令和4年（2022年）7月19日～9月16日）
- ・超緊急時確保病床（3床）の運用（令和4年（2022年）7月22日～9月16日）
- ・院内クラスターの発生（令和4年（2022年）8月12日～23日）
- ・すべての診療再開（令和4年（2022年）8月24日）
- ・緊急時確保病床（5床）の運用（令和4年（2022年）12月9日～令和5年（2023年）2月10日）
- ・超緊急時確保病床（3床）の運用（令和4年（2022年）12月16日～令和5年（2023年）2月3日）
- ・院内クラスターの発生（令和4年（2022年）12月27日～令和5年（2023年）1月8日）
- ・すべての診療再開（令和5年（2023年）1月9日）
- ・院内クラスターの発生（令和5年（2023年）1月20日～令和5年（2023年）2月1日）
- ・すべての診療再開（令和5年（2023年）2月2日）

② 入院受入医療機関の病床確保

確保病床数の推移

	県内		市内	
	確保病床数 (平時)	最大確保病床数 (超緊急時)	確保病床数 (平時)	最大確保病床数 (超緊急時)
R2年2月1日	167	—	77	—
R2年12月1日	400	—	96	—

R 2年 12月 19日	420	—	106	—
R 3年 1月 12日	433	—	112	—
R 3年 1月 22日	440	—	119	—
R 3年 2月 10日	473	—	127	—
R 3年 3月 5日	505	—	136	—
R 3年 6月 1日	598	715	182	212
R 3年 6月 25日	605	722	188	218
R 3年 9月 21日	636	758	204	232
R 3年 10月 1日	642	764	206	244
R 3年 12月 1日	669	806	220	281
R 3年 12月 28日	675	814	223	286
R 4年 2月 4日	688	824	225	288
R 4年 2月 18日	689	825	226	289
R 4年 3月 21日	694	830	231	294
R 4年 5月 13日	698	837	235	301
R 4年 5月 20日	702	841	239	305
R 4年 6月 20日	705	847	242	308
R 4年 7月 15日	711	855	250	316
R 4年 8月 5日	725	878	256	331
R 4年 8月 19日	748	907	267	348
R 4年 9月 1日	791	1,015	303	448
R 4年 9月 14日	796	1,025	303	448
R 4年 9月 28日	820	1,041	314	456
R 4年 10月 7日	832	1,060	315	459
R 4年 11月 11日	757	1,061	277	462
R 4年 11月 21日	754	1,068	283	468
R 4年 12月 9日	808	1,072	323	469
R 5年 1月 16日	826	1,106	334	480
R 5年 2月 1日	837	1,119	338	484
R 5年 2月 21日	833	1,131	338	496
R 5年 5月 8日	721	—	286	—

R5年9月1日	400	—	272	—
---------	-----	---	-----	---

	県		市	
	即応病床数		即応病床数	
	段階1	段階2～3	段階1	段階2～3
R5年10月1日	67	245	36	68

(参考)

県の病床確保計画の見直しに伴い、令和3年(2021年)6月1日からは、感染状況に応じてフェーズを切り替えながら、必要な病床を確保する運用となった。

フェーズ1：感染拡大が一定のレベルで収まっている時期

(県の確保病床使用率25%以下、リスクレベル4以下等)

フェーズ2：感染の急速な拡大が懸念される時期

(県の確保病床使用率で25%以上、リスクレベル5に到達等)

緊急時：感染が急拡大して、「まん延防止等重点措置」の適用又は要請かつ県の確保病床使用率が70%を超える状況が続く場合に、県の判断で移行
 ※要請基準に達していない段階でも、本市の病床ひっ迫状況等によっては、緊急時への移行も想定されている

第5波の感染者数が想定を遥かに超えたことを受け、国より令和3年(2021年)10月1日付けで、現行の病床・宿泊療養確保計画を抜本的に見直し、第5波の最大感染者数等を想定した「保健・医療提供体制確保計画」を策定することとなり、入院体制の強化を図るため、「緊急時フェーズ」を再区分し、病床が更にひっ迫した際に、公立・公的医療機関等に活用を要請する「超緊急時フェーズ」を新たに創設した。

フェーズ2：即応病床使用率が25%を上回る状況が続く場合、若しくはその他高齢者施設でのクラスター発生等により体制移行が必要となる場合のいずれかに該当した場合に体制の移行を要請

緊急時：即応+準備病床使用率が60%を上回る状況が続く場合、専門家の意見を踏まえ、県の判断で体制の移行を要請。

超緊急時：緊急時確保病床を即応病床に転換してもなお、即応病床使用率が70%を上回る状況が続く場合に、専門家の意見を踏まえ、県の判断で体制の移行を要請。

※要請基準に達していない段階でも、本市の病床ひっ迫状況等によっては、緊急時への移行も想定されている

フェーズごとの病床数早見表（令和5年（2023年）1月16日時点）

	確保病床	即応病床					
		フェーズ1	フェーズ2		緊急時		超緊急時
			熊本市緊急時		熊本市超緊急時		
県内病床数	826 (54)	697 (51)	826 (54)	870 (56)	970 (59)	1,072 (59)	1,106 (66)
熊本市分	334 (23)	307 (23)	334 (23)	378 (25)	378 (25)	480 (25)	480 (25)

※（ ）内はうち重症者病床数

④ 宿泊療養施設の確保

- ・新型コロナウイルスウイルスの感染拡大に備え、熊本県が中心となって、軽症者等の宿泊療養施設（令和5年（2023年）1月31日時点で県内8施設、1,226室）を確保

第1施設（最大70人）…令和2年（2020年）8月5日～令和3年（2021年）7月1日（第6施設へ借換えのため閉設）

第2施設（最大80人）…令和2年（2020年）12月24日～令和3年（2021年）3月16日（第5施設へ借換えのため閉設）

第3施設（最大109人）…令和3年（2021年）1月22日～令和3年（2021年）7月1日
令和3年（2021年）9月1日～令和4年（2022年）3月31日（第6施設へ借換えのため閉設）

第4施設（最大173人）…令和3年（2021年）2月20日～令和5年（2023年）2月20日

第5施設（最大168人）…令和3年（2021年）3月17日～令和5年（2023年）5月1日

第6施設（最大339人）…令和3年（2021年）7月2日～令和5年（2023年）2月22日

第7施設（最大22人）…令和3年（2021年）9月21日～令和5年（2023年）5月1日

第8施設（最大126人）…令和3年（2021年）9月30日～令和5年（2023年）5月8日

第9施設（最大63人）…令和3年（2021年）10月1日～令和5年（2023年）2月28日

第10施設（最大200人）…令和4年（2022年）2月10日～令和5年（2023年）2月27日

第11施設（最大135人）…令和4年（2022年）2月10日～令和5年（2023年）2月12日

※施設名については、施設側の意向又は療養者のプライバシーの保護、施設等への風評被害の恐れ等を踏まえ、県としては非公表

⑤ 医療提供体制の見直し

- ・令和2年（2020年）2月より熊本市立市民病院にて病床確保及び入院受入開始
- ・厚生労働省の令和2年（2020年）2月9日付事務連絡を受け、同月より感染症指定医療機関以外の医療機関への入院受入依頼開始
- ・令和3年（2021年）1月24日県市合同専門家会議を開催し、今後の医療提供体制の再構築について審議

<再構築の内容>

- i 入院・宿泊療養の基準を見直し、自宅療養の制度を明確化
 - ii 入院患者受入病床の更なる確保（令和5年（2023年）1月31日）
 - iii 後方支援医療機関の確保
 - iv 外来診療医療機関の確保
 - v 宿泊療養施設の運営
 - vi 「熊本県療養支援センター」に委託し、自宅療養者の健康観察を実施するとともに、必要時に食事・日用品等を提供
-
- ・令和3年（2021年）3月11日より、休日・夜間輪番体制開始（3医療機関での対応）
 - ・令和3年（2021年）11月16日より、保健所医師が療養先のトリアージ判定に使用するための「入院要否チェックシート」の運用開始
 - ・令和4年（2022年）1月30日より、休日・夜間輪番体制において三次救急医療機関が参入（7医療機関での対応）
 - ・令和4年（2022年）4月1日より、改訂版「入院要否チェックシート」の運用を開始
保健所医師が中和抗体療法適用や療養先判定に活用
 - ・令和5年（2023年）5月8日以降、入院要否を医療機関が判断し、原則医療機関の病病連携・病診連携による入院調整体制へ移行
※移行期間においては、医療機関間の入院調整困難事例に対し医療機関からの相談に応じ、保健所による入院調整支援を実施

⑥ 発熱患者への対応

- ・感染拡大初期の令和2年（2020年）3月において、医療機関での検体採取が困

難な患者に対し自宅に出向き検体採取した事例が発生

- ・医療機関から受診を断られた患者に対し帰国者・接触者外来の調整を実施。同時に医療機関に対しても厚生労働省や医師会からのガイドラインの説明周知を丁寧に行い、発熱患者の診察を促進
- ・医療機関に対し、診察に必要な感染対策防護具や検体容器などを要請に応じ提供
- ・外来での検体採取を促進させるため暴露リスクが少ない唾液のみの検体採取を周知促進
- ・令和2年（2020年）9月4日付の国通知において、「受診・相談センター」の設置及び「診療・検査医療機関」体制の構築等が提示されたことを受け、令和2年（2020年）10月、「診療・検査医療機関」として127医療機関を指定し、発熱患者専用ダイヤルを設置
- ・令和4年（2022年）12月、「診療・検査医療機関」の新規登録の勧奨を行うと共に、年末年始期間の診療体制拡充を依頼
- ・「診療・検査医療機関」の検索方法や発熱患者専用ダイヤルの体制拡充を実施し、発熱外来の受診を希望する市民への情報提供体制を強化
- ・「診療・検査医療機関」の拡充に努め、令和5年（2023年）1月31日時点で331医療機関を指定
- ・令和5年（2023年）5月8日、5類感染症への移行に伴い、「診療・検査医療機関」は「外来対応医療機関」へ名称を変更し、患者を限定しない幅広い医療機関による自律的な通常への対応に向けた外来医療体制へと移行促進
- ・多くの医療機関で新型コロナの診療や検査ができるよう、医療機関における効率的な感染対策等を周知すると共に、「外来対応医療機関」の新規登録の勧奨に努め、令和5年（2023年）5月31日時点で354医療機関に拡充

⑦ 救急対応

- ・緊急を要する場合、又は車内にて医療行為が必要な場合は通常の救急車で対応し、保健所からの新型コロナウイルス感染症患者の移送依頼には、別途専用車両で対応
- ・119番入電時、患者に発熱と呼吸器症状が確認された場合は、最近の海外への渡航歴やクラスター発生場所への訪問歴の有無を聴取するとともに、救急隊は標準感染予防策に加え、N95マスク・感染防護衣（下）・シューズカバーを着装するなど、救急隊員の感染防止策を強化（令和2年（2020年）2月22日）
- ・その後、市中感染が拡大したことから、119番入電時に発熱と呼吸器症状の有無のみを聴取し、救急隊へ感染防止対策を取るよう情報提供（令和2年（2020年）4月2日）

- ・新型コロナウイルス感染症流行下における救急現場等での心肺蘇生法のあり方を整理し、時限的なプロトコール（対応手順）の運用を開始（令和2年（2020年）4月21日）
- ・感染防止資器材については在庫管理に努めるとともに、補正予算により必要な資器材を確保
- ・全ての救急車内にウイルスを不活性化させるオゾン発生器を取り付けるとともに、ウイルス飛散防止のためのカバーを導入（令和2年（2020年）8月）
- ・N95マスク等を外すことなく使用できる車両誘導用の電子ホイッスルを導入（令和3年（2021年）9月）
- ・新型コロナウイルス感染症患者及び感染症疑い患者の増加等に伴う対応として、局臨時救急隊を運用（令和5年（2023年）12月19日～令和5年（2023年）1月31日）
- ・新型コロナウイルス感染症患者及び感染症疑い患者の増加等に伴う対応として、署臨時救急隊を運用（令和5年（2023年）12月29日～令和5年（2023年）1月3日）
- ・5類感染症移行後の搬送困難事案に対応するため、局臨時救急隊を運用（令和5年（2023年）5月8日～令和5年（2023年）9月30日）

新型コロナウイルス感染症患者及び感染症疑い患者搬送件数の推移（単位：件）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
R2		48(※)	147	354	337	201	229	307	263	287	276	366	2,815
R3	461	300	254	332	536	412	416	712	547	443	364	403	5,180
R4	692	724	655	611	604	601	1,365	1,547	948	657	831	1,341	10,576

※令和2年（2020年）2月は22日以降を集計

（6）市民生活及び地域経済安定の確保

① 物資及び資器材の備蓄等

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療資器材が不足するといった事態を受け、危機管理防災総室や保健所で備蓄していたマスク約60万枚を市医師会や市薬剤師会、市窓口部署からの依頼により順次配布（令和2年（2020年）1月30日～令和2年（2020年）3月23日）
- ・国に対して医療資器材の優先供給の緊急要望を実施（令和2年（2020年）3月5日、令和2年（2020年）4月3日、令和2年（2020年）4月20日の計3回実施）
- ・国から医療機関や福祉施設への提供分として、医療用防護服やマスクを令和2年（2020年）3月23日より複数回にわたり配布（令和2年（2020年）7月17日）

までに防護服約20万着、マスク約64万枚を受領)

- ・国内外の企業、団体、個人からもマスク等を寄付いただき、マスクについては、医療用、一般用、こども用なども合わせて約47万枚の寄付を受け、医療機関等への配布用として備蓄（令和2年（2020年）3月9日以降寄附）
- ・令和2年（2020年）5月の熊本市議会臨時会では、医療機関等で不足が見込まれるマスク等の購入費用として2.6億円（危機管理防災総室1.4億円、医療政策課1.0億円、感染症対策課0.2億円）を補正予算として計上
- ・避難所用の備蓄について、各区役所・総合支所等に保管していた衛生用品を各避難所担当課へ配布し、避難所開設時に持参することを決定（令和2年（2020年）5月11日）

※ 公設公民館等に、1ヶ所あたり配布物資：マスク100枚、アルコール手指消毒剤1,600

- ・避難所における感染防止対策用として、10万枚のマスクを購入し、危機管理防災総室に備蓄（令和2年（2020年）5月末）
- ・令和3年（2021年）2月28日現在、本市では、自己調達分に、寄付や国からの供給を合わせ、防護服（アイソレーションガウン含む）約30万着、サージカルマスク約330万枚、フェースシールド（ゴーグル含む）約10万枚、消毒液約3,600ℓ（非手指用含む）を備蓄
- ・新型コロナウイルス感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性をはじめ様々な困難・課題を抱える女性に対し、災害備蓄品や男女共同参画センターはあもにいへの熊本地震時の支援物資を活用した生理用品の配布を行い、令和5年（2023年）1月末時点で延べ1,282パックを配布
- ・国が布製マスクの在庫の有効活用を目的として自治体向けに配布することを受け、災害備蓄用や窓口配布用として必要数を国に要望し、令和4年（2022年）5月末までに約3万枚を備蓄

② 市民生活、生活支援（特別定額給付金等）

i 特別定額給付金

- ・専門組織である「特別定額給付金課」の設置（令和2年（2020年）4月23日）
- ・市ホームページに特別定額給付金の関連情報を掲載（令和2年（2020年）4月30日）、随時情報発信
- ・特別定額給付金のオンライン申請開始（令和2年（2020年）5月1日）、令和2年（2020年）8月17日まで受付
- ・特別定額給付金の郵送申請の申請書を発送開始（令和2年（2020年）5月11日）、令和2年（2020年）5月15日頃までに完了。令和2年（2020年）5月25

日までに概ね配達完了

- ・特別定額給付金の郵送申請受付開始（令和2年（2020年）5月18日）、令和2年（2020年）8月17日まで受付
- ・特別定額給付金の口座振り込み開始（令和2年（2020年）5月25日）

ii 令和2年（2020年）度子育て世帯への臨時特別給付金

- ・市ホームページに子育て世帯への臨時特別給付金の関連情報を掲載（令和2年（2020年）4月28日）、随時情報発信
- ・公務員支給対象者の郵送申請受付開始（令和2年（2020年）6月1日）、令和2年（2020年）11月30日まで受付
- ・一般支給対象者に支給対象通知を送付（令和2年（2020年）5月22日）
- ・一般支給対象者に子育て世帯への臨時特別給付金の口座振り込みを開始（令和2年（2020年）6月22日）
- ・公務員支給対象者に子育て世帯への臨時特別給付金の口座振り込みを開始（令和2年（2020年）7月20日）

iii ひとり親世帯臨時特別給付金

- ・市ホームページにひとり親世帯臨時特別給付金の関連情報を掲載（令和2年（2020年）7月1日）、随時情報発信
- ・令和2年（2020年）6月分児童扶養手当受給世帯へ基本給付のお知らせハガキ郵送（令和2年（2020年）7月15日）
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の口座振り込み開始（令和2年（2020年）8月7日）
- ・市ホームページに再支給のお知らせ追記（令和2年（2020年）12月15日）
- ・再支給についてのお知らせ通知郵送（令和2年（2020年）12月21日）
- ・再支給の口座振り込み開始（令和2年（2020年）12月25日）
- ・令和3年（2021年）2月28日まで申請受付

iv 熊本市児童扶養手当臨時特別給付金

- ・市ホームページに熊本市児童扶養手当臨時特別給付金の関連情報を掲載（令和2年（2020年）7月1日）、随時、情報を発信
- ・支給対象者（令和2年（2020年）6月分児童扶養手当受給世帯）へお知らせハガキ郵送（令和2年（2020年）7月15日）
- ・熊本市児童扶養手当臨時特別給付金の口座振り込み開始（令和2年（2020年）8月7日）

v 熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金

- ・市ホームページに熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金の関連情報を掲載（令和2年（2020年）10月8日）、随時情報発信
- ・支給対象者（熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金）へお知らせ通知文書郵送（令和2年（2020年）10月2日）
- ・熊本市熊本県ひとり親世帯への生活支援給付金の口座振り込み開始（令和2年（2020年）10月23日）

vi 令和3年度(2021年度)低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

【ひとり親世帯分】

- ・市ホームページに子育て世帯生活支援特別給付金の関連情報を掲載（令和3年（2021年）4月21日）、随時情報発信
- ・支給対象者（令和3年（2021年）4月分児童扶養手当受給世帯）へお知らせハガキ郵送（令和3年（2021年）4月30日）
- ・子育て世帯生活支援特別給付金の口座振り込み開始（令和3年（2021年）5月11日）
- ・支給対象者へお知らせ通知及び申請書郵送（公的年金給付等受給者用、家計急変者用）（令和3年（2021年）5月24日）、申請受付開始
- ・令和4年（2022年）2月28日まで申請受付

【その他世帯分】

- ・市ホームページに子育て世帯生活支援特別給付金の関連情報を掲載（令和3年（2021年）4月20日）、随時情報発信
- ・支給対象者（令和3年（2021年）4月分児童手当受給かつ令和3年度（2021年度）住民税非課税世帯）へお知らせハガキ郵送（令和3年（2021年）6月16日）
- ・子育て世帯生活支援特別給付金の口座振り込み開始（令和3年（2021年）6月30日）
- ・家計急変者等の郵送申請受付開始（令和3年（2021年）7月1日）
- ・支給対象者（特別児童扶養手当受給かつ令和3年度（2021年度）住民税非課税世帯）へお知らせハガキ郵送（令和3年（2021年）8月16日）
- ・令和4年（2022年）2月28日まで申請受付

vii 令和3年度(2021年度)子育て世帯への臨時特別給付金

- ・市ホームページに子育て世帯への臨時特別給付金の関連情報を掲載（令和3年（2021年）12月21日）、随時情報発信
- ・支給対象者（令和3年（2021年）9月分児童手当受給者）に支給対象通知を発送（令和3年（2021年）12月21日）
- ・子育て世帯への臨時特別給付金の口座振り込み開始（令和3年（2021年）12月24日）
- ・支給対象者（高校生のみの世帯、公務員世帯）へ申請書郵送（令和3年（2021年）12月22日）、申請受付開始
- ・令和4年（2022年）5月31日まで申請受付

viii 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- 市ホームページに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の関連情報を掲載（令和3年（2021年）12月27日）、随時情報発信
- 令和3年度（2021年度）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給対象世帯へ確認書・申請書等郵送（令和4年（2022年）1月23日～）
 - ・令和3年度（2021年度）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の口座振込開始（令和4年（2022年）2月4日）
 - ・令和4年（2022年）9月30日まで申請受付
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）の申請受付開始（令和4年（2022年）2月21日～）
 - ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）の口座振込開始（令和4年（2022年）3月4日）
 - ・令和4年（2022年）9月30日まで申請受付

ix 令和4年度（2022年度）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

【ひとり親世帯分】

- ・市ホームページに令和4年度（2022年度）子育て世帯生活支援特別給付金の関連情報を掲載（令和4年（2022年）5月26日）、随時情報発信
- ・支給対象者（令和4年（2022年）4月分児童扶養手当受給者）へ支給対象通知を発送（令和4年（2022年）5月31日）
- ・令和4年度（2022年度）子育て世帯生活支援特別給付金の口座振り込み開始（令和4年（2022年）6月17日）
- ・支給対象者（公的年金給付等受給者、家計急変者）へ通知書及び申請書郵送（令和4年（2022年）6月28日）、申請受付開始
- ・令和5年（2023年）2月28日まで申請受付

【その他世帯分】

- ・市ホームページに令和4年度（2022年度）子育て世帯生活支援特別給付金の関連情報を掲載（令和4年（2022年）5月26日）、随時情報発信
- ・支給対象者（令和4年（2022年）4月分児童手当受給かつ令和4年度（2022年度）住民税非課税世帯）へお知らせハガキ郵送（令和4年（2022年）7月4日）
- ・令和4年度（2022年度）子育て世帯生活支援特別給付金の口座振り込み開始（令和4年（2022年）7月22日）
- ・家計急変者等の郵送申請受付開始（令和4年（2022年）6月28日）
- ・支給対象者（特別児童扶養手当受給かつ令和4年度（2022年度）住民税非課税世帯）へお知らせハガキ郵送（令和4年（2022年）8月上旬予定）
- ・令和5年（2023年）2月28日まで申請受付

x 熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金

- ・市ホームページに低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金の関連情報を掲載（令和4年（2022年）6月28日）、随時情報発信
- ・支給対象者（令和4年度（2022年度）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金【ひとり親世帯分】を受給者）へお知らせはがき等郵送（令和4年（2022年）8月4日～）
- ・本市から令和4年度（2022年度）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金【ひとり親世帯分】を受給していないひとり親世帯からの申請受付開始（令和4年（2022年）8月8日～）
- ・低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金の口座振り込み開始（令和4年（2022年）8月22日）
- ・令和5年（2023年）3月10日まで申請受付

xi 生活保護

- ・生活保護の相談・申請・決定の各件数及びそのうち新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われる各件数について、健康福祉局から各区生活保護担当課へ照会及び集計を定期的を実施

xii 住居確保給付金

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による失業等で経済的に困窮した方を救済するため、住居確保給付金の支給要件が緩和された。
- ・窓口混雑防止及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、申請様式をホ

ホームページに掲載するなど、事務の効率化を実施

- ・「住居確保給付金の受給終了後に新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇をのぞく）された場合」のみ再支給ができるとされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として制度改正され、「上記以外の理由による収入減少等の場合」でも3か月に限り再支給の対象となった。

xiii 生活自立支援センター

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化し、生活困窮者自立相談支援機関である「熊本市生活自立支援センター」に多くの相談が寄せられており、相談件数の増加や、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行うため、相談支援体制の強化を実施。これまでの自立相談支援員13名に加え、新たに支援員3名を増員し、センターの相談支援体制の強化を実施

xiv 市税、国民健康保険料等、水道料金などの減免・支払い猶予等

- ・令和2年（2020年）度市県民税申告書の提出期限を令和2年（2020年）4月16日まで延長することについて、市ホームページに掲載（令和2年（2020年）3月5日）
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金・下水道使用料の支払いが困難な一般世帯・事業者に支払い猶予を実施（令和2年（2020年）3月18日）
- ・固定資産税、都市計画税及び事業所税の申告・納付等の期限を告示により次のとおり延長したことについて、市ホームページに掲載（令和2年（2020年）3月18日）
 - 固定資産税・都市計画税
 - 〔第1期〕令和2年（2020年）6月1日→令和2年（2020年）8月31日
 - 〔第2期〕令和2年（2020年）7月31日→令和2年（2020年）9月30日
 - 〔第3期〕令和2年（2020年）9月30日→令和2年（2020年）11月30日
 - 〔第4期〕令和3年（2021年）1月4日（変更なし）
 - 事業所税
 - 事業年度終了後2月以内に申告納付
 - 令和2年（2020年）3月19日から同年12月15日までに期限が到来するものを同年12月16日に変更
- ・市税等の納付が困難となった方に対し、納税者の個別の事情に配慮し、納税の猶予等の相談に応じることについて、市ホームページに掲載（令和2年（2020年）3月18日）
- ・市県民税申告書の提出受付を令和2年（2020年）4月17日以降も行うことを、市ホームページに掲載（令和2年（2020年）4月10日）

- ・ 国税である法人税の取扱いに準じ、法人市民税の確定申告を柔軟に受け付けること（申告期限の延長）について、市ホームページに掲載（令和2年（2020年）4月16日）
- ・ 国民年金保険料の臨時特例免除等申請の受付を開始（令和2年（2020年）5月1日）
- ・ 個人市県民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税（種別割）について、新型コロナウイルス感染症の影響で期限（納期限前）までに申請ができない個別の事情を有する方の減免申請書の提出期限を令和3年（2021年）3月31日まで延長することを、市ホームページに掲載（令和2年（2020年）5月12日）
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療傷病手当金の支給申請の受付を開始し、ホームページに掲載（令和2年（2020年）5月21日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和2年（2020年）度分の後期高齢者医療保険料減免申請の受付を開始（令和2年（2020年）5月25日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和3年度（2021年度）分の後期高齢者医療保険料減免申請の受付を開始（令和3年（2021年）4月1日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度（2022年度）分の後期高齢者医療保険料減免申請の受付を開始（令和4年（2022年）4月1日）
- ・ 国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税法の一部改正による税制上の措置

➤概要

- ・ 徴収の猶予制度の特例（制度の案内と申請受付を市ホームページに掲載（令和2年（2020年）6月5日））
- ・ 中小企業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置（制度の案内と申請受付を市ホームページに掲載（令和2年（2020年）8月18日））
- ・ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充
- ・ 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長
- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- ・ イベントの入場料金等の払戻請求権を放棄した者への寄附金税額控除の適用に係る対応（制度の案内等を市ホームページに掲載（令和3年（2021年）1月8日））
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和2年（2020年）度分の国民健康保険料減免申請の受付を開始（令和2年（2020年）5月25日）

- 年) 6月8日)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等の令和2年(2020年)度分の熊本市介護保険料減免申請の受付を開始(令和2年(2020年)6月22日)
 - ・令和3年度(2021年度)市県民税申告書の提出期限を令和3年(2021年)4月15日まで延長することについて、市ホームページに掲載(令和3年(2021年)2月10日)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等の令和3年度(2021年度)分の熊本市介護保険料減免申請の受付を開始(令和3年(2021年)4月1日)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和3年度(2021年度)分の国民健康保険料減免申請の受付を開始(令和3年(2021年)6月9日)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等の令和4年度(2022年度)分の熊本市介護保険料減免申請の受付を開始(令和4年(2022年)4月1日)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度(2022年度)分の国民健康保険料減免申請の受付を開始(令和4年(2022年)6月9日)

xv 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・令和3年(2021年)7月から、緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や再貸付が不承認となった世帯のうち収入や資産、求職活動などの要件を満たした世帯に対して支援金を支給
- ・緊急小口資金等の特例貸付について、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や再貸付が不承認となった世帯に対して申請書をプッシュ型で送付
- ・令和4年(2022年)1月以降は緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯も対象
- ・当初、令和3年(2021年)8月末までの申請期限であったが、申請期限が延長され、令和4年(2022年)12月末で申請受付を終了した。

③ 経済対策(相談、融資、協力金・支援金等)

- ・国内では感染経路が明らかでない感染者が散発的に発生し、本市においても宿泊客や来街者の減少などにより、多くの事業者がマイナスの影響を受け、その影響が拡大していくことが予想される中、県と連携した中小企業者等への金融

支援策や国、県、市の支援策をはじめとした様々なお尋ねに対応する「総合相談窓口」の開設を発表（第1弾 令和2年（2020年）3月2日発表）

- ・政府へ本市の現状の説明と今後の支援について要望活動を行い（令和2年（2020年）3月5日）、県内経済への影響について、経済界と行政が実情を共有する意見交換会を開催（令和2年（2020年）3月6日）。その意見交換会での要望を踏まえ、県融資制度の融資限度額の拡充に合わせた利子補給の対象枠の拡充や、市独自の熊本地震分の制度融資について借換えの対象に追加（第2弾 令和2年（2020年）3月9日発表）
- ・令和2年（2020年）3月6日に開催した意見交換会で挙げられた要望を踏まえ、県と連名で「新型コロナウイルス感染症の熊本経済への影響の最小化」のための緊急要望を政府へ提出（令和2年（2020年）3月9日）
- ・国内において連日感染者が確認され、市民生活や経済への影響が深刻さを増す中、令和2年（2020年）3月10日に示された国の緊急対応策と連携した取組や、同月10日から13日にかけて実施した地域や経済界等をはじめとする様々な団体との意見交換会を踏まえ、地域経済の回復に向けた本市独自の取組を取りまとめた。主に、商店街等が実施するプレミアム付商品券の発行やイベント開催への支援、観光客への宿泊割引事業、感染症の収束後を見据えた観光客受入環境の整備等を予算化（第3弾 令和2年（2020年）3月18日発表）
- ・本市の支援策をはじめ、国・県の各支援策を盛り込んだガイドブック（初版）を作成し、各経済団体等や区役所等へ配布、市ホームページなどで広く周知（令和2年（2020年）4月9日）
- ・令和2年（2020年）4月16日に特措法に基づく「緊急事態宣言」が全都道府県に拡大され、本市においても連日のように感染者が確認される中、県が実施した休業要請を受けて休業した施設・時間短縮営業をした飲食店等の店舗の賃料（上限35万円）の8割相当額を助成（令和2年（2020年）6月中旬より対象業種拡大）する支援策を発表（第4弾 令和2年（2020年）4月24日発表）
- ・新型コロナウイルスへの持続的な対策が必要と見込まれる中、ウェブを活用したオンライン合同就職説明会の開催や極めて厳しい経済環境に伴って、内定を取り消された方や職を失われた方を支援する本市での直接雇用のほか、ネット販売システムの構築等の小規模事業者の業態転換・販路拡大等の取組支援など、新しい生活様式への対応に必要な支援策を発表（第5弾 令和2年（2020年）5月21日発表）
- ・令和2年（2020年）5月31日まで延長されていた国による「緊急事態宣言」が令和2年（2020年）5月14日に解除され、これに伴い、県の休業要請も全面解除される見通しとなったことを踏まえ、各団体や企業等のニーズを踏まえたさらなる支援をいち早く実施するため、経済・観光団体等との意見交換会を

開催（令和2年（2020年）5月22日）

- ・経済・観光団体等との意見交換会に引き続き、市内主要企業及び経産省が選定した地域未来牽引企業を訪問し、ヒアリングを実施（令和2年（2020年）5月25日～6月末）
- ・企業の業績悪化や倒産による失業者の増加が懸念される中、人材が不足する介護分野への就職支援や雇用維持を目的とした副業、出向マッチング支援、廃業された方の再チャレンジ支援等のほか、コロナ禍に対応したMICE誘致、市内宿泊を伴う旅行商品に対する割引事業、熊本城ホールやスポーツ施設等のサーマルカメラ等の感染防止対策を発表（第6弾 令和2年（2020年）6月22日発表）
- ・本市初のクラスターの発生など感染拡大局面を迎える中、飲食店等における感染防止対策への支援を早急に実施するため、専用の相談窓口・コールセンターを開設するとともに、感染拡大防止実践店の認証、設備改修等に対する助成支援策を発表（第7弾 令和2年（2020年）8月4日発表）
- ・感染拡大傾向が継続する中、中小・小規模事業者の事業継続を力強く後押しするため、プレミアム付タクシー券販売への助成を行う資金繰り支援をはじめ、中小企業向けIT導入セミナーの開催や「新しい生活様式」に対応する新製品等の研究開発を助成する事業転換・新たなビジネスモデル創出支援のほか、商店街等が実施するプレミアム付商品券の発行及び市内外の物産展や商談会等への出展を助成する消費喚起策等を発表（第8弾 令和2年（2020年）8月28日発表）
- ・市内165の宿泊施設に対し、専門指導員による感染防止対策の取組状況を確認するとともに、改善が必要な項目については個別具体的な助言を行い、後日、改善状況を再確認するなど、感染防止対策の徹底について巡回指導を実施（令和2年（2020年）10月1日開始）
- ・令和2年（2020年）11月以降、感染が急速に増加・拡大していく中、令和2年（2020年）12月30日から令和3年（2021年）1月17日及び同年2月8日から2月17日までの期間において、県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき、市内中心部の酒類を提供する飲食店等に対し、営業時間短縮要請を発出されたことに伴い、県が交付する時短要請協力金に係る負担金を支援（令和2年（2020年）12月29日、令和3年（2021年）1月11日、同年2月8日 市長専決）
※令和3年（2021年）1月18日から同年2月7日までの期間においては、営業時間の短縮要請が熊本県全域に拡大したため、本市はこの期間の経費負担はしていない。
- ・飲食店に対する営業時間の短縮要請の実施状況について、令和3年（2021年）

- 1月14日以降、県と連携して現地確認を行うとともに、PCR検査の受検勧奨を計5回実施
- ・飲食店等の事業者に対する営業時間の短縮要請を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を政府へ提出するとともに、市内の飲食店等の事業継続を支援するため、営業時間短縮要請への協力店舗に対し、賃料（上限35万円）の5割相当額を助成する支援策を発表（第10弾 令和3年（2021年）1月14日発表）
 - ・令和3年（2021年）1月21日以降、国、県、市の支援策をはじめとした様々な相談に対応する「総合相談窓口」の開設時間を延長するとともに、同年3月2日以降、オンラインによる相談対応も可能となる体制に拡充
 - ・県独自の「緊急事態宣言」が発令されている中、新しい生活様式への移行を支援するため、飲食店のデリバリー利用やテレワークを促進する支援策を発表（第11弾 令和3年（2021年）1月26日発表）
 - ・県独自の「緊急事態宣言」が延長される中、飲食店の時間短縮営業によって影響を受けた飲食店取引業者等に対して、支援金を支給する支援策を発表（第12弾 令和3年（2021年）2月8日発表）
 - ・感染拡大に伴う社会・経済活動の縮小により、営業時間の短縮を余儀なくされる飲食業をはじめ、観光関連産業などの幅広い業種で業績悪化が懸念されることを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を政府へ提出（令和3年（2021年）2月12日）
 - ・国の第3次補正予算等に伴い、令和2年（2020年）度2月補正予算において、失業者等を雇用した企業や介護・警備・運輸・建設分野に就職した方への奨励金、企業が本市への立地移転等のために実施した市場調査・視察に対する経費の一部補助等を予算化（令和3年（2021年）3月2日議決）
 - ・令和3年度（2021年度）当初予算において、オンライン合同就職説明会の開催、感染防止を目的とした飲食店等の環境整備等に対する支援、Web等を活用した販路開拓支援等を予算化（令和3年（2021年）3月24日議決）
 - ・令和3年（2021年）4月からの感染拡大を踏まえ、市内の飲食店等に対する時短要請の協力金に係る県事業費の一部負担、飲食店のデリバリー利用やテレワークの促進などの対策に加え、感染収束後の消費喚起策である商店街等プレミアム付商品券発行支援事業や旅行商品割引事業を発表（第15弾令和3年（2021年）4月28日発表）
 - ・飲食店の営業時間短縮の実施状況について、令和3年（2021年）4月30日から同年6月8日の間に、県と連携して現地確認を4回実施
 - ・令和3年（2021年）5月初旬から6月下旬までの間、市内の飲食店等に対する時短要請の内容や期間は、感染状況等に応じて変更された（※）ことから、そ

の都度、同要請の協力金に係る県事業費の一部負担を公表（令和3年（2021年）5月10日、同月25日 市長専決）（第19弾 同年6月23日発表）

※5月10日には、市内全域の酒類を提供する飲食店等が要請対象となり、5月16日には、特措法による「まん延防止等重点措置」の対象区域に市内が指定されるとともに、県内全域の飲食店等が要請対象となり、6月14日以降は、「医療を守る行動強化期間」として、市内の酒類を提供する飲食店等のみが要請対象として継続された。

- ・飲食店等に対する時間短縮要請の長期化による影響を軽減するため、同要請に協力した店舗に対し、賃料（上限35万円）の5割相当額を助成する支援策を公表（第16弾 令和3年（2021年）5月13日発表）
- ・都市部の企業において、リスク分散の観点から地方への事務所移転の関心が高まる中、首都圏等のベンチャー企業等が新たな進出先等として本市を選択することを目的とし、くまもと森都心プラザの有料スモールオフィス等に入居する企業等の進出支援策を公表（第17弾 令和3年（2021年）5月31日発表）
- ・令和3年（2021年）7月からの感染拡大を踏まえ、市内の飲食店等に対する時短要請の協力金に係る県事業費の一部負担、同要請に協力した店舗に対する賃料（上限35万円）の5割相当額の助成、飲食店のデリバリー利用やテレワークの促進などの対策を公表（第20弾令和3年（2021年）8月3日発表）
- ・令和3年（2021年）8月初旬からの市内の飲食店等に対する時短要請の内容や期間は、感染状況等に応じて変更された（※）ことから、その都度、同要請の協力金に係る県事業費の一部負担を公表（令和3年（2021年）8月11日、同月20日、同年10月6日 市長専決）（同年9月27日 追加予算の議決）

※8月8日には、特措法による「まん延防止等重点措置」の対象区域に市内が指定されるとともに、県内全域の飲食店等が要請対象となり、同措置は9月1日から同月12日まで、同月13日から同月30日までの期間として延長が繰り返され、「医療を守る行動強化月間」として10月1日から同月14日までの期間、市内の飲食店等のみが要請対象として継続された。

- ・飲食店の営業時間短縮の実施状況について、令和3年（2021年）8月19日から同年9月2日の間に、県と連携して現地確認を2回実施
- ・市内飲食店等に対する県の感染防止対策認証制度の周知や申請勧奨等などの支援策を公表（第21弾令和3年（2021年）8月25日発表）
- ・市内商店街内の空き店舗に対するリノベーション支援や新規出店者支援などの支援策を公表（第22弾令和3年（2021年）10月14日発表）
- ・令和4年（2022年）1月下旬からの市内の飲食店等に対する時短要請の期間は、感染状況等に応じて変更された（※）ことから、その都度、同要請の協力金に係る県事業費の一部負担を公表（令和4年（2022年）1月21日 市長専

決) (同年2月22日、同年3月8日 追加予算の議決)

※1月21日には、特措法による「まん延防止等重点措置」の対象区域に県内全域が指定されるとともに、県内全域の飲食店等が要請対象となり、同措置は1月21日から2月13日まで、同月14日から3月6日まで、同月7日から同月21日までの期間として延長が繰り返された。

- ・特措法による「まん延防止等重点措置」の対象区域に県内全域が指定されている中、新しい生活様式への移行を支援するため、飲食店のデリバリー利用やテレワークを促進する支援策を発表(第26弾令和4年(2022年)1月21日発表)
- ・令和3年度(2021年度)補正予算について、介護・警備・運輸・建設分野に就職した方への就職奨励金や雇用維持を目的として出向、副業に取り組む企業と受入企業のマッチング支援等を予算化(令和4年(2022年)2月22日議決)
- ・令和4年度(2022年度)当初予算において、外食需要の増加促進を目的としたキャッシュバックキャンペーンの実施、首都圏及び九州圏内を対象とした本市スタートアップのプロモーションイベント開催や観光需要の下支え・回復を目的とした旅行商品割引事業等を予算化(令和4年(2022年)3月24日議決)
- ・商店街等団体や企業等が実施する物価高騰対策プレミアム付き商品券事業、旅行会社が実施する本市の観光資源の活用・宿泊促進につながる旅行商品の造成・販売に対する支援策等を予算化(令和4年(2022年)6月29日議決)(令和4年(2022年)9月30日議決)
- ・売上減少等の影響が続く中小企業者の更なる資金繰り円滑化のため、県制度融資への利子補給を予算化(令和4年(2022年)12月20日議決)
- ・介護・警備・運輸・建設分野に就職した方への就職奨励金、市内商店街内の空き店舗に対するリノベーション支援や新規出店者支援などの支援策を予算化(第35弾令和5年(2023年)3月15日議決)

○農水産業(緊急対策【第2弾】【第3弾】ほか)

- ・令和2年(2020年)3月上旬、国内の感染者が増加し、農水産業への影響拡大が懸念されたことから、JA熊本経済連、JA、市場等の農水産業関係団体に対して同年2月からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響について定期的に調査を実施したほか、特に需要減退の影響の大きかった花きについては、市長同席のもと関係団体との意見交換会を実施。これらの取組を通じて、正確な状況の把握に努めるとともに、関係団体に対して対策や支援等について迅速に情報提供
- ・令和2年(2020年)3月上旬、農漁業者の経営への影響が予見される中、国の金融支援制度を活用しつつ、県と市で連携して独自の緊急支援資金を創設し、収入の減少が見込まれる農漁業者に対して貸付を実施

- ・令和2年（2020年）3月から9月において、イベント中止等に伴い贈答用の花き需要の減少や、すいか、メロン、和牛、馬肉などで需要の減退等が確認されたことから、新聞広告の掲載、SNSを活用したPR、市庁舎・各区役所での花展示、市長記者会見での花展示など複数回にわたって行い、市の農水産物の消費拡大対策を実施
- ・令和2年（2020年）4月上旬、和牛や馬肉の流通が停滞している状況を踏まえ、保管に係る掛かり増し経費に対する支援等について国に要望書を提出
- ・令和2年（2020年）4月上旬、外出自粛に伴い消費者の「巣ごもり」需要の高まりを踏まえ、市のホームページで道の駅や農産物直売所の通販サイトを紹介したほか、新聞広告等の中で通販サイトにつながるQRコードを掲載
- ・令和2年（2020年）5月下旬、国の令和2年（2020年）度第1次補正予算「高収益作物次期作支援交付金」の説明会が開催され、以後、県やJA等の関係機関と連携し本交付金に取り組む農業者を支援
- ・令和2年（2020年）6月上旬以降、農漁業者を対象とした国・熊本県・熊本市の支援メニューを一覧表に整理し、随時更新をしながら市のホームページやSNSを活用して広く周知
- ・令和2年（2020年）10月から5か月間、花きの消費喚起として国の補助事業を活用し、本庁舎等の公共施設、JRや空港等の主要な駅や上通・下通・新市街アーケード等への花装飾を実施
- ・令和2年（2020年）11月17日に首都圏のバイヤー等に、市長や農漁業者から熊本の農水産物等を紹介するオンラインを活用したプロモーションを実施。令和2年（2020年）12月中旬より令和3年（2021年）2月にかけて首都圏のスーパー等で期間限定アンテナショップの開設、通信販売を活用した熊本産品のキャンペーンを実施する等、観光客の減少による需要が減退した馬肉を含めた農水産物や加工品の消費拡大対策を実施
- ・令和3年（2021年）6月中旬、国の「高収益作物次期作支援交付金」の第4次公募が実施され、以後、県やJA等の関係機関と連携し本交付金に取り組む農業者を支援
- ・令和3年（2021年）4月から6月にかけて、新生活様式に対応したフェアとして通信販売を活用した熊本産品のキャンペーンを実施。県内は送料無料とし、地産地消を推進
- ・令和3年（2021年）11月8日に首都圏のバイヤー等に、市長や農漁業者から熊本の農水産物等を紹介するオンラインを活用したプロモーションを実施
- ・令和4年（2022年）11月及び令和5年（2023年）1月に、コロナ禍や燃油、資材価格の高騰等の影響を受けている農漁業者支援を目的に、販売拡大対策としてインターネット通信販売を活用した送料無料キャンペーンや通販への参入支援

を実施

④ 児童生徒の学習機会の確保

- ・市立学校が令和2年（2020年）3月2日から臨時休業となったことを受け、休業期間中の児童生徒の学習機会確保のために、以下の取組を実施
 - 臨時休業期間中、児童生徒が家庭で学ぶことができるよう、学習方法を示すとともに、令和2年（2020年）3月9日の臨時登校日には冊子やプリントを配付
 - 教育センターホームページに、個人のパソコンやタブレット端末から利用できるおすすめ学習サイトを掲載
 - オンライン授業の開始に向けて、家庭のネット環境調査を実施（令和2年（2020年）3月30日～31日及び令和2年（2020年）4月3日～8日）調査の結果、全体の約3分の1の家庭に必要な環境が整っていなかったため、学校のiPadを貸し出して対応
 - オンライン授業の開始に向けた教職員に対する研修会を実施（令和2年（2020年）4月6日～7日）
 - 令和2年（2020年）4月15日からは、全小中学校（小学校3年生～中学校3年生）でオンライン授業を開始（令和2年（2020年）5月22日まで実施）
 - 民放各局及びNHKの協力のもと学習支援特別テレビ番組（くまもっとまなびたいム）を放送。さらに、同番組の視聴とオンライン授業を組み合わせた学習課題例を教育センターホームページへ掲載
 - 学校再開後は、欠席や出席停止中の児童生徒に対して、教室の授業をライブ配信する等の取組を実施できるところから、各学校で工夫して実施するよう通知
- ・夏季休業日の短縮
 - 令和2年（2020年）6月15日に開催された臨時教育委員会会議において、夏季休業日の短縮期間を6日間と決定（ただし、中学校3年生においては、各学校の判断で6日間を上限として臨時登校日を設けることができた）
 - 夏季休業日の短縮期間については、「通常の年度における必要な授業時数」から「学校再開後に実施可能な授業時数や家庭学習、オンライン授業等を授業として置き換えることができる授業時数」を引いて、不足する授業時数を算出
 - 個別の学習サポートとして、各学校への学習指導員の配置、個に応じた学習としてタブレット端末の復習ドリル（ドリルパーク）等を活用した学習、学習時間の確保として年間指導計画の見直しや学校行事の内容、方法の工夫による授業時間の確保を行うよう通知

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた学習サポート等の実施
 - 全授業者が「授業のライブ配信」を実施できるよう、その実施方法を習得しておくこと。
 - 授業のライブ配信等の方法により学習サポートを実施した場合の学習活動を評価し、学習評価に反映すること。
- ・「まん延防止等重点措置」が9月12日まで延長されたことに伴い感染リスクの高い学習活動については、一時的に停止又は代替活動を実施するよう通知。

⑤ 熊本市経済再建・市民生活安心プラン

- ・地域経済と市民生活の再建に向けて、統計データや市民意見の分析等に基づく、対策を総合的かつ効果的に展開していくための道筋を示す「熊本市経済再建・市民生活安心プラン」の策定に着手（令和2年（2020年）4月17日）
- ・同日、各部門から当該業務にあたる職員を13名選任し、経済観光局内に業務に専念できるプロジェクトチームを設置
- ・各種統計データの分析や経済指標の作成に加え、企業・事業者との意見交換、第1回企業ヒアリング調査（調査期間：令和2年（2020年）5月26日～6月29日）などから、市民生活と地域経済への影響と解決すべき課題、対策の方向性を抽出しプラン骨子を作成し（令和2年（2020年）6月3日）、令和2年（2020年）第2回定例会の各常任委員会で報告（令和2年（2020年）6月17日）
- ・感染症の流行による市民・企業への影響を把握するために、第1、2回市民アンケート調査（調査期間：令和2年（2020年）6月17日～6月24日、令和2年（2020年）8月7日～8月11日）、第2回企業ヒアリング調査（調査期間：令和2年（2020年）8月12日～8月21日）を実施
- ・議会や庁内からの意見、感染症の流行や既存の対策の経過、新たに開始した緊急対策等を踏まえ、プラン素案を作成し、令和2年（2020年）第3回定例会の各常任委員会で報告（令和2年（2020年）9月17日・18日）
- ・パブリックコメント（意見募集期間令和2年（2020年）10月2日～10月19日）、熊本市中小企業活性化会議（令和2年（2020年）10月6日開催）及び産業版市長とドンドン語ろう（令和2年（2020年）10月20日・27日開催）で意見を募集し、合計55件を受領
- ・意見及びそれを踏まえた素案を、熊本市議会新型コロナウイルス感染症対策会議で報告し、同日で決裁し第1版を策定（令和2年（2020年）10月30日）
- ・感染症流行の継続による市民・企業への影響を把握するために、第3回市民アンケート調査（調査期間：令和2年（2020年）11月2日～11月6日）を実施。

- ・令和2年（2020年）12月下旬からの感染者数の急激な増加に伴う市民・企業への影響を把握するため、第3回企業ヒアリング（調査期間：令和3年（2021年）1月4日～1月12日）、第4回市民アンケート調査（調査期間：令和3年（2021年）1月28日～2月1日）を実施
- ・第1版の計画期間は令和3年度（2021年度）末としていたが、引き続き対策を講じていくため、令和4年（2022年）4月に、計画期間を令和6年（2024年）3月までとして、計画を改定。第2回定例会の総務委員会、経済委員会において報告
- ・令和5年（2023年）5月8日に、新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に変更されたことに伴い、国・県の体制や対策が見直される中、引き続き市民の生命と健康、暮らしを守りつつ、疲弊した地域経済・市民生活の再建を図っていく必要があることから、令和5年（2023年）7月に、本プランを改訂。同年の第2回定例会の総務委員会、経済委員会、厚生委員会において報告

（7）その他（財政運営等について）

① 財源確保

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、経済へのインパクトを最小限に止めるための取組に新たな財源が必要となる一方で、税収への影響等も懸念されることから、財政運営においても大きな影響を与えることが想定された。
 - 令和2年（2020年）度及び令和3年度（2021年度）ともに、副市長通達（令和2年（2020年）4月15日及び令和3年（2021年）6月3日）により、当初予算計上事業について、事業効果等の再点検を行い、新たな対策に要する財源を捻出するよう指示
 - 各局（区）から提出された見直し可能事業を取りまとめ、第三回定例会において対象事業一覧を提出するとともに、減額補正予算を計上
- ・令和4年度（2022年度）及び令和5年度（2023年度）については、当初予算編成時より新型コロナウイルス感染症対策を最優先とし、事務事業等の見直しを行ったうえで予算編成を行った。

【新型コロナウイルス感染症対策のための一般会計補正予算の内容】

※財源には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用分を活用

※（ ）内一般財源額

令和元年度（2019年度）3月補正予算

【補正額】11.6億円

【主な内容】

- ・ 社会福祉施設等感染防止対策経費 3.5億円 (0億円)
- ・ 学校給食臨時休止対応経費 1.4億円 (0.4億円)
- ・ 商店街等プレミアム付商品券発行支援事業 2.4億円 (2.4億円)

令和2年度(2020年度)4月専決予算

【補正額】759.6億円

【内容】

- ・ 特別定額給付金給付事業 737億円 (0億円)
- ・ 熊本市緊急家賃支援事業 21.6億円 (0億円)
- ・ PCR行政検査委託経費 1億円 (0億円)

令和2年度(2020年度)5月補正予算

【補正額】33.8億円

【主な内容】

- ・ 地域外来・検査センター運営費 0.9億円 (0.2億円)
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 9.9億円 (0億円)
- ・ 教育の情報化推進経費 1.6億円 (1.6億円)

令和2年度(2020年度)6月補正予算(その2)

【補正額】36.0億円

【主な内容】

- ・ ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 10.3億円 (0億円)
- ・ 旅行商品割引事業 3.6億円 (0億円)
- ・ 学習指導員配置経費 1.7億円 (1.2億円)
- ・ 地方バス路線維持費助成 3.6億円 (0億円)
- ・ 熊本市児童扶養手当臨時特別給付金給付事業 1.5億円 (0億円)
- ・ 感染防止対策経費(熊本城) 0.6億円 (0億円)

令和2年度(2020年度)8月専決予算

【補正額】9.6億円

【主な内容】

- ・ 飲食店等感染防止環境整備支援事業 6.8億円 (0億円)
- ・ 新型コロナウイルス検査体制強化経費 1.1億円 (0億円)
- ・ 妊婦に対するPCR等検査経費 0.8億円 (0億円)

令和2年度(2020年度)9月補正予算

【補正額】 54.8億円

【主な内容】

- ・新型コロナウイルス対応融資利子補給事業 53.2億円 (13.2億円)
- ・教育の情報化推進経費 3.2億円 (2.1億円)
- ・ひとり親世帯生活支援給付金給付事業 2.1億円 (0億円)
- ・商店街等プレミアム付商品券発行支援事業 1.7億円 (1.7億円)

令和2年度(2020年度)9月補正予算(その2)

【補正額】 1.8億円

【内容】

- ・インフルエンザ予防接種経費 1.8億円 (1.8億円)

令和2年度(2020年度)11月補正予算

【補正額】 47.4億円

【主な内容】

- ・国産農産物供給力強靱化対策事業 30.0億円 (0億円)
- ・飲食店等感染防止環境整備支援事業 4.9億円 (4.6億円)
- ・検査体制等強化経費 4.5億円 (0億円)
- ・学校再開対応経費 2.4億円 (0億円)

令和2年度(2020年度)12月補正予算

【補正額】 5.1億円

【内容】

- ・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 5.1億円 (0億円)

令和2年度(2020年度)12月専決予算

【補正額】 2.0億円

【内容】

- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 2.0億円 (0億円)

令和2年度(2020年度)1月専決予算

【補正額】 1.9億円

【内容】

- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 1.9億円 (0億円)

令和2年度(2020年度)1月補正予算

【補正額】 9.7億円

【内容】

- ・高齢者施設等従事者PCR検査経費 4.1億円（0億円）
- ・時短営業協力者への緊急家賃支援事業 3.3億円（0億円）
- ・新型コロナウイルス予防接種経費 2.3億円（0億円）

令和2年度（2020年度）1月専決予算（その2）

【補正額】 4.2億円

【内容】

- ・高齢者施設等従事者PCR検査経費（通所施設等） 3.6億円（0億円）
- ・飲食店デリバリー利用促進事業 0.3億円（0億円）
- ・テレワーク等利用促進事業 0.2億円（0億円）
- ・自宅療養者等フォローアップ体制強化経費 0.1億円（0億円）

令和2年度（2020年度）2月専決予算

【補正額】 8.7億円

【内容】

- ・飲食店取引事業者等緊急支援事業 6.6億円（0億円）
- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 2.1億円（0億円）

令和2年度（2020年度）2月補正予算

【補正額】 11.1億円

【主な内容】

- ・交通事業会計繰出金 2.3億円（0億円）
- ・学校教育活動継続経費 1.7億円（0億円）
- ・失業者緊急雇用促進事業 1.5億円（0億円）

令和3年度（2021年度）当初予算

【予算額】 88.0億円

【主な内容】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種経費 20.9億円（0億円）
- ・新型コロナウイルス対応融資利子補給事業 14.1億円（0億円）
- ・高齢者施設等従事者PCR検査経費 11億円（0億円）

令和3年度（2021年度）4月専決予算

【補正額】 13.2億円

【内容】

- ・戦略的モニタリング検査経費 0.5億円（0億円）
- ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 12.7億円（0億円）

令和3年度（2021年度）4月専決予算（その2）

【補正額】 1.9億円

【内容】

- ・高齢者向け新型コロナワクチン接種移動支援経費 1.9億円（0億円）

令和3年度（2021年度）4月専決予算（その3）

【補正額】 7.8億円

【主な内容】

- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 1.9億円（0億円）
- ・商店街等プレミアム付商品券発行支援事業 3.2億円（0億円）
- ・旅行商品割引事業 2.3億円（0億円）

令和3年度（2021年度）5月専決予算

【補正額】 4.6億円

【内容】

- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 4.6億円（4.6億円）

令和3年度（2021年度）5月補正予算

【補正額】 3.3億円

【内容】

- ・時短営業協力者への緊急家賃支援事業 3.3億円（3.3億円）

令和3年度（2021年度）5月専決予算（その2）

【補正額】 3.0億円

【内容】

- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 3.0億円（3.0億円）

令和3年度（2021年度）6月補正予算

【補正額】 15.4億円

【主な内容】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種経費 12.6億円（0億円）
- ・戦略的モニタリング検査経費 1.4億円（1.4億円）

- ・ 自宅療養者等フォローアップ体制強化経費 1.1億円 (0億円)

令和3年度(2021年)6月補正予算(その2)

【補正額】16.9億円

【内容】

- ・ 新型コロナウイルス感染症による生活困窮者自立支援金支給事業
4.6億円 (0億円)
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種経費 8.7億円 (0億円)
- ・ 抗原検査実施経費 3.6億円 (2.0億円)

令和3年度(2021年度)6月補正予算(その3)

【補正額】14.1億円

【内容】

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種経費 10.5億円 (0億円)
- ・ 営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 3.6億円 (2.0億円)

令和3年度(2021年度)8月専決予算

【補正額】9.1億円

【主な内容】

- ・ 営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 5.5億円 (0.3億円)
- ・ 時短営業協力者への緊急家賃支援事業 3.0億円 (3.0億円)

令和3年度(2021年度)8月専決予算(その2)

【補正額】2.0億円

【内容】

- ・ 営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 2.0億円 (0.1億円)

令和3年度(2021年度)8月専決予算(その3)

【補正額】2.6億円

【内容】

- ・ 時短営業協力者への緊急家賃支援事業 2.6億円 (0.1億円)

令和3年度(2021年度)9月補正予算

【補正額】20.8億円

【主な内容】

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種経費 13.6億円 (0億円)

- ・新型コロナウイルス感染症対策経費 3.6億円 (0億円)

令和3年度(2021年度)9月補正予算(その2)

【補正額】3.9億円

【内容】

- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 3.9億円 (0.2億円)

令和3年度(2021年度)10月専決予算

【補正額】3.1億円

【内容】

- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 3.1億円 (0.2億円)

令和3年度(2021年度)10月補正予算

【補正額】13.8億円

【主な内容】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種経費 9.9億円 (0億円)
- ・地方バス路線維持緊急支援事業(コロナ影響分) 1.2億円 (0億円)
- ・新型コロナウイルス感染症緊急空き店舗対策事業 1.1億円 (0億円)

令和3年度(2021年度)11月補正予算

【補正額】4.3億円

【内容】

- ・人件費(時間外勤務手当) 3.9億円 (3.9億円)
- ・感染防止対策経費(児童養護施設等) 0.3億円 (0.2億円)
- ・就労系障害福祉サービス等機能強化事業 0.1億円 (0.1億円)

令和3年度(2021年度)12月補正予算

【補正額】65.8億円

【内容】

- ・子育て世帯等臨時特別支援事業(先行給付金) 62.8億円 (0億円)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種経費 3.0億円 (0億円)

令和3年度(2021年度)12月補正予算(その2)

【補正額】62.0億円

【内容】

- ・子育て世帯等臨時特別支援事業 62.0億円 (0億円)

令和3年度（2021年度）12月専決予算

【補正額】 88.2億円

【内容】

- ・住民税非課税世帯等臨時特別支援事業 88.2億円（0億円）

令和3年度（2021年度）1月専決予算

【補正額】 8.9億円

【主な内容】

- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 5.3億円（0億円）
- ・時短営業協力者への緊急家賃支援事業 3.0億円（0億円）
- ・テレワーク利用促進事業 0.4億円（0億円）

令和3年度（2021年度）2月補正予算

【補正額】 16.5億円

【主な内容】

- ・住民税非課税世帯等臨時特別支援事業 17.6億円（0億円）
- ・失業者就業支援事業 2.2億円（0億円）
- ・妊産婦総合支援事業 0.9億円（0億円）

令和3年度（2021年度）2月補正予算（その2）

【補正額】 4.6億円

【内容】

- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 4.6億円（4.6億円）

令和3年度（2021年度）3月補正予算

【補正額】 5.9億円

【内容】

- ・営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費 3.3億円（3.3億円）
- ・新型コロナウイルス感染症対策経費 2.6億円（0億円）

令和4年度（2022年度）当初予算

【予算額】 116.5億円

【主な内容】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種経費 40.8億円（0億円）
- ・新型コロナウイルス感染症対策経費 18.2億円（0.4億円）

- ・新型コロナウイルス対応融資利子補給事業 10.1億円 (0億円)

令和4年度(2022年度)4月専決予算

【補正額】0.3億円

【内容】

- ・高齢者施設等医療支援チーム派遣事業 0.3億円 (0億円)

令和4年度(2022年度)5月専決予算

【補正額】12.4億円

【内容】

- ・子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 12.4億円 (0億円)

令和4年度(2022年度)6月補正予算

【補正額】17.7億円

【主な内容】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種経費 11.1億円 (0億円)
- ・生活困窮者自立支援金支給事業 5.3億円 (0億円)
- ・新型コロナウイルス感染症対策経費 1.0億円 (0億円)

令和4年度(2022年度)6月補正予算(その2)

【補正額】19.7億円

【主な内容】

- ・物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業 8.4億円 (0億円)
- ・低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金給付事業 2.0億円 (0億円)
- ・保育所等給食食材高騰対策緊急支援事業 1.9億円 (0億円)
- ・農水産物販売事業者緊急支援事業 0.2億円 (0億円)

令和4年度(2022年度)9月補正予算

【補正額】68.7億円

【主な内容】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種経費 37.9億円 (0億円)
- ・新型コロナウイルス感染症対策経費 22.7億円 (9.1億円)
- ・旅行商品割引事業 6.0億円 (0億円)

令和4年度(2022年度)9月補正予算(その2)

【補正額】52.8億円

【内容】

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業 52.8億円(0億円)

令和4年度(2022年度)11月補正予算

【補正額】 8.4億円

【主な内容】

- ・社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業 3.8億円(0億円)
- ・畜産経営継続緊急支援事業 1.4億円(0億円)
- ・新型コロナウイルス伴走支援型利子補給事業 1.0億円(0億円)

令和4年度(2022年度)2月補正予算

【補正額】 10.1億円

【主な内容】

- ・低所得者の子育て世帯への生活支援特別給付金給付事業 3.3億円(0億円)
- ・保健所等新型コロナウイルス感染症対策経費 1.6億円(0億円)
- ・広域観光連携事業 1.5億円(0億円)

令和5年度(2023年度)当初予算

【補正額】 69.6億円

【主な内容】

- ・新型コロナウイルス感染症対策経費 30.0億円(0億円)
- ・新型コロナウイルス対応融資利子補給事業 3.6億円(0億円)
- ・新型コロナウイルス伴走支援型利子補給事業 2.8億円(0億円)

令和5年度(2023年度)4月専決予算

【補正額】 47.1億円

【内容】

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業 35.7億円(0億円)
- ・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 11.4億円(0億円)

令和5年度(2023年度)6月補正予算

【補正額】 51.7億円

【主な内容】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種経費 27.2億円(2.1億円)

- ・ L P ガス価格高騰対策緊急支援事業 12.6億円 (0億円)

令和5年度(2023年度)9月補正予算

【補正額】4.0億円

【内容】

- ・ 学校教育活動体制整備経費 2.0億円 (0億円)
- ・ 感染防止対策経費 1.7億円 (0億円)
- ・ 旅行者誘客・滞在促進事業 0.3億円 (0億円)

令和5年(2023年)度11月補正予算

【補正額】78.0億円

【内容】

- ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 68.9億円 (0億円)
- ・ L P ガス価格高騰対策緊急支援事業 9.1億円 (0億円)

令和5年(2023年)度1月専決予算

【補正額】25.0億円

【内容】

- ・ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業 25.0億円 (0億円)

令和5年(2023年)度2月補正予算

【補正額】8.5億円

【主な内容】

- ・ 学校等給食食材高騰対策緊急支援事業 4.3億円 (0億円)
- ・ 救急医療対策経費 1.0億円 (0億円)

【発行元】

熊本市 政策局 総合政策部 政策企画課

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

TEL : 096-328-2035 FAX : 096-324-1713